

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び
独立行政法人の対応状況について」

令和元年7月

会計検査院

独立行政法人制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施機能を向上させることを目的として創設された。そして、制度創設から10年以上が経過し、様々な問題点が指摘されたことなどを踏まえ、それまでの議論を改めて総括・点検し、独立行政法人の制度・組織両面にわたる独立行政法人改革を行うこととされ、25年12月に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定された。上記改革の目的は、同方針によれば、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨にのっとり、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、独立行政法人の政策実施機能の最大化を図ることなどとされている。

そして、独立行政法人改革等を進めるために、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）が改正されるとともに、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」等が改訂されている。

本報告書は、以上のような状況を踏まえ、「主務大臣の目標策定及び評価の状況並びにセグメント情報等の評価への活用状況」「経営努力の促進等に係る取組状況」及び「内部統制・ガバナンスの強化等の状況」について、横断的に検査を行い、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

令和元年7月
会計検査院

目次

1	検査の背景	1
	(1) 創設時における独立行政法人制度の概要	1
	(2) 独立行政法人改革等に至るまでの経緯	3
	(3) 独立行政法人改革等の概要	5
	ア 独立行政法人の事務及び事業の特性に応じた分類を踏まえた主務大臣の目標策定及び評価並びにセグメント情報の評価への活用	5
	イ 経営努力の促進等に係る取組	11
	ウ 内部統制・ガバナンスの強化等	14
	(4) 独立行政法人の統合等	18
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	21
	(1) 検査の観点及び着眼点	21
	(2) 検査の対象及び方法	22
3	検査の状況	23
	(1) 主務大臣の目標策定及び評価の状況並びにセグメント情報等の評価への活用状況	23
	ア 評価単位とセグメントの対応状況	25
	イ 「一定の事業等のまとまり」の単位と評価を行った単位の状況	30
	ウ 主務大臣評価におけるセグメント情報等の活用状況	33
	(2) 経営努力の促進等に係る取組状況	35
	ア 業務達成基準を採用したことによる運営費交付金の収益化等の状況	36
	イ 法人の長における収益化単位の業務ごとの財務情報の把握状況	43
	ウ 経営努力認定の状況	46
	(3) 内部統制・ガバナンスの強化等の状況	49
	ア 内部統制システムの整備状況	49
	イ 内部統制の取組状況	54
	ウ 監事の機能強化等の状況	59
4	所見	64
	(1) 検査の状況の概要	64

(2) 所見 71
別表 75

- ・本文及び図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。
- ・図表中の金額欄の「0」は単位未満あり、「－」は皆無を示す。
- ・図表中の独立行政法人名は平成29事業年度末現在の独立行政法人名を記述している。なお、図表0-8は、26事業年度末現在の独立行政法人名も併記している。

参 考 事 例 一 覧

[法人の長が事業年度途中において収益化単位の業務ごとに予算や執行実績等の財務情報を把握して、当該財務情報を踏まえて予算の見直しを行っていたもの]

<参考事例> 45

独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況
について

検査対象	内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、独立行政法人87法人
独立行政法人改革等の概要	独立行政法人をその事務及び事業の特性に応じて分類した上で主務大臣が中期目標等を策定し、自ら評価を行うこと、中期目標等に定められた「一定の事業等のまとまり」ごとの区分に基づくセグメント情報を作成して評価にセグメント情報を活用すること、運営費交付金の収益化基準を原則、業務達成基準として経営努力の促進を図ること、内部統制・ガバナンスの強化等の業務運営を改善する仕組みを構築することなど
87独立行政法人の経常費用の額	16兆4628億円（平成29事業年度）
87独立行政法人のうち運営費交付金が交付されている74独立行政法人に対する運営費交付金の交付額	1兆5230億円（平成29事業年度）

1 検査の背景

(1) 創設時における独立行政法人制度の概要

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせることを目的として設立される法人である。

独立行政法人制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門

に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施機能を向上させることを目的として創設された。そして、独立行政法人制度は、国による事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点の移行を図るために、独立行政法人を所管する主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものとするものとされた。

独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）において定められており、各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）等において定められている。

通則法によれば、政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより各独立行政法人に出資することができることとされている。また、通則法によれば、政府は、予算の範囲内において、各独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができることとされており、国は、業務運営の財源に充てるために必要な資金として運営費交付金を交付している。

そして、独立行政法人制度創設時の制度では、通則法により、独立行政法人の業務運営等に関し、目標策定と業務実績に係る事後評価の仕組みを導入することとされており、主務大臣が独立行政法人に対して中期目標を策定して指示し、各府省に置かれた有識者から成る「独立行政法人評価委員会」（以下「府省評価委員会」という。）が、当該中期目標に沿って行われた独立行政法人の業務実績について評価し、更に総務省に置かれた有識者から成る「政策評価・独立行政法人評価委員会」が、府省評価委員会が行った評価結果を評価することとされていた。

一方、独立行政法人は、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないなどの特殊性があることから、この特殊性を踏まえた「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成12年2月独立行政法人会計基準研究会（以下「会計基準研究会」という。）策定。以下「会計基準」という。）及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（平成12年8月中央省庁等改革推進本部事務局及び日本公認会計士協会策定。以下「会計基準Q&A」といい、会計基準と合わせて「会計基準等」という。）が定められている。会計基準等は、主務省令に基づき、独立行政法人がその会計を処理するに

当たって従わなければならない基準とされている。そして、独立行政法人制度創設時の会計基準によれば、独立行政法人は、その財務諸表の附属明細書において、財務諸表に計上された数値を独立行政法人の事業内容等に応じて適切に区分して、それぞれの事業等に係るコストや資産の状況を明らかにしたセグメント情報を開示することとされていた。

独立行政法人は、国から運営費交付金を受領したときは、その相当額を運営費交付金債務として負債に計上することとなっていて、その後、会計基準に基づき業務の進行に応じて負債から収益に振り替えることなどとなっている（以下、運営費交付金債務を運営費交付金収益に振り替えることを「収益化」といい、収益化に係る基準を「収益化基準」という。）。独立行政法人制度創設時の制度では、独立行政法人は、中期目標期間の最終事業年度以外の事業年度に、損益計算において利益が生じたときは、当該利益のうち、独立行政法人の経営努力として主務大臣が承認（以下、主務大臣の承認を「経営努力認定」という。）した利益を目的積立金として積み立て、中期計画に記載した使途に使用することができることとなっていた。そして、中期目標期間の最終事業年度末には運営費交付金債務を全て収益化し、これにより生じた利益も含めて最終事業年度における当期末処分利益は全て積立金に振り替えることとなっていた。また、目的積立金が残っている場合には、その残額を積立金に振り替えなければならないこととなっていて、これらの積立金は、翌中期目標期間に必要となる額を除き、国庫納付することとなっていた。

(2) 独立行政法人改革等に至るまでの経緯

独立行政法人制度については、図表0-1のとおり、制度創設以降、改革の必要性が認識されて、議論されており、政府は、25年2月に、内閣に設置された行政改革推進本部の下、行政改革推進会議において独立行政法人改革について議論するとともに、同会議における議論に資するために、内閣府副大臣の下で「独立行政法人改革に関する有識者懇談会」（以下「有識者懇談会」という。）を開催し、独立行政法人改革に関する専門的かつ実務的な検討を行うこととした。そして、有識者懇談会は、同年6月、検討の結果を「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」として公表するとともに、行政改革推進会議に報告している。

その後、行政改革推進会議は、同会議の下に「独立行政法人改革等に関する分科会」を設置するなどして検討を進め、同年12月に、その結果を「独立行政法人改革等

に関する基本的な方針について」（平成25年12月行政改革推進会議決定）として取りまとめている。

上記の行政改革推進会議決定を踏まえ、政府は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定。以下「基本的な方針」という。）を決定した。基本的な方針によれば、独立行政法人改革等の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨にのっとり、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、独立行政法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用等により官の肥大化防止・スリム化を図ることとされている。

図表0-1 独立行政法人改革の経緯の概要（平成13年1月～25年12月）



（注）「独立行政法人改革のこれまでの経緯と現状について」（平成25年2月28日有識者懇談会配布資料）等を基に会計検査院が作成した。

(3) 独立行政法人改革等の概要

基本的な方針に沿った独立行政法人改革等（以下「独立行政法人改革等」という。）を進めるために、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号。以下「改正法」という。）が26年6月に公布され、27年4月から施行された（以下、改正法による改正後の通則法を「改正通則法」といい、改正前の通則法を「旧通則法」という。）。また、基本的な方針を踏まえ、会計基準研究会等における議論を経て、「独立行政法人会計基準の改訂について」（平成27年1月独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会了承。以下「「会計基準の改訂について」」という。）が公表され、同年1月に会計基準が改訂された（以下、改訂された会計基準を「改訂会計基準」という。）。さらに、同年3月及び28年2月に会計基準Q&Aが改訂された（以下、改訂された会計基準Q&Aを「改訂会計基準Q&A」といい、改訂会計基準と合わせて「改訂会計基準等」という。）。

そして、前記の目的を達成するために、独立行政法人改革等においては、次のような措置を講ずることとされた。

ア 独立行政法人の事務及び事業の特性に応じた分類を踏まえた主務大臣の目標策定及び評価並びにセグメント情報の評価への活用

旧通則法では、多種多様な業務を行う独立行政法人に多くのルールが一律に適用されていたため、個別の独立行政法人の事務及び事業の特性を踏まえた政策実施機能が十分に発揮できない状況となっていたことなどが、有識者懇談会等において指摘されていた。

また、旧通則法では、政策の責任主体である主務大臣が中期目標を策定して独立行政法人に示し、各事業年度終了後に府省評価委員会が独立行政法人の業務の実績に関する評価を行うこととされていた。しかし、有識者懇談会等において、府省評価委員会が行う業務の実績に関する評価の統一的なルールがないため、改善すべき問題が明白となっている独立行政法人に対しても高い評価を与えた事例が生ずるなど中期目標に係る評価の妥当性の検証が難しい状況となっているなどして、独立行政法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のPDCA（Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善））サイクルが必ずしも十分に機能していないことなどが指摘されていた。

そこで、改正通則法では、独立行政法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガ

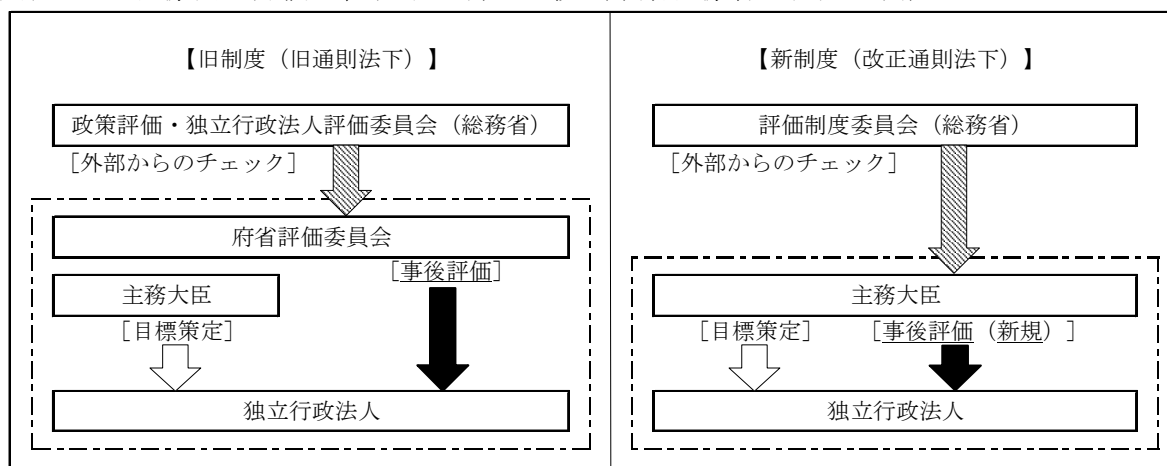
バランスを構築していくために、独立行政法人の事務及び事業の特性に応じ、業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方、業務運営における独立行政法人の裁量と国の関与の程度等を基に、図表0-2のとおり、独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人及び行政執行法人の三つ（以下「3分類」という。）に分類することとなった。

図表0-2 独立行政法人の裁量、国の関与の程度等に応じた独立行政法人の3分類

3分類	中期目標管理法	国立研究開発法人	行政執行法人
目的	一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立って執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様な良質なサービスの提供を通じて公共の利益の増進を推進すること	一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保すること	国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行すること
業務運営に関する目標及び計画	中期目標（3年から5年） 中期計画（3年から5年） 年度計画（単年度）	中長期目標（5年から7年） 中長期計画（5年から7年） 年度計画（単年度）	年度目標（単年度） 事業計画（単年度）

主務大臣は、3分類に応じて、中期目標管理法においては中期目標を、国立研究開発法人においては中長期目標を、行政執行法人においては年度目標（以下、これらを合わせて「中期目標等」という。）をそれぞれ策定することとされた。また、独立行政法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルの機能の強化を図るために、主務大臣が毎事業年度又は中期目標等の期間における独立行政法人の業務の実績を自ら評価（以下「主務大臣評価」という。）することで、目標及び評価の一貫性及び実効性を向上させることとされた。そして、主務大臣評価の客観性や政府全体としての評価等との整合性を確保するために、総務省に置かれた内閣総理大臣が任命する委員から成る独立行政法人評価制度委員会（以下「評価制度委員会」という。）が外部から点検する仕組みが導入された（図表0-3参照）。

図表0-3 目標及び評価の仕組みの新旧比較（中期目標管理法人の例）



また、改正通則法により、総務大臣は、中期目標等の策定及び評価に関する指針を定め、主務大臣に通知することとされ、総務大臣は、26年9月に、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月総務大臣決定。以下「目標指針」という。）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月総務大臣決定。以下「評価指針」という。）を策定して主務大臣に通知している。

改正通則法においては、中期目標等には、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」（国立研究開発法人は「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」。以下、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」と合わせて「業務の質の向上に関する事項」という。）「業務運営の効率化に関する事項」「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」の四つの事項等を定めることとなっている。そして、目標指針によれば、主務大臣は、国民に対する説明責任を果たす観点、適正かつ厳正な評価に資する観点、さらに、国立研究開発法人については研究開発成果の最大化の観点から、「業務の質の向上に関する事項」については、^(注1)「一定の事業等のまとまり」ごとに中期目標等の項目を設定することとされている。また、「業務運営の効率化に関する事項」「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」については、独立行政法人の特性及び事項の内容に応じて中期目標等の項目を設定することとされている。

評価指針によれば、主務大臣は、原則、中期目標等を設定した項目を評価単位として評価を実施することとしつつ、その際に細分化した単位で評価を行うことは妨げないとされている。そして、主務大臣評価に当たっては、独立行政法人が自ら評

価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」といい、独立行政法人が自ら行った評価を「自己評価」という。）を十分に活用するとされている。また、独立行政法人は、自己評価書の作成に当たって、評価において十分に説明し得るよう「可能な限り最小の単位」（国立研究開発法人は「目標に応じたマネジメントに係る実効的な単位」。以下同じ。）で評価を行うこと、「当該自己評価を適正に行うための評価単位を統合したものが主務大臣が行う評価単位と整合するよう留意する」ことなどに努め、主務大臣評価の円滑化に資することとされた。その後、31年3月に評価指針が改定され、中期目標管理法人及び行政執行法人については、「可能な限り最小の単位」は「事務・事業の特性に応じて適切な単位」とされるとともに、「当該自己評価を適正に行うための評価単位を統合したものが主務大臣が行う評価単位と整合するよう留意する」は「主務大臣が行う評価にも活用できるよう留意する」とされている。

評価指針によれば、中期目標管理法人及び行政執行法人における主務大臣評価の手法については、定量的な成果実績であるアウトプット情報と資源投入量である財務情報等のインプット情報との対比を行うなどして、効率性の観点からも評価することとされており、その際、できるだけ「一定の事業等のまとまり」ごとの財務情報等を活用することとされている。また、国立研究開発法人については、研究開発活動に係る成果等と財務情報等のインプット情報とを対比させるなどすることとされている。

(注1) 「一定の事業等のまとまり」 独立行政法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位とされており、具体的には主要な事業ごとの単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単位等で設定されるもの

(注2) アウトプット情報 独立行政法人の直接的な活動の結果（独立行政法人の提供する個別具体のサービスや独立行政法人の活動の直接的産出物）に係る情報

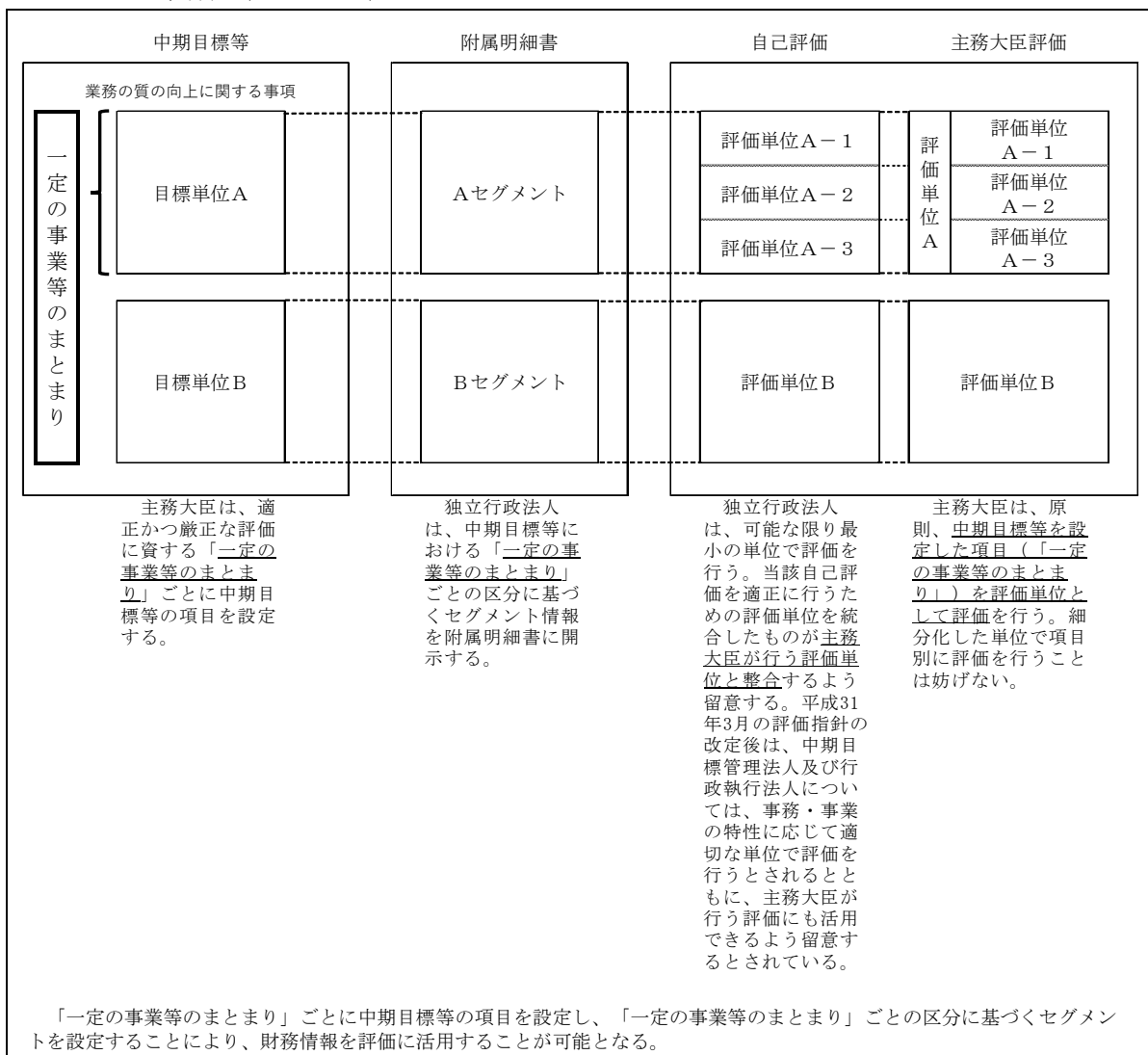
(注3) インプット情報 独立行政法人の直接的な活動の結果を得るために投入された資源（作業時間、投入費用等）に係る情報

そして、改訂前の会計基準第43においては、開示すべきセグメント情報について、「セグメント区分については、区分経理によるもののほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、各法人にお

いて個々に定めていくこととする。」とされていた。このため、各独立行政法人のセグメント情報と主務大臣が策定した中期目標等に掲記された事業等とが必ずしも明確に対応しない場合があり、府省評価委員会が行う独立行政法人の評価等にセグメント情報が十分に活用されていないことなどが、会計基準研究会等において指摘されていた。

そこで、改訂会計基準第43では、目標策定及び評価に資する情報となる財務情報の有用性をより担保するために、「独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報とする」とされた。これにより、27事業年度以降は、独立行政法人は、セグメントを「一定の事業等のまとまり」ごとに設定することとなっている（図表0-4参照）。

図表0-4 主務大臣が策定する目標及び評価の単位と独立行政法人が設定するセグメントとの関係（イメージ）



なお、改正法附則第8条において、中期目標管理法人又は国立研究開発法人については、旧通則法に基づき策定された中期目標を改正通則法における中期目標又は中長期目標とみなすとする経過措置（以下「改正法附則第8条に係る経過措置」という。）が規定されている。そして、上記の改訂会計基準第43に基づく新しいセグメント区分によるセグメント情報の開示については、改正法附則第8条に係る経過措置が適用される独立行政法人においては、当該経過措置の終了まで改訂前の会計基準第43の規定を適用することが容認されている。29事業年度末現在の独立行政法人87法人のうち、改正法附則第8条に係る経過措置の対象となっているのは34法人となっていて、残りの53法人は改正通則法に基づく中期目標等が策定されており（以下、この53法人を「改正通則法に基づく中期目標等策定53法人」という。）、新しいセグメント区分によるセグメント情報を開示する改訂会計基準第43の規定が適用されることとなっている（図表0-5参照）。

（以下、各独立行政法人の名称中「独立行政法人」「国立研究開発法人」は記載を省略した。）

図表0-5 改正通則法に基づく中期目標等策定53法人及び改正法附則第8条に係る経過措置の対象となっている34法人（平成29事業年度末現在）

改正通則法に基づく中期目標等策定53法人		改正法附則第8条に係る経過措置の対象となっている34法人	
<中期目標管理法人> (23法人)		<中期目標管理法人> (30法人)	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構（注）	経済産業研究所	北方領土問題対策協会	地域医療機能推進機構
国際協力機構	工業所有権情報・研修館	国民生活センター	農畜産業振興機構
国際交流基金	日本貿易振興機構	日本学術振興会	農業者年金基金
酒類総合研究所	海技教育機構	日本スポーツ振興センター	農林漁業信用基金
国立特別支援教育総合研究所	航空大学校	日本芸術文化振興会	情報処理推進機構
大学入試センター	自動車技術総合機構	日本学生支援機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構
国立青少年教育振興機構	自動車事故対策機構	国立高等専門学校機構	中小企業基盤整備機構
国立女性教育会館	住宅金融支援機構	大学改革支援・学位授与機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国立科学博物館		勤労者退職金共済機構	国際観光振興機構
国立美術館		高齢・障害・求職者雇用支援機構	水資源機構
国立文化財機構		福祉医療機構	空港周辺整備機構
教職員支援機構		国立重度知的障害者総合施設のみみの園	都市再生機構
労働政策研究・研修機構		労働者健康安全機構	奄美群島振興開発基金
年金積立金管理運用		国立病院機構	日本高速道路保有・債務返済機構
家畜改良センター		医薬品医療機器総合機構	環境再生保全機構
<国立研究開発法人> (23法人)		<国立研究開発法人> (4法人)	
日本医療研究開発機構	国立成育医療研究センター	理化学研究所	
情報通信研究機構	国立長寿医療研究センター	宇宙航空研究開発機構	
物質・材料研究機構	農業・食品産業技術総合研究機構	海洋研究開発機構	
防災科学技術研究所	国際農林水産業研究センター	新エネルギー・産業技術総合開発機構	
量子科学技術研究開発機構	森林研究・整備機構		
科学技術振興機構	水産研究・教育機構		
日本原子力研究開発機構	産業技術総合研究所		
医薬基盤・健康・栄養研究所	土木研究所		
国立がん研究センター	建築研究所		
国立循環器病研究センター	海上・港湾・航空技術研究所		
国立精神・神経医療研究センター	国立環境研究所		
国立国際医療研究センター			
<行政執行法人> (7法人)		<行政執行法人> (0法人)	
国立公文書館	農林水産消費安全技術センター		
統計センター	製品評価技術基盤機構		
造幣局	駐留軍等労働者労務管理機構		
国立印刷局			

（注）「郵便貯金・簡易生命保険管理機構」は、平成31年4月1日に「郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に移行した。

イ 経営努力の促進等に係る取組

会計基準によれば、運営費交付金の会計処理に当たっては、運営費交付金が独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、運営費交付金が交付されたことをもって直ちに収益として認識することは適当ではないことから、運営費交付金受領時に「運営費交付金債務」として負債に計上し、収益化基準に基づき収益化することとされている。改訂前の会計基準では、収益化基準として、業務達成基準（業務の達成度に応じて収益化を行う基準）、期間進行基準（一定の期間の経過を業務の進行とみなし収益化を行う基準）、費用進行基準（業務と運営費交付金の対応関係を明らかにすることが困難であることなどを理由に対応関係が示されない場合に支出額を限度として収益化を行う基準）の三つの基準が示されており、改訂前の会計基準Q&Aによれば、独立行政法人の業務内容からみてその業務の進捗状況を最も適切に反映して、独立行政法人にできるだけ成果達成へのインセンティブを与える手法を独立行政法人ごとに定める必要があるとされていた。

そして、独立行政法人改革等が実施される以前は、多くの独立行政法人が、業務の進捗状況を測定する客観的な指標の設定や業務達成基準を採用する際に必要となる業務と運営費交付金との対応関係を明らかにすることが困難であることなどを理由として、費用進行基準を採用していた。しかし、費用進行基準を採用する場合には、業務ごとに着目した見積費用や実績費用の管理が適切に行われなかったことや、法人全体で支出した費用と同額が収益として計上されるために効率化（費用節減）のインセンティブが働きにくいことなどが会計基準研究会等において指摘されていた。

また、前記のとおり、経営努力認定された利益については目的積立金として積み立てることができることとなっていた。しかし、経営努力認定される利益の要件としては、収入の増加や費用の節減が新規に生じたものであることや外部要因によらず独立行政法人の自主的な活動によるものであることなどの証明が必要とされているなどして、要件が厳しいため経営努力認定されにくいこと、経営努力認定の対象となるのは運営費交付金や補助金等に基づかない収入から生じた利益に限られており、運営費交付金で賄う経費の節減は経営努力認定されないことなどから、制度創設時に想定された独立行政法人の経営努力を促すインセンティブとして十分ではないことが有識者懇談会において指摘されていた。

そこで、これらの指摘を踏まえ、独立行政法人の経営改善や合理化努力のインセ

ンティブを最大限機能させるために、基本的な方針においては、①収益化基準については原則として業務達成基準を採用すること、②独立行政法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図ること、③経営努力認定の要件を緩和することとされた。

そして、改訂会計基準第81において、運営費交付金の収益化基準として、事業年度末時点の業務の進行状況を測定する必要がある業務達成基準の採用を原則とし、収益化基準の単位としての業務（運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理を行う単位の業務であり、管理部門の活動を除いたもの。以下「収益化単位の業務」という。）を設定して、収益化単位の業務ごとに業務の進行状況を測定した上で配分された運営費交付金債務を収益化することとされた。また、期間進行基準及び費用進行基準は例外的な方法として限定された場合にのみ適用される取扱いとされた。なお、「会計基準の改訂について」において、この改訂会計基準第81の適用については、27事業年度から適用することが原則とされているが、各独立行政法人の会計システム上の対応等、実務上早期の対応が困難なことが想定されることから、28事業年度から適用することも容認されている（以下、これを「改訂会計基準第81に係る経過措置」という。）。

また、管理会計の活用等による自律的マネジメントに関し、その考え方が「会計基準の改訂について」において、「独立行政法人の会計に管理会計的な発想を取り入れることを検討し、今回の基準及び注解の改訂においては、業務達成基準の原則適用を求めている。業務達成基準を採用するためには、独立行政法人において、収益化単位の業務ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することが必要となる。当該管理体制を構築することは、独立行政法人の長による収益化単位の業務ごとの予算と実績の比較分析を通じたP D C Aを可能にし、これにより会計情報を用いたマネジメントの実現に貢献するものとする。」等と示されている。

さらに、経営努力認定に関しては、独立行政法人改革等が実施される以前は運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益について認められないことになっていたが、基本的な方針において、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益の一定割合（原則として5割）について新たに経営努力として認められることなどとされた。そして、総務省は、各独立行政法人の主務省（内閣府を含む。以下同じ。）に対して発出した「独立行政法人の経営努力認定について」（平成26年総管査第2

26号総務省行政管理局長通知。以下「26年経営努力通知」という。)の中で、運営費交付金で賄う経費の節減が、当該事業年度において新規に生じたものであり、かつ外部要因によらず独立行政法人の自主的な活動によるものであることを、独立行政法人が合理的に説明できる場合等には、当該経費の節減により生じた利益について新たに経営努力として認めるなど、経営努力認定の対象を拡大等している。

また、前記のとおり、中期目標の期間の最終事業年度における当期末処分利益は、全て積立金に振り替えることとなっており、当該積立金は、個別法により原則として国庫納付することとされていたことから、中期目標の期間の最終事業年度における経営努力に対する目的積立金を計上する仕組みとはなっていなかった。しかし、基本的な方針においては、中期目標の期間の最終事業年度においても経営努力を促すために、中期目標の期間の最終事業年度に経営努力認定に相当する事由がある場合は、経営努力認定に相当する額（以下「経営努力相当額」という。）を次期中期目標期間に繰り越すことを認めることとされた。これを踏まえ、総務省は、各独立行政法人の主務省に対して「次期中期目標期間への積立金の繰り越しについて」（平成26年総管査第227号総務省行政管理局長通知。以下「繰越通知」という。）を發出しており、この中で、中期目標又は中長期目標の期間の最終事業年度に経営努力認定に相当する事由がある場合についても、個別事情を勘案の上、合理的な範囲内で、次期中期目標又は次期中長期目標の期間へ繰り越す積立金（当中期目標又は当中長期目標の期間中に使用できなかった合理的な理由があるもの、棚卸資産や前払費用等の経過勘定が計上されているものなどに係る積立金。以下「繰越積立金」という。）に、中期目標又は中長期目標の期間の最終事業年度における経営努力相当額を含めることができると考えられる旨を通知している。

さらに、総務省は、基本的な方針を踏まえ、経営努力認定の申請を阻害している要因の解消等を図るなどのために、30年3月に各独立行政法人の主務省に対して「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」（平成30年総管査第10号総務省行政管理局長通知。以下「30年経営努力通知」という。）を發出している。そして、これにより、経営努力認定される利益の要件から、収入の増加や費用の節減が新規に生じたものであることや外部要因によらず独立行政法人の自主的な活動によるものであることなどを証明する要件が削除されるなど、その要件が緩和されている。

なお、行政執行法人は、基本的な方針において、国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事業等を确实・正確に執行することを目的として、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事業等を実施する法人とされており、改正通則法において、行政執行法人は目的積立金を計上する仕組みとはなっていない。

ウ 内部統制・ガバナンスの強化等

民間企業において18年の会社法（平成17年法律第86号）の施行により内部統制に関する取組の導入が義務付けられたことなどを背景に、行政改革推進会議等において、独立行政法人においても内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備を講ずることの必要性が議論された。

そこで、内部統制の取組に関して、改正通則法において、独立行政法人の業務方法書に、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する事項を記載しなければならないこととされた。

そして、総務省は、改正法の施行に先立つ26年11月に、独立行政法人の業務方法書に記載すべき内部統制システムの整備に係る事項について、各独立行政法人の主務省に対して「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年総管査第322号総務省行政管理局長通知。以下「体制整備通知」という。）を发出した。この中で、独立行政法人における内部統制とは、「中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」であり、独立行政法人が内部統制システムを整備する目的を、①業務の有効性及び効率性、②事業活動に関わる法令等の遵守、③資産の保全、④財務報告等の信頼性を達成することの四つであるとしている。また、内部統制の目的を達成するために必要とされる内部統制の基本要素は、図表0-6のとおり、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ICT（Information and Communication Technology）への対応の六つであり、これらの要素に対する対応状況が、内部統制が有効に機能しているかどうかの判断基準となるものとしている。

図表0-6 内部統制の基本要素

基本要素		内容
①	統制環境	組織の気風を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本要素の基礎をなし、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応に影響を及ぼす基盤
②	リスクの評価と対応	独立行政法人のミッション遂行の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセス
③	統制活動	法人の長の命令及び指示が適切に実行されていることを確保するために定める方針及び手続
④	情報と伝達	必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること
⑤	モニタリング	内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセス
⑥	ICTへの対応	ミッションを果たすためにあらかじめ適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のICTに対し適切に対応すること

(注) 体制整備通知を基に会計検査院が作成した。

なお、目標指針によれば、主務大臣は、独立行政法人の中期目標等を策定するに当たり、内部統制については「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書。以下「研究会報告」という。）を参照することとされている。研究会報告によれば、「内部統制は、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすこと等を目的として、リスク（課題）を洗い出し、組織が一丸となってそれに対応する仕組みであり、それは法人の長が戦略的なマネジメントを行う際に有用な手段（ツール）である。このため、マネジメントの観点から内部統制は必要とされるものである。」

「独立行政法人の最終的な目的は、利潤を獲得することではなく、ミッションを果たすことであるため、民間企業に比べ、法人が設定すべき具体的な目標・計画は、多種多様かつ複雑であると考えられる。このため、独立行政法人においては、マネジメントに有用な手段である内部統制が適切に整備・運用されるべき要請は、民間企業よりも強いと考えられる。」とされていて、独立行政法人における内部統制の適切な整備・運用の重要性が記述されている。

そして、体制整備通知によれば、内部統制の基本要素の6要素を更に細分化するなどした106項目（図表0-7参照）を、各独立行政法人の業務方法書に具体的に記載することとされている（以下、これらの項目を「具体的項目」という。）。ただし、研究開発や子法人に関する具体的項目等の独立行政法人の形態等により記載する必要がないものについては、記載を省略することができることとされている。

図表0-7 体制整備通知において業務方法書に記載すべきとされている具体的項目

基本要素	番号	業務方法書に記載すべき具体的項目	基本要素	番号	業務方法書に記載すべき具体的項目
① 統制環境	1	・ 法人の運営基本理念・運営方針の策定	③ 統制活動	54	・ 中期計画等の進捗状況のモニタリング（EVM（アーンドバリューマネジメント）手法を用いた計画管理など）
	2	・ 役職員の倫理指針・行動指針の策定		55	・ 評価活動の適切な運営に関する以下の措置
	3	・ 中期計画等の策定過程の整備（現場が関与する計画策定など）		56	・ 業務手順に沿った運営の確保
	4	・ 中期計画等の進捗管理体制の整備		57	・ 業務手順に沿わない業務執行の把握
	5	・ 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備		58	・ 恣意的（いわゆるお手盛りなど）とならない業務実績評価
	6	・ 研究業務に関する以下の措置		59	・ 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成
	7	・ 研究統括部門における研究評価体制の確立		60	・ 内部統制推進に関する以下の措置
	8	・ 研究予算の配分基準の明確化		61	・ 内部統制担当役員に対する部門からの報告の実施（最低年1回など）
	9	・ 内部統制推進に関する以下の措置		62	・ 内部統制担当役員から、内部統制委員会に対する報告を実施、改善策を検討（最低年1回など）
	10	・ 理事長をトップとする内部統制委員会等の設置、内部統制担当役員等の決定等		63	・ 内部統制担当役員と職員との面談を実施
	11	・ 推進責任者（全体、事務所ごと）の設置		64	・ 研究開発資金の管理状況把握
	12	・ 推進部門の設置		65	・ 違反事象発生時の対応マニュアルの整備、速やかな是正措置及び再発防止策の決定
	13	・ 反社会的勢力への対応規程の整備		66	・ 違反役職員に対する懲戒の実施
	14	・ 外部通報規程の整備・相談窓口の設置		67	・ 監事・会計監事と理事長の会合の定期的実施
	15	・ 内部通報規程の整備・相談窓口の設置		68	・ 部門の業務手順の作成（標準作業手順・マニュアルの整備）
	16	・ 研修の実施		69	・ 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
	17	・ 理事の事務分掌明示による責任の明確化		70	・ 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）
	18	・ 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置		71	・ 個人情報保護に係る点検活動の実施
	19	・ 本部・事務所等会議の開催		72	・ 監事監査に関する以下の措置
	20	・ 理事長を頂点とした意思決定ルールを明確化		73	・ 監事監査規程等に基づく監事監査への協力
	21	・ 監事に関する以下の措置		74	・ 補助者への協力
	22	・ 監事監査規程等の整備に対する監事の関与		75	・ 監査結果に対する改善状況の報告
	23	・ 理事長と当時意思疎通を確保する体制		76	・ 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
	24	・ 補助者の独立性に関する事項（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価、懲戒処分等に対する監事の関与）		77	・ 子法人との人事交流のあり方
	25	・ 監査結果の業務への適切な反映		78	・ 理事長の指示、法人のミッションが確実に全役員に伝達される仕組み（法人掲示板システム等）
	26	・ 法人組織規程における権限の明確化		79	・ 職員から理事長・理事・監事に必要な情報が伝達される仕組み（特に危機管理、内部統制情報）
	27	・ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告		80	・ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の措置
28	・ 文書管理規程の整備	81	・ 法人が保有するデータの所在情報の明示		
29	・ 情報セキュリティに関する規程の整備	82	・ データへのアクセス権の設定		
30	・ リスク管理に関する規程の整備	83	・ データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築		
31	・ リスク管理委員会の設置	84	・ 機種依存形式で作成されたデータ等に関するAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）の策定		
32	・ 防災業務計画及び事業継続計画（BCP）の策定	85	・ 意思決定に係る文書が保存管理される仕組み及びこれらを監事等が閲覧できる仕組み		
33	・ 個人情報保護に関する規程の整備	86	・ 法人情報（財務情報を含む）のWEB等での公開		
34	・ 職員（非常勤等含む）の人事管理方針等の策定	87	・ 外部通報窓口の運用方法		
35	・ 職員の懲戒基準の策定	88	・ 外部通報者の保護に関すること		
36	・ WBS（ワークブレイクダウンストラクチャー）などの手法を用いた業務部門ごとの業務フローの認識及び明確化	89	・ 内部通報が、内部統制担当役員や監事に確実にかつ内容に報告される仕組み		
37	・ 業務フローのプロセスごとのリスク因子、リスク発生原因の分析	90	・ 内部通報者の保護に関すること		
38	・ 把握したリスクに対する評価を年1回以上実施し、リスク低減策の検討を実施	91	・ 上記目的を達成するための情報システムの整備		
39	・ 事故・災害等の緊急時に関する以下の措置	92	・ 内部統制担当役員によるモニタリング体制の運用		
40	・ 防災業務計画及び事業継続計画（BCP）に基づく訓練等の実施	93	・ 内部統制担当部門におけるモニタリング体制の運用		
41	・ 対策本部の設置、構成員の決定	94	・ 監事によるモニタリングに必要な以下の措置		
42	・ 初動体制構築・情報収集の迅速な実施	95	・ 監事の役員会等重要な会議への出席		
43	・ 施設の点検と必要な補修の実施	96	・ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が調査できる仕組み		
44	・ 入札・契約に関する以下の措置	97	・ 法人及び子法人の財産の状況を調査できる仕組み		
45	・ 契約事務の適切な実施、相互牽制の確立	98	・ 監事と会計監事との連携		
46	・ 監事及び外部有識者（学識経験者を含む）からなる契約監視委員会の設置	99	・ 監事と内部監査担当部門との連携		
47	・ 談合情報がある場合の緊急対応	100	・ 役員員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務		
48	・ 随意契約とすることが必要な場合の明確化	101	・ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役員員の応答義務		
49	・ 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針	102	・ 内部監査に関する以下の措置		
50	・ 子法人との契約に関する規程	103	・ 内部監査担当室の設置とその運営に関すること		
51	・ 子法人と第三者の契約等情報の把握	104	・ 内部監査結果に対する改善措置状況報告		
52	・ 特に研究に関する以下の措置	105	・ 長期在籍者の存在把握（内部統制に悪影響を与える観点）		
53	・ 厳格なルールを要する研究（治験など）におけるリスク要因の認識と明確化	106	・ 情報システムの脆弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保		
			・ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えい防止）		
			・ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年9月14日行政管理局長通知）」の遵守		
			・ 業務変更に伴う情報システムの速やかな変更		
			・ 運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制（予算配分の見直し等に関する適正なルールの策定等）		
			・ 評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築		
			・ 内部統制に関する取組の不断の見直し		
② リスクの評価と対応	47	・ 厳格なルールを要する研究（治験など）におけるリスク要因の認識と明確化	④ 情報と伝達	75	・ 理事長の指示、法人のミッションが確実に全役員に伝達される仕組み（法人掲示板システム等）
	48	・ 研究費の適正経理		76	・ 職員から理事長・理事・監事に必要な情報が伝達される仕組み（特に危機管理、内部統制情報）
	49	・ 経費執行の内部けん制		77	・ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の措置
	50	・ 論文捏造等研究不正の防止		78	・ 法人が保有するデータの所在情報の明示
	51	・ 研究内容の漏洩防止（知財保護）		79	・ データへのアクセス権の設定
	52	・ リスク顕在時における広報体制及びマニュアルの整備		80	・ データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
⑥ ICTへの対応	47	・ 厳格なルールを要する研究（治験など）におけるリスク要因の認識と明確化	⑤ モニタリング	81	・ 機種依存形式で作成されたデータ等に関するAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）の策定
	48	・ 研究費の適正経理		82	・ 意思決定に係る文書が保存管理される仕組み及びこれらを監事等が閲覧できる仕組み
	49	・ 経費執行の内部けん制		83	・ 法人情報（財務情報を含む）のWEB等での公開
	50	・ 論文捏造等研究不正の防止		84	・ 外部通報窓口の運用方法
	51	・ 研究内容の漏洩防止（知財保護）		85	・ 外部通報者の保護に関すること
	52	・ リスク顕在時における広報体制及びマニュアルの整備		86	・ 内部通報が、内部統制担当役員や監事に確実にかつ内容に報告される仕組み
⑦ その他	47	・ 厳格なルールを要する研究（治験など）におけるリスク要因の認識と明確化	⑥ ICTへの対応	87	・ 内部通報者の保護に関すること
	48	・ 研究費の適正経理		88	・ 上記目的を達成するための情報システムの整備
	49	・ 経費執行の内部けん制		89	・ 内部統制担当役員によるモニタリング体制の運用
	50	・ 論文捏造等研究不正の防止		90	・ 内部統制担当部門におけるモニタリング体制の運用
⑦ その他	47	・ 厳格なルールを要する研究（治験など）におけるリスク要因の認識と明確化	⑦ その他	91	・ 監事によるモニタリングに必要な以下の措置
	48	・ 研究費の適正経理		92	・ 監事の役員会等重要な会議への出席
	49	・ 経費執行の内部けん制		93	・ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が調査できる仕組み
	50	・ 論文捏造等研究不正の防止		94	・ 法人及び子法人の財産の状況を調査できる仕組み
⑦ その他	47	・ 厳格なルールを要する研究（治験など）におけるリスク要因の認識と明確化	⑦ その他	95	・ 監事と会計監事との連携
	48	・ 研究費の適正経理		96	・ 監事と内部監査担当部門との連携
	49	・ 経費執行の内部けん制		97	・ 役員員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
	50	・ 論文捏造等研究不正の防止		98	・ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役員員の応答義務
⑦ その他	47	・ 厳格なルールを要する研究（治験など）におけるリスク要因の認識と明確化	⑦ その他	99	・ 内部監査に関する以下の措置
	48	・ 研究費の適正経理		100	・ 内部監査担当室の設置とその運営に関すること
	49	・ 経費執行の内部けん制		101	・ 内部監査結果に対する改善措置状況報告
	50	・ 論文捏造等研究不正の防止		102	・ 長期在籍者の存在把握（内部統制に悪影響を与える観点）
⑦ その他	47	・ 厳格なルールを要する研究（治験など）におけるリスク要因の認識と明確化	⑦ その他	103	・ 情報システムの脆弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
	48	・ 研究費の適正経理		104	・ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えい防止）
	49	・ 経費執行の内部けん制		105	・ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年9月14日行政管理局長通知）」の遵守
	50	・ 論文捏造等研究不正の防止		106	・ 業務変更に伴う情報システムの速やかな変更
⑦ その他	47	・ 厳格なルールを要する研究（治験など）におけるリスク要因の認識と明確化	⑦ その他	107	・ 運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制（予算配分の見直し等に関する適正なルールの策定等）
	48	・ 研究費の適正経理		108	・ 評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築
	49	・ 経費執行の内部けん制		109	・ 内部統制に関する取組の不断の見直し
	50	・ 論文捏造等研究不正の防止		110	・ 内部統制に関する取組の不断の見直し

注(1) 業務方法書に記載すべき具体的項目は、体制整備通知を基に会計検査院が作成した。

注(2) 番号は、会計検査院が便宜的に付番した。

また、旧通則法においては、独立行政法人の業務を監査する監事に関し、その権限が具体的に定められていなかった。

そこで、改正通則法では、監事機能の強化に関し、監事に対して役員（監事を除く。）の不正行為等についての主務大臣への報告及び監査報告の作成義務、事業報告に係る調査権限等が規定された。また、監事は、主務大臣が任命することとなっているが、旧通則法では任命方法について具体的な規定はなく、改正通則法により、主務大臣は、監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないとされ、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされた。

さらに、基本的な方針においては、監事の調査権限を明確化するとともに、監事を補佐する体制（以下「監事補佐体制」という。）の整備等、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組について充実させることにより、監査の質の向上を図ることなどとされた。これを踏まえ、総務省は、各独立行政法人の主務省に対して「独立行政法人の監事の機能強化に伴う措置について」（平成26年総管査第321号総務省行政管理局長通知。以下「監事の機能強化通知」という。）を発出し、独立行政法人において監事監査の実効性を担保するためには、その職務を補助する職員の確保が重要であるとした上で主務大臣に対して、可能な限り独立行政法人における監事補佐体制の整備に協力することなどを求めている。

以上の独立行政法人改革等において講ずることとされた(3)アからウまでの措置のほか、基本的な方針においては、研究開発型の独立行政法人について、研究開発の特性を踏まえて、その特性に応じた見直しを行うことなどとされている。

なお、研究開発型の独立行政法人については、会計検査院は、目標や評価の状況等を含めて多角的な観点から検査を実施し、その結果を取りまとめて、29年3月に、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、「国立研究開発法人における研究開発の実施状況について」として、国会及び内閣に対して報告している（以下、この報告を「国立研究開発法人随時報告」という。）。そして、会計検査院は、国立研究開発法人随時報告において、次のことなどを所見として記述している。

- ① 中長期目標が既に策定されている法人のうち、研究開発評価項目とセグメントとが適切に対応していない法人においては、セグメントを研究開発評価項目と適切に

対応させること

- ② インプット情報に対応するセグメント情報等を適切に用いて評価書に記載していない法人においては、対応するセグメント情報等の数値を適切に用いて記載すること
- ③ 中長期目標が既に策定されている法人及び当該法人を所管する主務省においては、自己評価及び主務大臣評価の実施に当たり、研究開発評価項目ごとの研究開発活動に係る成果等とインプット情報とを対比するなどしてインプット情報を評価に活用することにより評価の実効性の確保に努めるとともに、評価した内容を評価書に記述することなどについて検討すること

(4) 独立行政法人の統合等

独立行政法人については、13年4月に57法人が設立された後、15年10月に、特殊法人等改革に伴って特殊法人等から移行するなどして31法人が設立されるなどの経緯を経て、26事業年度末現在における独立行政法人の総数は98法人となった。

そして、図表0-8のとおり、27事業年度から29事業年度までに更に統合等がなされて、29事業年度末現在では87法人が設置されている。

図表0-8 独立行政法人の概要（平成26事業年度末及び29事業年度末）

番号	法人名 (平成26事業年度末) 注(1) 注(2)	経過 →	新設、株式会社化、統合又は移行した 法人名 (変更年月等) 注(2)	番号	主務省名 注(3)	法人名 (平成29事業年度末)	3 分類 注(4)	中期目標等の 期間 注(5)
1	国立公文書館		→	1	内閣府	国立公文書館	行執	毎事業年度
2	北方領土問題対策協会		→	2		北方領土問題対策協会	中期	平成30～令和4
			日本医療研究開発機構 注(6) (平成27年4月新設)	3		日本医療研究開発機構	国研	平成27～令和元
3	国民生活センター		→	4		国民生活センター	中期	平成30～令和4
4	情報通信研究機構*		→	5	総務省	情報通信研究機構	国研	平成28～令和2
5	統計センター		→	6		統計センター	行執	毎事業年度
6	郵便貯金・簡易生命保険管理機構		→	7		郵便貯金・簡易生命保険管理機構 注(18)	中期	平成29～令和3
7	国際協力機構		→	8	外務省	国際協力機構	中期	平成29～令和3
8	国際交流基金		→	9		国際交流基金	中期	平成29～令和3
9	酒類総合研究所		→	10	財務省	酒類総合研究所	中期	平成28～令和2
10	造幣局		→	11		造幣局	行執	毎事業年度
11	国立印刷局		→	12		国立印刷局	行執	毎事業年度
12	国立特別支援教育総合研究所		→	13	文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	中期	平成28～令和2
13	大学入試センター		→	14		大学入試センター	中期	平成28～令和2
14	国立青少年教育振興機構		→	15		国立青少年教育振興機構	中期	平成28～令和2
15	国立女性教育会館		→	16		国立女性教育会館	中期	平成28～令和2
16	国立科学博物館		→	17		国立科学博物館	中期	平成28～令和2
17	物質・材料研究機構*		→	18		物質・材料研究機構	国研	平成28～令和4
18	防災科学技術研究所*		→	19		防災科学技術研究所	国研	平成28～令和4
19	放射線医学総合研究所* (旧法人)	→	量子科学技術研究開発機構 注(7) (平成28年4月移行)	20		量子科学技術研究開発機構	国研	平成28～令和4
20	国立美術館		→	21		国立美術館	中期	平成28～令和2
21	国立文化財機構		→	22		国立文化財機構	中期	平成28～令和2
22	教員研修センター (旧法人)	→	教職員支援機構 注(8) (平成29年4月移行)	23		教職員支援機構	中期	平成28～令和2
23	科学技術振興機構*		→	24		科学技術振興機構	国研	平成29～令和3
24	日本学術振興会		→	25		日本学術振興会	中期	平成30～令和4
25	理化学研究所*		→	26		理化学研究所	国研	平成30～令和6
26	宇宙航空研究開発機構*		→	27		宇宙航空研究開発機構	国研	平成30～令和6
27	日本スポーツ振興センター		→	28		日本スポーツ振興センター	中期	平成30～令和4
28	日本芸術文化振興会		→	29		日本芸術文化振興会	中期	平成30～令和4
29	日本学生支援機構		→	30	日本学生支援機構	中期	令和元～5	
30	海洋研究開発機構*		→	31	海洋研究開発機構	国研	令和元～7	
31	国立高等専門学校機構		→	32	国立高等専門学校機構	中期	令和元～5	
32	大学評価・学位授与機構 (旧法人)		大学改革支援・学位授与機構 (平成28年4月統合) 注(9)	33	大学改革支援・学位授与機構	中期	令和元～5	
33	国立大学財務・経営センター (平成28年4月解散)							
34	日本原子力研究開発機構*		→	34	日本原子力研究開発機構	国研	平成27～令和3	
35	勤労者退職金共済機構		→	35	厚生労働省	勤労者退職金共済機構	中期	平成30～令和4
36	高齢・障害・求職者雇用支援機構		→	36		高齢・障害・求職者雇用支援機構	中期	平成30～令和4
37	福祉医療機構		→	37		福祉医療機構	中期	平成30～令和4
38	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		→	38		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	中期	平成30～令和4
39	労働政策研究・研修機構		→	39		労働政策研究・研修機構	中期	平成29～令和3
40	労働者健康福祉機構 (旧法人)	→	労働者健康安全機構 (平成28年4月統合) 注(10)	40		労働者健康安全機構	中期	令和元～5
41	労働安全衛生総合研究所 (平成28年4月解散)							
42	国立病院機構		→	41		国立病院機構	中期	令和元～5
43	医薬品医療機器総合機構		→	42		医薬品医療機器総合機構	中期	令和元～5
44	医薬基盤研究所 (旧法人)	→	医薬基盤・健康・栄養研究所* (平成27年4月統合) 注(11)	43		医薬基盤・健康・栄養研究所	国研	平成27～令和3
45	国立健康・栄養研究所 (平成27年4月解散)							
46	地域医療機能推進機構		→	44		地域医療機能推進機構	中期	令和元～5
47	年金積立金管理運用		→	45		年金積立金管理運用	中期	平成27～令和元
48	国立がん研究センター*		→	46		国立がん研究センター	国研	平成27～令和2
49	国立循環器病研究センター*		→	47	国立循環器病研究センター	国研	平成27～令和2	
50	国立精神・神経医療研究センター*		→	48	国立精神・神経医療研究センター	国研	平成27～令和2	
51	国立国際医療研究センター*		→	49	国立国際医療研究センター	国研	平成27～令和2	
52	国立成育医療研究センター*		→	50	国立成育医療研究センター	国研	平成27～令和2	
53	国立長寿医療研究センター*		→	51	国立長寿医療研究センター	国研	平成27～令和2	
54	農林水産消費安全技術センター		→	52	農林水産省	農林水産消費安全技術センター	行執	毎事業年度
55	家畜改良センター		→	53		家畜改良センター	中期	平成28～令和2
56	農業・食品産業技術総合研究機構* (旧法人)	→	農業・食品産業技術総合研究機構 (平成28年4月統合) 注(12)	54		農業・食品産業技術総合研究機構	国研	平成28～令和2
57	種苗管理センター (平成28年4月解散)							
58	農業生物資源研究所* (平成28年4月解散)							
59	農業環境技術研究所* (平成28年4月解散)							

番号	法人名 (平成26事業年度末) 注(1) 注(2)	経過 →	新設、株式会社化、統合又は移行した 法人名 (変更年月等) 注(2)	番号	主務省名 注(3)	法人名 (平成29事業年度末)	3 分類 注(4)	中期目標等の 期間 注(5)
60	国際農林水産業研究センター*		→	55	農林水産省	国際農林水産業研究センター	国研	平成28～令和2
61	森林総合研究所* (旧法人)	→	森林研究・整備機構 (平成29年4月移行) 注(13)	56		森林研究・整備機構	国研	平成28～令和2
62	水産総合研究センター* (旧法人)	}	水産研究・教育機構 (平成28年4月統合) 注(14)	57		水産研究・教育機構	国研	平成28～令和2
63	水産大学校 (平成28年4月解散)			58		農畜産業振興機構	中期	平成30～令和4
64	農畜産業振興機構			59		農業者年金基金	中期	平成30～令和4
65	農業者年金基金			60		農林漁業信用基金	中期	平成30～令和4
66	農林漁業信用基金		→					
67	経済産業研究所		→	61	経済産業省	経済産業研究所	中期	平成28～令和元
68	工業所有権情報・研修館		→	62		工業所有権情報・研修館	中期	平成28～令和元
69	日本貿易保険 (平成29年4月解散)	→	株式会社日本貿易保険 (平成29年4月株式会社化) 注(1)			(対象外) 注(1)		
70	産業技術総合研究所*		→	63		産業技術総合研究所	国研	平成27～令和元
71	製品評価技術基盤機構		→	64		製品評価技術基盤機構	行執	毎事業年度
72	新エネルギー・産業技術総合開発機構*		→	65		新エネルギー・産業技術総合開発機構	国研	平成30～令和4
73	日本貿易振興機構		→	66		日本貿易振興機構	中期	平成27～30
74	情報処理推進機構		→	67		情報処理推進機構	中期	平成30～令和4
75	石油天然ガス・金属鉱物資源機構		→	68		石油天然ガス・金属鉱物資源機構	中期	平成30～令和4
76	中小企業基盤整備機構		→	69		中小企業基盤整備機構	中期	令和元～5
77	土木研究所*		→	70	国土交通省	土木研究所	国研	平成28～令和3
78	建築研究所*		→	71		建築研究所	国研	平成28～令和3
79	海上技術安全研究所* (旧法人)	}	海上・港湾・航空技術研究所 注(15) (平成28年4月統合)	72		海上・港湾・航空技術研究所	国研	平成28～令和4
80	港湾空港技術研究所* (平成28年4月解散)							
81	電子航法研究所* (平成28年4月解散)							
82	海技教育機構 (旧法人)	}	海技教育機構 注(16) (平成28年4月統合)	73		海技教育機構	中期	平成28～令和2
83	航海訓練所 (平成28年4月解散)							
84	航空大学校		→	74		航空大学校	中期	平成28～令和2
85	自動車検査 (旧法人)	}	自動車技術総合機構 注(17) (平成28年4月統合)	75		自動車技術総合機構	中期	平成28～令和2
86	交通安全環境研究所 (平成28年4月解散)							
87	鉄道建設・運輸施設整備支援機構		→	76		鉄道建設・運輸施設整備支援機構	中期	平成30～令和4
88	国際観光振興機構		→	77		国際観光振興機構	中期	平成30～令和4
89	水資源機構		→	78		水資源機構	中期	平成30～令和3
90	自動車事故対策機構		→	79		自動車事故対策機構	中期	平成29～令和3
91	空港周辺整備機構		→	80		空港周辺整備機構	中期	平成30～令和4
92	都市再生機構		→	81		都市再生機構	中期	令和元～5
93	奄美群島振興開発基金		→	82		奄美群島振興開発基金	中期	令和元～5
94	日本高速道路保有・債務返済機構		→	83		日本高速道路保有・債務返済機構	中期	平成30～令和3
95	住宅金融支援機構		→	84		住宅金融支援機構	中期	平成29～令和2
96	国立環境研究所*		→	85	環境省	国立環境研究所	国研	平成28～令和2
97	環境再生保全機構		→	86		環境再生保全機構	中期	令和元～5
98	駐留軍等労働者労務管理機構		→	87	防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	行執	毎事業年度
計	98法人 (12法人解散)		1新設法人、1株式会社化、11統合法人 等	計	11府省	87法人		

注(1) 「法人名 (平成26事業年度末)」欄において、名称に網掛けを付した法人は、平成27事業年度から29事業年度までに解散した12法人である。また、□を付した法人は、29事業年度末と比較するなど会計検査院の分析対象とした11旧法人である。なお、「日本貿易保険」は、29年4月1日に解散して、同団体の権利及び義務は同日に設立された「株式会社日本貿易保険」に承継されたため検査の対象外とした。

注(2) 「新設、株式会社化、統合又は移行した法人名 (変更年月等)」欄は、新設、株式会社化した法人のほか、統合又は移行の結果、最終的に旧法人の権利及び義務を承継した11統合法人等名を記載している。また、表中の名称に*印を付した30法人は、いずれも平成27年4月1日にその名称中の「独立行政法人」が「国立研究開発法人」に移行しているが、同日の移行については記載を省略している。

注(3) 「主務省名」欄は、主務省が複数ある場合は、各法人の主な主務省名を記載している (図表1-11も同様である。)

注(4) 「3分類」欄の「中期」は中期目標管理法、「国研」は国立研究開発法人、「行執」は行政執行法人の略称としている (図表1-2、図表1-11、図表2-2及び図表3-5も同様である。)

- 注(5)「中期目標等の期間」欄は、独立行政法人改革等後の平成27事業年度以降の最初の中期目標等の期間について記載している。
- 注(6)「日本医療研究開発機構」は、平成27年4月1日に新設された。
- 注(7)「量子科学技術研究開発機構」は、平成28年4月1日に「放射線医学総合研究所」から移行した。
- 注(8)「教職員支援機構」は、平成29年4月1日に「教員研修センター」から移行した。
- 注(9)「大学改革支援・学位授与機構」は、平成28年4月1日に「大学評価・学位授与機構」から移行して、同日に解散した「国立大学財務・経営センター」の権利及び義務を承継した。
- 注(10)「労働者健康安全機構」は、平成28年4月1日に「労働者健康福祉機構」から移行して、同日に解散した「労働安全衛生総合研究所」の権利及び義務を承継した。
- 注(11)「医薬基盤・健康・栄養研究所」は、平成27年4月1日に「医薬基盤研究所」から移行した。
- 注(12)「農業・食品産業技術総合研究機構」は、平成28年4月1日に解散した「種苗管理センター」「農業生物資源研究所」及び「農業環境技術研究所」の権利及び義務を承継した。
- 注(13)「森林研究・整備機構」は、平成29年4月1日に「森林総合研究所」から移行した。
- 注(14)「水産研究・教育機構」は、平成28年4月1日に「水産総合研究センター」から移行して、同日に解散した「水産大学校」の権利及び義務を承継した。
- 注(15)「海上・港湾・航空技術研究所」は、平成28年4月1日に「海上技術安全研究所」から移行して、同日に解散した「港湾空港技術研究所」及び「電子航法研究所」の権利及び義務を承継した。
- 注(16)「海技教育機構」は、平成28年4月1日に解散した「航海訓練所」の権利及び義務を承継した。
- 注(17)「自動車技術総合機構」は、平成28年4月1日に「自動車検査」から移行して、同日に解散した「交通安全環境研究所」の権利及び義務を承継した。
- 注(18)「郵便貯金・簡易生命保険管理機構」は、平成31年4月1日に「郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に移行した。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

基本的な方針によれば、独立行政法人改革等の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨にのっとり、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、独立行政法人の政策実施機能の最大化を図ることなどであるとされている。

上記の目的を達成するために、独立行政法人改革等においては、独立行政法人を事務及び事業の特性に応じて分類した上で主務大臣が中期目標等を策定し、自ら評価を行うこと、中期目標等に定められた「一定の事業等のまとまり」ごとの区分に基づくセグメント情報を作成して評価にセグメント情報を活用すること、運営費交付金の収益化基準を原則、業務達成基準として経営努力の促進を図ること、内部統制・ガバナンスの強化等の業務運営を改善する仕組みを構築することなどとされた。

そして、独立行政法人改革等を進めるために、通則法が改正されるとともに、会計基準等が改訂されている。

そこで、会計検査院は、独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び

独立行政法人の対応状況について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 独立行政法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルを機能させるための主務大臣の目標策定及び評価の状況並びにセグメント情報等の評価への活用状況はどのようになっているか。

イ 独立行政法人の自律的なマネジメントの実現を図るための管理会計の考え方がどのように取り入れられているか、経営努力の促進等に係る取組はどのようになっているか。

ウ 内部統制システムの整備等及び主務大臣による監事の任命、監事の機能強化等による独立行政法人の内部統制・ガバナンスの強化の状況等はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

(注4)
29事業年度末現在における各独立行政法人の主務省11府省及び全87独立行政法人(29事業年度の経常費用の額計16兆4628億余円及び87法人のうち29事業年度に運営費交付金が交付されている74法人に対する運営費交付金交付額計1兆5230億余円)を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき独立行政法人から提出された財務諸表等のほか、独立行政法人改革等に伴う業務の実施状況等に係る調書等の提出を求めて、これらを分析するとともに、11府省のうち総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び87法人のうち39法人において会計実地検査を行った。

(注4) 11府省 内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

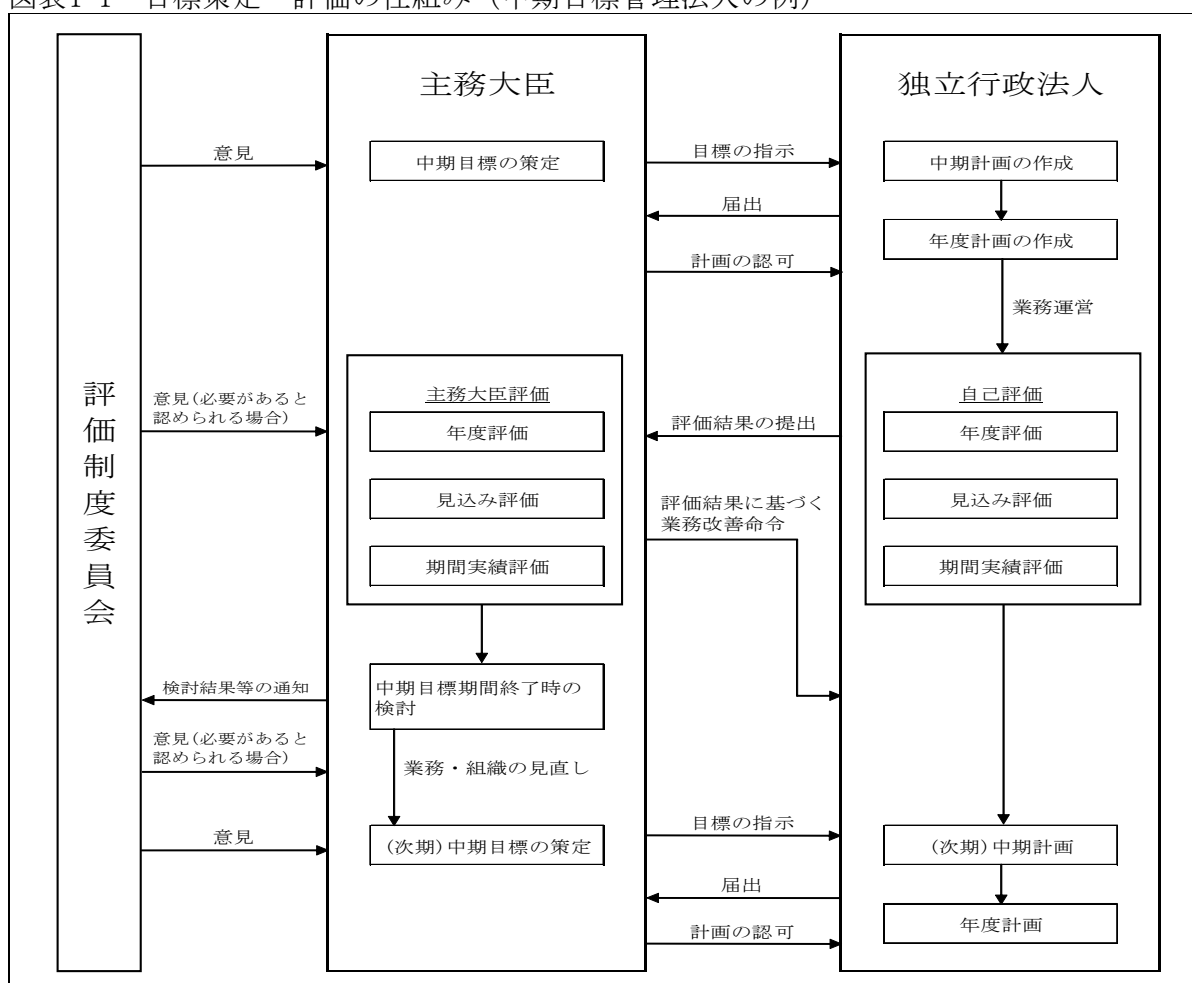
(注5) 39法人 国立公文書館、日本医療研究開発機構、国民生活センター、情報通信研究機構、国際交流基金、酒類総合研究所、国立印刷局、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、物質・材料研究機構、量子科学技術研究開発機構、国立美術館、国立文化財機構、教職員支援機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、国立高等専門学校機構、日本原子力研究開発機構、労働政策研究・研修機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤・健康・栄養研究所、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、農林水産消費安全技術センター、農業・食品産業技術総合研究機構、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構、工業所有権情報・研修館、製品評価技術基盤機構、海技教育機構、航空大学校、自動車技術総合機構、国際観光振興機構、水資源機構、国立環境研究所、駐留軍等労働者労務管理機構

3 検査の状況

(1) 主務大臣の目標策定及び評価の状況並びにセグメント情報等の評価への活用状況

改正通則法では、主務大臣が中期目標等を策定した上で、独立行政法人の業務の実績を自ら評価することとされ、評価の結果については、独立行政法人の組織・事業の見直しや改廃、国の政策への反映に活用することとされた。そして、主務大臣が行う目標の策定及び業務の実績評価の指針として、目標指針及び評価指針が総務大臣により策定されている。独立行政法人の目標策定・評価の仕組みについて、中期目標管理法を例に示すと、図表1-1のとおりである。

図表1-1 目標策定・評価の仕組み（中期目標管理法の例）



そして、前記のとおり、25事業年度までの独立行政法人の業務の実績に関する評価は府省評価委員会が行っており、26事業年度の評価からは主務大臣評価となっている。26事業年度から29事業年度までの主務大臣評価のうち法人全体をS、A、B、C又はDの5段階で評価する総合評定は図表1-2のとおりとなっており、中期目標管理法及び行政執行法人では、26事業年度から29事業年度までの全てにおいて、「おおむね所

期の目標を達成していると認められる」とされるB評価が付されている独立行政法人の割合が、それぞれ64.1%から86.7%まで及び71.4%から100.0%までと最も多くなっていた。また、国立研究開発法人は、27事業年度を除き、「顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる」とされるA評価が付されている独立行政法人の割合が53.8%から70.3%までと最も多くなっていた。

図表1-2 主務大臣評価の総合評価（平成26事業年度～29事業年度）

（単位：法人、％）

事業年度	3分類	法人数(A)	主務大臣評価の総合評価									
			S評価(B)	割合(B/A)	A評価(C)	割合(C/A)	B評価(D)	割合(D/A)	C評価(E)	割合(E/A)	D評価(F)	割合(F/A)
平成26	中期	53	—	—	17	32.0	34	64.1	1	1.8	1	1.8
	国研	26	—	—	14	53.8	12	46.1	—	—	—	—
	行執	7	—	—	2	28.5	5	71.4	—	—	—	—
	計	86	—	—	33	38.3	51	59.3	1	1.1	1	1.1
27	中期	53	—	—	8	15.0	43	81.1	2	3.7	—	—
	国研	27	—	—	12	44.4	15	55.5	—	—	—	—
	行執	7	—	—	—	—	6	85.7	1	14.2	—	—
	計	87	—	—	20	22.9	64	73.5	3	3.4	—	—
28	中期	53	—	—	10	18.8	43	81.1	—	—	—	—
	国研	27	—	—	15	55.5	12	44.4	—	—	—	—
	行執	7	—	—	—	—	7	100.0	—	—	—	—
	計	87	—	—	25	28.7	62	71.2	—	—	—	—
29	中期	53	—	—	7	13.2	46	86.7	—	—	—	—
	国研	27	—	—	19	70.3	8	29.6	—	—	—	—
	行執	7	—	—	1	14.2	6	85.7	—	—	—	—
	計	87	—	—	27	31.0	60	68.9	—	—	—	—

（参考）府省評価委員会の評価の総合評価（平成25事業年度）

事業年度	府省評価委員会名	法人数	総合評価 注(4)
平成25	内閣府独立行政法人評価委員会	3法人	記述式のため省略
	総務省独立行政法人評価委員会	3法人	
	外務省独立行政法人評価委員会	2法人	
	財務省独立行政法人評価委員会	3法人	
	文部科学省独立行政法人評価委員会	22法人	
	厚生労働省独立行政法人評価委員会	17法人	
	農林水産省独立行政法人評価委員会	9法人	総合評価A：9法人
	経済産業省独立行政法人評価委員会	9法人	総合評価A：9法人
	国土交通省独立行政法人評価委員会	15法人	総合評価A：14法人、総合評価B：1法人
	環境省独立行政法人評価委員会	2法人	総合評価A：2法人
	防衛省独立行政法人評価委員会	1法人	記述式のため省略
計	11府省評価委員会	86法人	

注(1) 評価指針によれば、中期目標管理法人及び行政執行法人の総合評価は、次のとおりとされている。

- S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：おおむね所期の目標を達成していると認められる。
- C：所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

また、国立研究開発法人の総合評定は、次のとおりとされている。

S：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

注(2) 日本医療研究開発機構は、平成27年4月に設立されたため、25、26両事業年度末の法人数には含めていない。

注(3) (参考)は、総務省行政管理局が公表した「独立行政法人等の評価結果一覧(平成25年度業務実績に対する評価)」を基に会計検査院が作成した。

注(4) 府省評価委員会の評価については、府省評価委員会ごとに評価基準があり、統一のルールがなかったため、総合評価を記述式で行っている場合もある。また、同一の総合評定であっても、単純比較することはできない。

一方、図表1-2において主務大臣評価の総合評定が「所期の目標を下回っており、改善を要する」とされるC評定又は「所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める」とされるD評定が付されているのは、図表1-3のとおり、4法人となっていた。なお、4法人の翌事業年度の総合評定は、いずれも前年度を上回るものとなっていて、一定の改善が図られたと史料される。

図表1-3 平成26事業年度から29事業年度までにおける主務大臣評価の総合評定においてC評定又はD評定が付されていた4法人の評定に至った理由及び翌事業年度の総合評定の状況

法人名	事業年度	総合評定	評定に至った理由(主務大臣評価の評価書より抜粋)	総合評定	
				事業年度	総合評定
造幣局	平成27	C	項目別評定は一部を除き殆どの項目がBであるが、全体の評定を引き下げる事象があったことから、「独立行政法人の評価に関する指針」(総務大臣決定)に基づきCとした。	平成28	B
日本スポーツ振興センター	26	D	項目別評定では、中期目標における所期の目標を達成している項目が相当数あると認められるが、新国立競技場の整備計画については、新国立競技場整備計画経緯検証委員会による検証報告書において問題点が指摘された項目が複数あるとともに、平成27年7月17日、安倍総理が整備計画をゼロベースで見直すこととしたことは、社会的影響が大きく法人全体の評定に影響を与える事象があったと認められるため、全体評定をDとした。	27	C
	27	C	項目別評定では、中期計画における所期の目標を達成している項目が相当数あること、また、平成26年度業務実績評価において抜本的な改善を求めた事項については、改善の取組が着実に実施されていることは認められるが、「新国立競技場整備計画検証委員会」の報告書を踏まえた改善方策、及び決算検査報告で指摘された不適切な会計処理についての再発防止策については、取組が始まったばかりであり、今後も継続的な取組が求められるものである。これらのことを総合的に勘案し、全体評定を「C」とした。	28	B
農業者年金基金	26	C	項目別評定の一部がCとなったため、本省の評価基準に基づきCとした。	27	B
自動車技術総合機構(注)	27	C	項目別評定は業務の多くがBであり、平均算術による総合評定はB評価に近似しているが、重要度の高い主要業務における評定がCであることを踏まえ、総合評定はCとした。	28	B

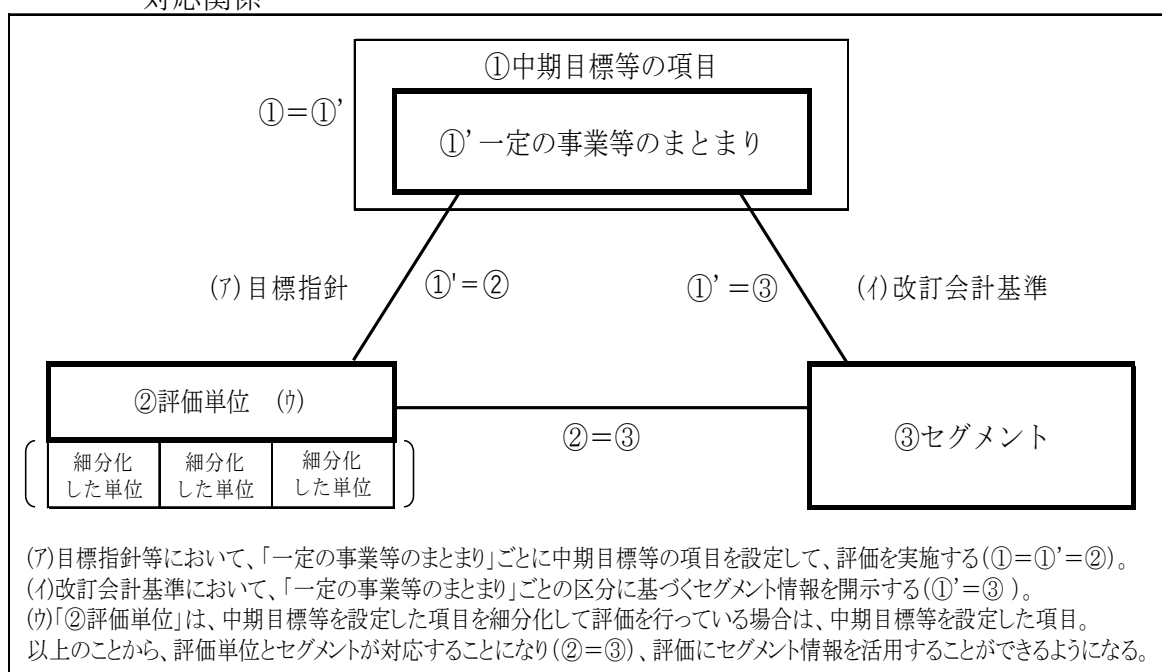
(注) 平成27事業年度は統合前の旧法人(自動車検査)の、28事業年度は統合後の自動車技術総合機構の総合評定等をそれぞれ記載している。

ア 評価単位とセグメントの対応状況

評価に財務情報であるセグメント情報を活用させるなどのために、前記のとおり、目標指針において「一定の事業等のまとまり」ごとに目標を策定して評価を実施することとされた。また、会計基準において開示すべきとされたセグメント情報は、

改訂前の会計基準では各独立行政法人において個々に定めるとされていたのに対し、改訂会計基準においては、目標策定及び評価に資する情報となる財務情報の有用性をより担保するために、開示すべきセグメント情報は、「一定の事業等のまとまり」ごとの区分に基づくものとされた。これにより、独立行政法人改革等による制度の見直し後は、評価単位（中期目標等を設定した項目を細分化して評価を行っている場合は、中期目標等を設定した項目）とセグメントが対応することになった（図表0-4及び図表1-4参照）。

図表1-4 中期目標等の項目、「一定の事業等のまとまり」、評価単位及びセグメントの対応関係



前記のとおり、会計検査院は、国立研究開発法人随時報告の中で、セグメントを研究開発評価項目と適切に対応させることを所見として記述している。

そこで、改正通則法に基づく中期目標等策定53法人の29事業年度の自己評価及び主務大臣評価における評価単位とセグメントの対応状況をみると、図表1-5のとおり、49法人（中期目標管理法20法人、国立研究開発法人22法人、行政執行法人7法人）においては評価単位とセグメントが全て対応していたものの、4法人（中期目標管理法3法人、国立研究開発法人1法人）においてはこれらの一部又は全部が対応していなかった。

(注6) 3法人 国立青少年教育振興機構、国立美術館、教職員支援機構

(注7) 1法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

図表1-5 自己評価及び主務大臣評価における評価単位とセグメントの対応状況（平成29事業年度）

（単位：法人）

区 分	評価単位とセグメントが全て対応している独立行政法人 注(1)	評価単位とセグメントの一部又は全部が対応していない独立行政法人
中期目標管理法人	20	3
国立研究開発法人	22	1
行政執行法人	7	—
計	49	4

注(1) 評価単位とセグメントが全て対応している独立行政法人には、財務諸表の附属明細書の開示すべきセグメント情報に記載されているもののほか、法人全体又は勘定単位で単一のセグメントとしているためセグメント情報が記載されていないものも含む。

注(2) 法人全体に係る横断的な目標に対する評価単位は、その性質上複数のセグメントと対応することになるため分析の対象から除外している。

評価単位とセグメントが対応していない4法人の態様については、図表1-6のとおりである。

図表1-6 評価単位とセグメントが対応していない4法人の態様（平成29事業年度）

法人名	態 様									
国立青少年教育振興機構	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;"><「一定の事業等のまとまり」＝評価単位></td> <td style="text-align: center;"><セグメント></td> </tr> <tr> <td>自立する青少年の育成の推進</td> <td rowspan="6"> 青少年教育指導者等研修及び青少年研修 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進 青少年教育に関する専門的な調査研究 青少年教育団体が行う活動に対する助成（基金事業） </td> </tr> <tr> <td>青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</td> </tr> <tr> <td>青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</td> </tr> <tr> <td>青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進</td> </tr> <tr> <td>青少年教育に関する調査研究</td> </tr> <tr> <td>青少年教育団体が行う活動に対する助成</td> </tr> </table>	<「一定の事業等のまとまり」＝評価単位>	<セグメント>	自立する青少年の育成の推進	青少年教育指導者等研修及び青少年研修 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進 青少年教育に関する専門的な調査研究 青少年教育団体が行う活動に対する助成（基金事業）	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	青少年教育に関する調査研究	青少年教育団体が行う活動に対する助成
<「一定の事業等のまとまり」＝評価単位>	<セグメント>									
自立する青少年の育成の推進	青少年教育指導者等研修及び青少年研修 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進 青少年教育に関する専門的な調査研究 青少年教育団体が行う活動に対する助成（基金事業）									
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上										
青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援										
青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進										
青少年教育に関する調査研究										
青少年教育団体が行う活動に対する助成										
国立美術館	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;"><「一定の事業等のまとまり」＝評価単位></td> <td style="text-align: center;"><セグメント> 注(1)</td> </tr> <tr> <td> 1 美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開 (1) 多様な鑑賞機会の提供 (2) 美術創造活動の活性化の推進 (3) 美術に関する情報の拠点としての機能向上 (4) 教育普及活動の充実 (5) 調査研究の実施と成果の反映・発信 (6) 快適な観覧環境の提供 </td> <td rowspan="3"> 東京国立近代美術館 京都国立近代美術館 国立西洋美術館 国立国際美術館 国立新美術館 </td> </tr> <tr> <td> 2 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承 (1) 所蔵作品の収集 (2) 所蔵作品の保管・管理 (3) 所蔵作品の修理・修復 (4) 所蔵作品の貸与 </td> </tr> <tr> <td> 3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与 (1) 国内外の美術館等との連携・協力等 (2) ナショナルセンターとしての人材育成 (3) 国内外の映画関係団体等との連携等 </td> </tr> </table>	<「一定の事業等のまとまり」＝評価単位>	<セグメント> 注(1)	1 美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開 (1) 多様な鑑賞機会の提供 (2) 美術創造活動の活性化の推進 (3) 美術に関する情報の拠点としての機能向上 (4) 教育普及活動の充実 (5) 調査研究の実施と成果の反映・発信 (6) 快適な観覧環境の提供	東京国立近代美術館 京都国立近代美術館 国立西洋美術館 国立国際美術館 国立新美術館	2 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承 (1) 所蔵作品の収集 (2) 所蔵作品の保管・管理 (3) 所蔵作品の修理・修復 (4) 所蔵作品の貸与	3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与 (1) 国内外の美術館等との連携・協力等 (2) ナショナルセンターとしての人材育成 (3) 国内外の映画関係団体等との連携等			
<「一定の事業等のまとまり」＝評価単位>	<セグメント> 注(1)									
1 美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開 (1) 多様な鑑賞機会の提供 (2) 美術創造活動の活性化の推進 (3) 美術に関する情報の拠点としての機能向上 (4) 教育普及活動の充実 (5) 調査研究の実施と成果の反映・発信 (6) 快適な観覧環境の提供	東京国立近代美術館 京都国立近代美術館 国立西洋美術館 国立国際美術館 国立新美術館									
2 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承 (1) 所蔵作品の収集 (2) 所蔵作品の保管・管理 (3) 所蔵作品の修理・修復 (4) 所蔵作品の貸与										
3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与 (1) 国内外の美術館等との連携・協力等 (2) ナショナルセンターとしての人材育成 (3) 国内外の映画関係団体等との連携等										
教職員支援機構	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;"><「一定の事業等のまとまり」＝評価単位></td> <td style="text-align: center;"><セグメント></td> </tr> <tr> <td>学校教育関係職員に対する研修</td> <td rowspan="6"> 研修事業 指導助言等 調査研究 </td> </tr> <tr> <td>公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言</td> </tr> <tr> <td>学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</td> </tr> <tr> <td>学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及</td> </tr> <tr> <td>免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務 注(2)</td> </tr> <tr> <td>教員資格認定試験の実施に関する事務 注(2)</td> </tr> </table>	<「一定の事業等のまとまり」＝評価単位>	<セグメント>	学校教育関係職員に対する研修	研修事業 指導助言等 調査研究	公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言	学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助	学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及	免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務 注(2)	教員資格認定試験の実施に関する事務 注(2)
<「一定の事業等のまとまり」＝評価単位>	<セグメント>									
学校教育関係職員に対する研修	研修事業 指導助言等 調査研究									
公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言										
学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助										
学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及										
免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務 注(2)										
教員資格認定試験の実施に関する事務 注(2)										
医薬基盤・健康・栄養研究所	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;"><「一定の事業等のまとまり」≠中期目標等の項目＝評価単位></td> <td style="text-align: center;"><「一定の事業等のまとまり」＝セグメント></td> </tr> <tr> <td>基盤的技術の研究及び創薬等支援</td> <td rowspan="5"> 基盤的技術研究 難病・疾患資源研究 研究開発振興 創薬支援事業 健康・栄養研究 </td> </tr> <tr> <td>生物資源に係る研究及び創薬等支援</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の開発振興</td> </tr> <tr> <td>健康と栄養に関する事項</td> </tr> <tr> <td>統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項 注(3)</td> </tr> </table>	<「一定の事業等のまとまり」≠中期目標等の項目＝評価単位>	<「一定の事業等のまとまり」＝セグメント>	基盤的技術の研究及び創薬等支援	基盤的技術研究 難病・疾患資源研究 研究開発振興 創薬支援事業 健康・栄養研究	生物資源に係る研究及び創薬等支援	医薬品等の開発振興	健康と栄養に関する事項	統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項 注(3)	
<「一定の事業等のまとまり」≠中期目標等の項目＝評価単位>	<「一定の事業等のまとまり」＝セグメント>									
基盤的技術の研究及び創薬等支援	基盤的技術研究 難病・疾患資源研究 研究開発振興 創薬支援事業 健康・栄養研究									
生物資源に係る研究及び創薬等支援										
医薬品等の開発振興										
健康と栄養に関する事項										
統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項 注(3)										

注(1) 国立美術館は、館ごとの区分に基づくセグメント情報のほかにセグメント情報の補足事項として、評価単位（「一定の事業等のまとまり」）ごとの事業収益、事業損益及び総損益を開示しているが、このほかに開示すべきとされているセグメント情報のうち、行政サービス実施コスト及び当該セグメントに属する総資産額については開示していない。

注(2) 教職員支援機構の「免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務」及び「教員資格認定試験の実施に関する事務」は、平成30事業年度から開始する業務のため、29事業年度財務諸表の附属明細書の開示すべきセグメント情報には該当するセグメントがない。

注(3) 医薬基盤・健康・栄養研究所の「統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項」は、法人全体に係る横断的な目標であるため、対応する単独のセグメントはない。

そして、評価単位とセグメントが対応していない原因は、図表1-7のとおり、改訂会計基準Q&A第43-2において「開示するセグメント情報は、事業等のまとまりごとの区分に基づく情報であり、目標の単位を集約した単位に基づく情報とすることは認められない。」とされていることに対する認識が十分でなかったことなどによるものである。

図表1-7 評価単位とセグメントが対応していない原因

法人名	評価単位とセグメントが対応していない原因
国立青少年教育振興機構 教職員支援機構	改訂会計基準Q&A第43-2において「開示するセグメント情報は、事業等のまとまりごとの区分に基づく情報であり、目標の単位を集約した単位に基づく情報とすることは認められない。」とされていることに対する認識が十分でなかったため
国立美術館	中期目標において、国立美術館としての事業（美術振興事業、ナショナルコレクション事業及びナショナルセンター事業）ごとに「一定の事業等のまとまり」を設定し、これを評価単位としているが、会計基準の改訂前から館ごとに会計単位を設置していたことなどから、館ごとにセグメントを設定しているため
医薬基盤・健康・栄養研究所	医薬基盤研究所と国立健康・栄養研究所が統合したことを背景に、「一定の事業等のまとまり」及びセグメントを、統合前の各法人の業務を踏まえて設定する一方、中長期目標の項目を、法人全体に係る横断的な目標として設定したことなどから、中長期目標の項目と評価単位は対応しているものの、「一定の事業等のまとまり」ごとに中長期目標の項目が設定されていないため

このように、評価単位とセグメントが対応していない状況は、目標策定及び評価に資する情報となる財務情報の有用性をより担保するために、「独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報とする。」とされている改訂会計基準の規定や、法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを設定し、法人内部のマネジメントを発揮できるようにするために、適正かつ厳正な評価に資する「一定の事業等のまとまり」ごとに中期目標等の項目を設定し、中期目標等を設定した項目を評価単位とするとされている目標指針に沿っていないものである。

したがって、29事業年度末時点において自己評価及び主務大臣評価における評価単位とセグメントが対応していない独立行政法人について、主務大臣及び独立行政法人は、目標策定及び評価にセグメント情報を有効に活用するために、セグメントを評価単位である「一定の事業等のまとまり」に対応させることができるように十分に検討した上で、セグメントの設定の見直しを図るなどして、評価単位とセグメントを適切に対応させる必要がある。

なお、国立青少年教育振興機構、国立美術館及び教職員支援機構は、会計検査院の検査を踏まえて、30事業年度の財務諸表からセグメントを「一定の事業等のまと

まり」に対応できるよう、セグメントの設定の見直しを図るとしている。また、医薬基盤・健康・栄養研究所は、国立研究開発法人随時報告における会計検査院の所見を踏まえて、令和4事業年度から始まる次期中長期目標期間からセグメントを評価単位と対応させるとしている。

イ 「一定の事業等のまとまり」の単位と評価を行った単位の状況

前記のとおり、評価指針によれば、主務大臣評価は、独立行政法人が作成した自己評価書を十分に活用して行うとともに、中期目標等を設定した項目を細分化した単位で評価を行うことは妨げないとされている。そして、独立行政法人は、自己評価書の作成に当たっては、可能な限り最小の単位で評価を行うこと、当該単位を統合したものが主務大臣が行う評価単位と整合するよう留意することなどに努めるとされた。その後、平成31年3月に評価指針が改定され、中期目標管理法及び行政執行法人については、事務・事業の特性に応じた適切な単位で評価を行い、主務大臣が行う評価にも活用できるよう留意することなどに努めるとされている。

また、評価制度委員会は、改正通則法第29条第3項及び第35条の4第3項の規定に基づき、28事業年度から新たに中期目標等の期間が始まる中期目標管理法の中期目標及び国立研究開発法人の中長期目標に関して、対象となる独立行政法人の主務大臣に対して、28年2月に示した「独立行政法人の平成28年度から始まる中（長）期目標案についての意見」（以下「評価制度委員会の意見」という。）の中で、主務大臣評価について、「評価指針では、よりの確な評価を実施するため「一定の事業等のまとまり」をより細分化した単位で項目別評定を行うことも妨げないとされている。ただし、このような場合であっても、「一定の事業等のまとまり」がセグメント情報を開示する区分であり、インプット情報とアウトプット情報の対比による評価が必要であることから、「一定の事業等のまとまり」の単位での評価についてもあわせて実施しなければならない。このため、今後の評価における評定単位を細分化するかどうか、細分化した項目の評定をどのように「一定の事業等のまとまり」として評価するか等について、「一定の事業等のまとまり」の設定の際に留意することが重要である。」としている。

そして、行政執行法人は評価制度委員会の意見の対象となっていないが、行政執行法人も、中期目標管理法及び国立研究開発法人と同様に、評価指針によれば、「一定の事業等のまとまり」ごとに目標を策定して評価を実施することとされてい

る。

そこで、改正通則法に基づく中期目標等策定53法人のうち、「一定の事業等のまとまり」と評価単位が対応していない医薬基盤・健康・栄養研究所を除いた52法人について、29事業年度の自己評価及び主務大臣評価における評価単位の状況をみると、図表1-8のとおり、一部又は全部の「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている独立行政法人は、自己評価において25法人、主務大臣評価において23法人となっていた。

図表1-8 自己評価及び主務大臣評価における評価単位の状況（平成29事業年度）
（単位：法人）

区 分	自己評価		主務大臣評価	
	「一定の事業等のまとまり」を細分化せずに「一定の事業等のまとまり」の単位で評価を行っている独立行政法人	「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている独立行政法人	「一定の事業等のまとまり」を細分化せずに「一定の事業等のまとまり」の単位で評価を行っている独立行政法人	「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている独立行政法人
中期目標管理法	8	15	10	13
国立研究開発法人	16	6	16	6
行政執行法人	3	4	3	4
計	27	25	29	23

そして、自己評価において「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている25法人について、細分化した単位での評価だけでなく「一定の事業等のまとまり」の単位での評価も行っているかをみると、図表1-9のとおり、評価を行っている独立行政法人が4法人ある一方で、行っていない独立行政法人が21法人となっていた。

また、主務大臣評価において「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている23法人については、「一定の事業等のまとまり」の単位での評価も行っている独立行政法人が4法人ある一方で、行っていない独立行政法人が19法人となっていた。

そして、この19法人の「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位での主務大臣評価に係る評定をみると、それぞれの評定に異なる評定が混在（例えば、「一定の事業等のまとまり」を五つに細分化していて、それぞれの評定が「B」「A」「S」「A」「A」になっているなど）しているなどのため、「一定の事業等のまとまり」の単位での評定が分からない状況となっていた。

なお、自己評価及び主務大臣評価の両方において、「一定の事業等のまとまり」

を細分化した単位での評価だけでなく、「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行っている独立行政法人は、3法人のみとなっていた。

図表1-9 「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている独立行政法人における「一定の事業等のまとまり」の単位での評価の状況（平成29事業年度）
（単位：法人）

区 分	自己評価（25法人）		主務大臣評価（23法人）		自己評価及び主務大臣評価の両方で「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行っている独立行政法人
	行っている独立行政法人	行っていない独立行政法人	行っている独立行政法人	行っていない独立行政法人	
中期目標管理法	3	12	2	11	2
国立研究開発法人	—	6	1	5	—
行政執行法人	1	3	1	3	1
計	4	21	4	19	3

主務大臣評価については、前記のとおり、評価制度委員会の意見によれば、細分化した単位で評価を行う場合であっても「一定の事業等のまとまり」の単位での評価についても併せて実施しなければならないとされている。一方、独立行政法人は、前記のとおり、31年3月に評価指針が改定され、事務・事業の特性に応じて適切な単位で評価を行い、主務大臣が行う評価にも活用できるよう（国立研究開発法人は、目標に応じたマネジメントに係る実効的な単位で評価を行い、当該単位を統合したものが主務大臣が行う評価単位と整合するよう）留意することなどに努めることなどとなっている。

しかし、前記のとおり、独立行政法人の自己評価において「一定の事業等のまとまり」の単位での評価が行われていない状況が見受けられた。このように「一定の事業等のまとまり」の単位での評価が行われていない場合には、主務大臣評価においてセグメントと「一定の事業等のまとまり」が対応していても、セグメント情報を用いたインプット情報とアウトプット情報の対比による評価を適切に行うことができないおそれがあると思料される。また、主務大臣評価において細分化した単位での評定に異なる評定が混在している場合には、「一定の事業等のまとまり」の単位での評定が分からない状況となる。

したがって、自己評価において「一定の事業等のまとまり」の単位で評価を行っていない独立行政法人においては、細分化した単位で評価を行う場合であっても、主務大臣評価の円滑化に資するために、評定を付す際には「一定の事業等のまとまり」の単位で評価を行うことが必要であり、また、中期目標等に定めた「一定の事

業等のまとまり」の単位で主務大臣評価を行っていない主務大臣においては、細分化した単位で評価を行う場合であっても、独立行政法人の評価等にセグメント情報を十分に活用し、独立行政法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルの機能の強化に資するために、中期目標等に定めた「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行うことが必要である。

ウ 主務大臣評価におけるセグメント情報等の活用状況

評価指針によれば、主務大臣は、「一定の事業等のまとまり」ごとのインプット情報に係るセグメント情報等を活用し、中期目標管理法人及び行政執行法人について、定量的な成果実績であるアウトプット情報と資源投入量である財務情報等のインプット情報との対比を行うことなどにより、また、国立研究開発法人について、研究開発活動に係る成果等とインプット情報との対比を行うことなどにより、効率性の観点等からも評価を行うなどして評価の実効性を確保することとされている。そして、主務大臣は、主務大臣評価の評価書（以下「主務大臣評価書」という。）に、主要なアウトプット情報と合わせて、主要なインプット情報を記載することとされている。主務大臣は、主務大臣評価において、目標・計画（予算）と実績（決算）の差異が生じたことの要因分析を実施することとされており、計画（予算）と実績（決算）の要因分析に関しては、「会計基準の改訂について」によれば、「予算と実績の比較分析が適切に行われている場合、生じた利益が経営努力によって生じたものであることの合理的な説明を可能にし、その結果、経営努力が一層促進され、自主的、自律的な運営につながるものと期待される。」とされている。

また、前記のとおり、会計検査院は、国立研究開発法人随時報告の中で、インプット情報を評価に活用することにより評価の実効性の確保に努めるとともに、評価した内容を評価書に記述することなどについて検討すること、評価書にはインプット情報に対応するセグメント情報等の数値を適切に用いて記載することを所見として記述している。

そこで、インプット情報が評価に活用されているかをみるために、改正通則法に基づく中期目標等策定53法人から前記の評価単位とセグメントが対応していない4法人を除いた49法人に係る29事業年度の主務大臣評価において評定を付している項目のうち、「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行っていて、評価項目がセグメントと対応している38法人172項目の主務大臣評価書のインプット情報について

みると、図表1-10のとおり、予算額の記載がないため、決算額と予算額の対比ができない項目が3法人8項目あった。

図表1-10 インプット情報に予算額の記載がないため、決算額と予算額の対比ができない項目（平成29事業年度）

法人名	評価項目	インプット情報として記載している指標
郵便貯金・簡易生命保険管理機構(注)	郵便貯金管理業務	経常費用、従事人員数
	簡易生命保険管理業務	経常費用、従事人員数
大学入試センター	大学の入学者選抜の改善に関する調査研究	決算額、従事人員数
	大学情報の提供等	決算額、従事人員数
国立女性教育会館	男女共同参画社会の実現に向けた人材の育成・研修の実施	決算額、従事人員数
	男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備のための調査研究の実施	決算額、従事人員数
	男女共同参画推進のための広報・情報発信	決算額、従事人員数
	男女共同参画の推進に向けた国際貢献	決算額、従事人員数

(注) 郵便貯金・簡易生命保険管理機構においては、国からの運営費交付金の交付はなく、予算額及び決算額は、預金者、保険金受取人等からの請求に基づいて行われる郵政民営化前の郵便貯金の払戻し、保険金の支払の額等によるものであるため、予算額と決算額の比較による評価は行われておらず、主務大臣評価書に予算額が記載されていない。

また、改訂会計基準Q&Aにおいて決算報告書の決算額が予算額に対して10%以上増減した場合を著しいかい離としていることを踏まえ、決算額が予算額に対して10%以上増減している項目をみたところ、上記の3法人8項目を除いた35法人164項目のうち24法人49項目において10%以上の増減が見受けられた（別表5参照）。そして、これらの項目のインプット情報についてみると、評定の根拠を記載する欄等に、決算額と予算額の差異の理由を踏まえた評価等の明確な記載が見受けられず、インプット情報を主務大臣評価に活用しているかが確認できない状況となっていた。この中には、決算額が予算額に対して1.5倍以上となっており、当初の計画に比べて「一定の事業等のまとまり」に係る支出額が大幅に増加している項目も7法人7項目含まれていた。

なお、上記の7法人の中には、自己評価書においても同様の事態となっていて、インプット情報を自己評価に活用しているかが確認できない状況となっている法人があった。

さらに、前記の49法人について、主務大臣評価書に記載されているインプット情報に、評価単位に対応するセグメント情報等の数値が適切に記載されているかをみると、計数の転記誤りなどにより差異が生じている項目が、図表1-11のとおり、3法人3項目において見受けられた。

図表1-11 主務大臣評価書に記載されているインプット情報にセグメント情報等の数値が適切に記載されていないもの（平成29事業年度）

主務省名	法人名	3分類	該当するセグメント名	インプット情報の種類	(正)	(誤)
総務省	情報通信研究機構	国研	サイバーセキュリティ分野	決算額	1,601百万円	2,601百万円
文部科学省	日本原子力研究開発機構	国研	東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発	予算額	24,275百万円	22,567百万円
国土交通省	海技教育機構	中期	海技教育の実施	予算額	6,673百万円	673百万円

(注) 本図表のうち、総務省所管の情報通信研究機構及び国土交通省所管の海技教育機構については平成31年3月に、文部科学省所管の日本原子力研究開発機構については令和元年6月に、各主務省は、それぞれ会計検査院の指摘を踏まえて主務大臣評価書を修正している。

このように、インプット情報として記載されている決算額が予算額に対してかい離しているにもかかわらず主務大臣評価書の当該項目にその理由を踏まえた評価等の記載がなく評価にセグメント情報等を活用しているかが確認できなかつたり、インプット情報にセグメント情報等の数値が適切に記載されておらず計数の転記誤りなどによる差異が生じたりしている状況は、評価の実効性の確保が図られないおそれがある。

したがって、インプット情報を主務大臣評価に活用しているかが確認できない状況となっている独立行政法人の主務大臣評価書について、主務大臣は、成果に対して要したインプットに係る評価についても適切に主務大臣評価書に記載し、セグメント情報等を評価にどのように活用しているかが分かるようにするなどして、国民に対する説明責任を果たすとともに、評価の実効性を確保するなどする必要がある。また、主務大臣評価書に記載されているインプット情報が評価単位に対応する適切なセグメント情報等の数値となっていない独立行政法人に対する主務大臣評価書においては、対応するセグメント情報等の数値を適切に記載して、評価を適切に行う必要がある。

(2) 経営努力の促進等に係る取組状況

基本的な方針によれば、「法人への運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、法人に対し運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課す」とされている。

しかし、前記のとおり、会計基準の改訂前においては、多くの独立行政法人において費用進行基準が採用されていたため、支出した費用と同額が収益として計上される

ことから、効率化のインセンティブが働きにくいことなどが指摘されていた。

このような背景等を踏まえ、前記のとおり、基本的な方針によれば、収益化基準は原則として業務達成基準を採用することとされ、また、独立行政法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図ることとされている。

そして、前記のとおり、「会計基準の改訂について」によれば、業務達成基準を採用するために必要となる収益化単位の業務ごとの見積費用と実績費用の管理体制を構築することとされている。

また、経営努力認定については、前記のとおり、基本的な方針によれば、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益の一定割合についても新たに経営努力として認めることなどとされている。

そこで、会計基準の見直しなどに伴う対応が適切かつ効果的に運用されているかなどについて、運営費交付金の収益化等の状況、法人の長における管理会計の活用に資することとされた収益化単位の業務ごとの財務情報の把握状況及び経営努力認定の状況をみると、次のとおりとなっていた。

ア 業務達成基準を採用したことによる運営費交付金の収益化等の状況

(ア) 運営費交付金の交付状況

検査の対象とした87法人のうち、27事業年度から29事業年度までに運営費交付金の交付を受けている74法人の運営費交付金の交付状況は図表2-1のとおりであり、29事業年度に運営費交付金の交付を受けた額は、計1兆5230億余円となっていた。このうち、中期目標管理法人は42法人で計5760億余円、国立研究開発法人は27法人で計9207億余円、行政執行法人は5法人で計262億余円の運営費交付金の交付を受けていた。

図表2-1 74法人への運営費交付金の交付額（平成27事業年度～29事業年度）

（単位：百万円）

法人名	平成27事業年度	28事業年度	29事業年度	法人名	27事業年度	28事業年度	29事業年度
国立公文書館	2,249	2,019	2,009	国立がん研究センター	6,136	6,078	6,690
北方領土問題対策協会	1,209	1,236	1,236	国立循環器病研究センター	3,892	4,485	4,250
日本医療研究開発機構	4,910	5,023	5,591	国立精神・神経医療研究センター	3,873	3,874	3,839
国民生活センター	2,850	3,124	3,234	国立国際医療研究センター	5,732	5,778	5,815
情報通信研究機構	29,683	29,330	33,396	国立成育医療研究センター	3,250	3,272	3,349
統計センター	8,095	9,013	7,671	国立長寿医療研究センター	2,752	2,793	2,801
国際協力機構	154,035	155,449	154,315	農林水産消費安全技術センター	6,750	6,716	6,602
国際交流基金	15,953	17,012	15,083	家畜改良センター	7,310	7,393	7,337
酒類総合研究所	953	976	1,444	農業・食品産業技術総合研究機構	65,075	67,495	65,920
国立特別支援教育総合研究所	1,087	1,142	1,049	国際農林水産業研究センター	3,354	3,545	3,614
国立青少年教育振興機構	9,029	9,029	8,939	森林研究・整備機構	9,350	10,185	10,155
国立女性教育会館	539	524	518	水産研究・教育機構	16,949	17,349	17,393
国立科学博物館	2,765	2,767	2,796	農畜産業振興機構	1,759	1,686	1,647
物質・材料研究機構	11,917	12,020	13,459	農業年金基金	3,441	3,310	3,143
防災科学技術研究所	7,020	7,021	9,600	経済産業研究所	1,437	1,437	1,415
量子科学技術研究開発機構	9,449	22,112	24,525	工業所有権情報・研修館	10,594	11,939	12,141
国立美術館	7,470	7,500	7,536	産業技術総合研究所	63,767	66,427	63,520
国立文化財機構	8,440	8,387	8,325	製品評価技術基盤機構	6,907	7,030	6,927
教職員支援機構	1,004	1,168	1,226	新エネルギー・産業技術総合開発機構	140,891	139,285	148,368
科学技術振興機構	114,393	113,962	120,391	日本貿易振興機構	29,875	28,175	26,801
日本学術振興会	27,238	26,708	26,711	情報処理推進機構	12,450	7,247	5,711
理化学研究所	51,481	51,591	52,591	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	19,713	17,860	23,920
宇宙航空研究開発機構	124,553	118,504	123,096	中小企業基盤整備機構	20,443	19,252	18,575
日本スポーツ振興センター	13,003	14,086	14,975	土木研究所	8,499	8,665	8,626
日本芸術文化振興会	9,781	10,052	10,000	建築研究所	1,734	1,760	1,768
日本学生支援機構	12,868	13,245	13,773	海上・港湾・航空技術研究所	5,422	5,276	5,192
海洋研究開発機構	38,304	35,276	39,344	海技教育機構	7,572	7,405	7,367
国立高等専門学校機構	62,020	62,194	62,324	航空大学校	2,068	2,111	2,316
大学改革支援・学位授与機構	1,863	2,168	1,760	自動車技術総合機構	2,825	3,173	3,236
日本原子力研究開発機構	143,693	129,385	132,029	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	281	265	259
勤労者退職金共済機構	32	32	31	国際観光振興機構	10,726	12,537	12,720
高齢・障害・求職者雇用支援機構	68,852	68,042	68,207	自動車事故対策機構	6,657	6,899	6,843
福祉医療機構	4,180	3,056	2,815	国立環境研究所	13,349	12,997	9,277
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,813	1,314	994	環境再生保全機構	1,685	1,763	6,691
労働政策研究・研修機構	2,423	2,383	2,474	駐留軍等労働者労務管理機構	4,329	3,092	3,014
労働者健康安全機構	9,193	9,896	9,726	計（74法人）	1,497,103	1,484,875	1,523,060
国立病院機構	16,550	14,420	14,450	中期目標管理法人(42法人)	575,277	569,825	576,046
医薬品医療機器総合機構	1,268	1,440	1,963	国立研究開発法人(27法人)	893,492	887,177	920,787
医薬基盤・健康・栄養研究所	4,050	3,674	6,174	行政執行法人(5法人)	28,333	27,872	26,226

注(1) 各独立行政法人の財務諸表の附属明細書に記載されている運営費交付金交付額により集計した。

注(2) 平成28年4月1日に統合のあった7法人の27事業年度の交付額は、統合前の各独立行政法人の運営費交付金の交付額の合計額である。

(イ) 業務達成基準の採用状況

前記のとおり、会計基準によれば、独立行政法人は、国から運営費交付金を受領したときは、その相当額を運営費交付金債務として負債に計上することとされている。

そして、運営費交付金債務の収益化に当たっては、前記のとおり、改訂前の会計基準では業務達成基準、期間進行基準及び費用進行基準の三つの収益化基準のいずれの方法も採用することが認められていた。しかし、独立行政法人の経営改善や合理化努力のインセンティブを最大限機能させるなどのために、改訂会計基準においては、収益化単位の業務と運営費交付金の対応関係を明確にし、事業年

度末時点の業務の進行状況を測定する必要のある業務達成基準を原則として採用することとされた。ただし、「会計基準の改訂について」において、27事業年度までは改訂会計基準第81に係る経過措置を適用することも容認されている。

前記の74法人について、改訂会計基準の適用前後における収益化基準の採用状況をみると、図表2-2のとおり、改訂会計基準適用前の26事業年度は、50法人において全ての業務で費用進行基準を採用していた。これに対し、改訂会計基準適用直後の27事業年度は、当該50法人のうち、全ての業務で期間進行基準を採用していた独立行政法人は1法人（勤労者退職金共済機構）であり、残る49法人は、改訂会計基準第81に係る経過措置を適用して全ての業務で費用進行基準を採用していた。そして、改訂会計基準第81に係る経過措置適用終了後の28、29両事業年度は、上記の1法人を除く73法人において、少なくとも一部の業務を除き業務達成基準を採用していた。

図表2-2 改訂会計基準の適用前後における収益化基準の採用状況

(単位：法人)

収益化基準の採用状況	改訂会計基準 適用前 (平成26事業年度)				改訂会計基準 適用直後 (27事業年度)				うち改訂会計基準第81 に係る経過措置を適用				改訂会計基準 適用後 (28、29両事業年度)			
	中期	国研	行執	計	中期	国研	行執	計	中期	国研	行執	計	中期	国研	行執	計
①全ての業務で業務達成基準を採用	2	6	—	8	2	6	—	8	2	6	—	8	3	6	—	9
②全ての業務で費用進行基準を採用	28	19	3	50	27	19	3	49	27	19	3	49	—	—	—	—
③全ての業務で期間進行基準を採用	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	1
④業務ごとに業務達成基準又は費用進行基準を採用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤業務ごとに業務達成基準又は期間進行基準を採用	5	1	1	7	5	2	1	8	4	1	1	6	37	21	5	63
⑥業務ごとに費用進行基準又は期間進行基準を採用	3	—	1	4	3	—	1	4	3	—	1	4	—	—	—	—
⑦業務ごとに業務達成基準、費用進行基準又は期間進行基準を採用	4	—	—	4	4	—	—	4	4	—	—	4	1	—	—	1
業務達成基準を採用している法人 (①+④+⑤+⑦)	11	7	1	19	11	8	1	20	10	7	1	18	41	27	5	73
計	42	26	5	73	42	27	5	74	40	26	5	71	42	27	5	74

(注) 日本医療研究開発機構は平成27年4月に設立されたため、「改訂会計基準適用前（平成26事業年度）」欄には含めていない。

上記73法人のうち63法人は、業務達成基準を採用していた業務がある一方、一部の業務で期間進行基準を採用していたが、これは、改訂会計基準において、管理部門の活動については運営費交付金財源と期間的に対応していると考えられることから管理部門の活動に限り期間進行基準の採用が認められるとされているた

めであった。そして、勤労者退職金共済機構は、運営費交付金を管理部門の活動にのみ充てているため、27事業年度から期間進行基準のみを採用している。また、1法人（国際協力機構）は三つの収益化基準を採用していたが、当該法人は、期中に災害援助のために突発的に発生した災害援助業務について費用進行基準を採用している。これは、改訂会計基準において業務の予算、期間等を見積もることができない場合等に限り費用進行基準の採用が認められるとされているためであった。

(ウ) 収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法の明確化の状況

改訂会計基準によれば、収益化単位の業務とは、「法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われている業務とする」とされており、基本的には収益化単位の業務を集積したものが「一定の事業等のまとまり」であるとされており、また、「一定の事業等のまとまり」ごとの区分に基づく会計情報をセグメント情報として開示することとされている。これらのことから、収益化単位の業務ごとの会計情報は、評価に活用することとされたセグメント情報の基礎となるものである。

そして、改訂会計基準等によれば、独立行政法人は、業務完了の考え方については、主務大臣や国民、監事等が客観的に判断できる必要があるため明確化する必要があるとされている。また、業務の進行状況の測定方法については、損益計算書の利益額が影響を受けることから明確に定めておく必要があるとされている。

これらの改訂会計基準等の趣旨を踏まえると、収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法を明確にするためには、各独立行政法人の規程、通知、マニュアル等（以下「規程等」という。）により明文化しておく必要があると考えられる。

そこで、業務達成基準を採用していた73法人における収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法について、各独立行政法人の規程等により明文化されているかをみると、^(注8)31法人においては、図表2-3のとおり、改訂会計基準Q&Aの記載に沿って測定等をしていること、業務が単年度で完了していることなどを理由として、明文化されていなかった。

図表2-3 業務完了の考え方等を規程等により明文化していない理由（平成29事業年度）

（単位：法人）

各独立行政法人の規程等により明文化していない理由（複数回答）	中期目標 管理法人	国立研究 開発法人	行政執行 法人	計
①改訂会計基準Q&Aの記載に沿って測定等をしているため	5	5	1	11
②業務が単年度で完了するとしているため	7	—	1	8
③中期目標等で設定された指標を用いているため	1	1	1	3
④個々の業務ごとに異なるため	5	1	—	6
⑤理由なし	3	2	—	5

（注）該当する独立行政法人の内訳は別表6参照

しかし、①については、改訂会計基準Q&Aでは「独立行政法人の業務の多様性を前提とすると、収益化単位の業務の進行状況を測定する指標は、様々なものが想定されるため、一概に示すことはできない。各法人の業務の性質や実態を踏まえつつ、合理性や実現性等を考慮して定めることになる。」などとして指標の設定等の考え方を示しているにすぎず、改訂会計基準Q&Aの記載だけでは、主務大臣や国民、監事等が、各独立行政法人がどのような指標を用いて業務の進行状況を測定するなどしているのか判断することができない。

また、業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法は、業務によって様々なものが想定されることから、②については、複数年度で完了する業務も想定される中で当該業務が単年度で完了するもの（単年度で業務完了するとみなした場合を含む。）であるのか、③については、中期目標等で設定された各指標のうち具体的にどの指標を用いて測定する業務であるとしているのか、④については、業務ごとに具体的にどのような指標を用いて測定するとしているのかなどを、いずれも規程等により明文化されていないため客観的に判断することができない。

したがって、31法人は、前記改訂会計基準等の趣旨を踏まえ、収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法を規程等により明確にしておく必要があると考えられる。

（注9）

なお、上記31法人のうち6法人は、会計検査院の検査を踏まえて、令和元年5月末までに、業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法について、規程等により明文化している。

(注8) 31法人 国立公文書館、北方領土問題対策協会、日本医療研究開発機構、国民生活センター、情報通信研究機構、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、防災科学技術研究所、国立文化財機構、教職員支援機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、大学改革支援・学位授与機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、労働者健康安全機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤・健康・栄養研究所、国際農林水産業研究センター、経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、新エネルギー・産業技術総合開発機構、土木研究所、建築研究所、海上・港湾・航空技術研究所、海技教育機構、自動車技術総合機構、国際観光振興機構、駐留軍等労働者労務管理機構

(注9) 6法人 国立公文書館、国立特別支援教育総合研究所、防災科学技術研究所、高齢・障害・求職者雇用支援機構、工業所有権情報・研修館、国際観光振興機構

(エ) 運営費交付金債務の収益への振替額等の状況

前記のとおり、運営費交付金債務は、業務の進行に応じて収益化することとされている。そして、業務達成基準を採用した業務について業務が完了したと判定した場合は、当該業務に要した費用の額にかかわらず、運営費交付金債務は、固定資産の取得に充てられたなどにより資産見返運営費交付金等へ振り替えられた額を除き、当該業務に係る運営費交付金配分額の全額が収益化されることとなる。また、業務が未了であると判定した場合は、当該業務の進行状況に応じて運営費交付金配分額の一部が収益化され、収益化されなかった運営費交付金配分額は、翌事業年度に運営費交付金債務のまま繰り越されることとなる。

前記73法人の平成29事業年度における業務達成基準による運営費交付金収益への振替額及び業務達成基準を採用していた業務に係る運営費交付金債務の繰越しの状況をみると、図表2-4のとおり、73法人の業務達成基準による運営費交付金収益への振替額は計1兆2963億余円となっていた。そして、73法人のうち42法人は、業務達成基準を採用していた業務において業務が未了であると判定したものがあつたことから、当該業務に係る運営費交付金債務計1276億余円が30事業年度に繰り越されていた。

図表2-4 運営費交付金収益への振替額、運営費交付金債務残高等の状況（平成29事業年度）

（単位：法人、百万円）

区 分	中期目標管理法			国立研究開発法人			行政執行法人			計		
	法人数	金額	割合	法人数	金額	割合	法人数	金額	割合	法人数	金額	割合
運営費交付金収益への振替額 ①	42	573,080	88.3%	27	882,426	83.1%	5	25,615	97.6%	74	1,481,122	85.2%
うち業務達成基準による振替額	41	500,301	77.0%	27	774,793	72.9%	5	21,207	80.8%	73	1,296,302	74.6%
負債等への振替額 ②（注）	41	27,051	4.1%	27	84,630	7.9%	5	611	2.3%	73	112,292	6.4%
運営費交付金債務残高 ③	23	48,867	7.5%	22	94,731	8.9%	—	—	—	45	143,598	8.2%
うち業務達成基準に係る分	21	35,432	5.4%	21	92,188	8.6%	—	—	—	42	127,620	7.3%
計（①+②+③）	42	648,999	100.0%	27	1,061,788	100.0%	5	26,226	100.0%	74	1,737,013	100.0%

（注） 運営費交付金を固定資産の取得原資とした場合等は、固定負債の科目である「資産見返運営費交付金」等の他の負債等へ振り替えられる。

（オ）業務の進行状況を測定する指標の設定状況

前記のとおり、会計基準の改訂前においては、多くの独立行政法人において費用進行基準が採用されていたため、支出した費用と同額が収益として計上されることから、効率化のインセンティブが働きにくいことなどが指摘されていた。このような背景等を踏まえ、収益化基準は原則として業務達成基準を採用することとされた。

そして、業務達成基準による収益化は、基本的には、各事業年度の業務を開始する際に収益化単位の業務ごとに業務の完了（目的の達成）の考え方を明確化した上で、各事業年度末時点において、①当該業務完了の考え方にに基づき収益化単位の業務ごとに完了又は未了の判定を行い、②業務が完了したと判定した場合は、設定した業務の進行状況を測定する指標にかかわらず配分額全額を収益化し、③業務が未了であると判定した場合は、業務の進行状況を測定する指標に基づき収益化することとなっている。

業務の進行状況を測定する指標については、改訂会計基準Q&Aによれば、前記のとおり、「各法人の業務の性質や実態を踏まえつつ、合理性や実現性等を考慮して定めることになる。」とされている。ただし、「業務の進行状況を測定する客観的、定量的な指標として、投入資源（例えば作業時間、投入費用）などのインプット情報で進行状況を測定できる場合、業務の進行状況と密接に関連するなどの理由から、投入資源に着目した指標を設定することも考えられる。」とされている。

そこで、29事業年度末において、業務が未了であると判定した業務がある前記の42法人に係る収益化単位の業務における業務の進行状況を測定する指標をみる

と、当該事業年度に業務が実施されていないなどにより運営費交付金配分額全額を翌事業年度に繰り越している業務を除き、全ての業務において投入費用が指標として設定されていた。そして、当該法人は、当該事業年度における当該収益化単位の業務に対する運営費交付金配分額から当該収益化した額を差し引いた残りを運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越していた。

なお、上記の投入費用を指標として設定している独立行政法人の中には、その理由として、業務の進行状況をアウトプット情報等で定量的に把握することが非常に困難であるためとしている独立行政法人が見受けられた。

イ 法人の長における収益化単位の業務ごとの財務情報の把握状況

前記のとおり、独立行政法人改革等が実施される以前には、法人全体で支出した費用と同額が収益として計上されるために効率化（費用節減）のインセンティブが働きにくいことなどが指摘されていた。そして、基本的な方針において、管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図ることとされたことを踏まえ、独立行政法人の会計に管理会計の考え方を取り入れることが検討されて、改訂会計基準において業務達成基準を原則として適用することとされた。

この点に関しては、「会計基準の改訂について」によれば、業務達成基準を採用するに当たり収益化単位の業務ごとの見積費用と実績費用の管理体制を構築することは、会計情報を用いたマネジメントの実現に貢献するものと考えられている。また、法人の長による収益化単位の業務ごとの予算と実績の比較分析が適切に行われている場合、生じた利益が経営努力によって生じたものであることの合理的な説明を可能にし、その結果、経営努力が一層促進され、自主的、自律的な運営につながるものと期待されるとされている。

そして、各独立行政法人は、「会計基準の改訂について」を踏まえて、会計システムに収益化単位の業務ごとの予算や執行額等の財務情報を入力するなどの方法により、収益化単位の業務ごとの予算と実績を管理する体制を構築することになる。

また、改訂会計基準Q&Aによれば、独立行政法人には、運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務が課されている一方で、業務効率化だけではなく政策効果の最大化も求められているため、必要に応じて、事業年度途中において運営費交付金配分額の見直しを行うことも認められるとされている。ただし、適切かつ計画的な業務実施の観点からは、運営費交付金配分額の見直しは第3四半期末までに確定さ

れるべきであるとされており、法人の長は、事業年度開始時点の運営費交付金配分額を決定するだけでなく、当該見直しについても行う必要があるとされている。

これらの趣旨を踏まえると、予算や運営費交付金配分額の見直しを行う際等の事業年度途中の適時において、管理会計の活用等による自律的マネジメントに資するよう、法人の長が収益化単位の業務ごとの予算とそれまでの実績等を把握することは、適切かつ計画的な業務実施のために法人の長が行う運営費交付金配分額の見直しの判断や、政策効果の最大化及び経営努力の促進を図ることにつながる重要なことであると考えられる。

そこで、29事業年度において、業務達成基準を採用していた73法人について、法人の長における事業年度途中の収益化単位の業務ごとの予算と実績等の財務情報の把握の状況をみると、図表2-5のとおり、57法人では、法人の長において事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していた。具体的には、経理担当部門等が事業年度途中において収益化単位の業務ごとに予算や執行実績を把握した上で、収益化単位の業務ごとに予算や執行実績、執行見込額等の財務情報を一覧表に整理するなどして資料を作成し、法人の長が出席する役員会等の会議において経理担当部門等が当該資料について報告するなどしていた。そして、法人の長は、収益化単位の業務ごとの財務情報を把握し、これを踏まえた予算等の見直しを行うなどしていた。

(注10)

一方、16法人では、法人の長において事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していなかった。このうち11法人では、法人の長において収益化単位の業務と異なる単位の業務ごとに財務情報を把握しており、3法人では、法人の長において経理担当部門等が予算等の見直しが必要と判断した業務に係る財務情報のみを把握していた。また、残りの2法人では、経理担当部門等が予算等の見直しを行う必要がないと判断したことから、法人の長においては事業年度途中における財務情報を把握していなかった。

(注11)

なお、16法人のうち2法人は、会計検査院の検査を踏まえて、30事業年度から、法人の長が事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握することとしている。

(注10) 16法人 日本医療研究開発機構、情報通信研究機構、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構、国立高等専門学校機構、日本原子力研究開発機構、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、

国立長寿医療研究センター、森林研究・整備機構、海技教育機構、航空大学校、自動車技術総合機構、国際観光振興機構

(注11) 2法人 情報通信研究機構、国立循環器病研究センター

図表2-5 法人の長における事業年度途中の収益化単位の業務ごとの財務情報の把握状況
(平成29事業年度) (単位：法人)

区 分	中期目標 管理法 人	国立研究 開発法 人	行政執行 法人	計
法人の長において事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していた独立行政法人	33	19	5	57
法人の長において事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していなかった独立行政法人	8	8	—	16
うち、法人の長において収益化単位の業務と異なる単位の業務ごとに財務情報を把握していた独立行政法人 (注)	3	8	—	11
うち、法人の長において経理担当部門等が予算等の見直しが必要と判断した業務に係る財務情報のみを把握していた独立行政法人 (注)	3	—	—	3
うち、経理担当部門等が予算等の見直しを行う必要がないと判断したことから、法人の長においては事業年度途中における財務情報を把握していなかった独立行政法人 (注)	2	—	—	2

(注) 該当する独立行政法人の内訳は別表7参照

法人の長が事業年度途中において収益化単位の業務ごとに予算や執行実績等の財務情報を把握して、当該財務情報を踏まえて予算の見直しを行っていたものについて、参考事例を示すと次のとおりである。

<参考事例> 法人の長が事業年度途中において収益化単位の業務ごとに予算や執行実績等の財務情報を把握して、当該財務情報を踏まえて予算の見直しを行っていたもの

日本芸術文化振興会では、経理担当部門が、毎年10月頃に各業務実施部門に対して、上半期の執行実績額や下半期の執行見込額等の財務情報の報告を指示し、各業務実施部門から報告を受けた財務情報を経理担当部門において収益化単位の業務ごとに整理した資料を作成している。その後、法人の長が出席する12月の役員会において当該資料を報告し、法人の長の決定の下で予算の見直しなどを行うこととしている。

その結果、平成29事業年度においては、10月に各業務実施部門から報告を受けた財務情報により、収益化単位の業務Aにおいて事業費の節減を図ったこと、また、収益化単位の業務Bにおいて人件費の節減を図ったことなどにより、複数の収益化単位の業務において、それぞれ執行見込額が予算現額を下回る見込みとなった。一方、収益化単位の業務C等において、新規業務の実施等により経費の増が見込まれた。

そこで、同振興会は、収益化単位の業務ごとに生じた執行残見込額等の合計額を追加事業の実施により経費の増が見込まれる収益化単位の業務の予算額へ配分するなどした収益化単位の業務ごとの予算現額や執行残見込額等の財務情報に関する資料を経理担当部門において作成し、12月の役員会において当該資料を報告して、法人の長の決定の下、事業年度途中において予算の見直しを行っていた。

前記のとおり、独立行政法人改革等による制度の見直しとして、基本的な方針等において、業務達成基準を原則として適用し、また、管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図ることとされた。このため、収益化単位の業務ごとの予算や執行実績等の財務情報について、法人の長のマネジメントによる政策効果の最大化や経営努力の促進等が効果的なものとなるよう、法人の長において収益化単位の業務ごとの財務情報を適時適切に把握することが重要であると考えられる。

したがって、法人の長が事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していない独立行政法人においては、法人の長の事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報の把握の必要性等について検討する必要がある。

ウ 経営努力認定の状況

前記のとおり、独立行政法人の経営改善や合理化努力のインセンティブを最大限機能させるために、基本的な方針によれば、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益の一定割合（原則として5割）を新たに経営努力として認めること、中期目標の期間の最終事業年度における経営努力相当額を翌中期目標の期間へ繰り越すことを認めることなどとされている。そして、これを踏まえ、26年経営努力通知及び繰越通知において、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益について新たに経営努力として認めるなど経営努力認定の対象を拡大等している。なお、30年経営努力通知において、経営努力認定される利益の要件から、収入の増加や費用の節減が新規に生じたものであることや外部要因によらず独立行政法人の自主的な活動によるものであることなどを証明する要件が削除されるなど、経営努力認定の要件が緩和されている。

また、改正通則法等によれば、中期目標管理法人及び国立研究開発法人は、中期目標又は中長期目標の期間の最終事業年度以外の各事業年度に生じた利益のうち、経営努力認定された額（以下「経営努力認定額」という。）を目的積立金として積み立て、前中期目標又は前中長期目標の期間からの繰越積立金も含め、当該中期目標又は中長期目標の期間内において、中期計画又は中長期計画（以下、これらを合わせて「中期計画等」という。）に記載した剰余金（目的積立金及び繰越積立金）^(注12)の用途に充てることができることとされているが、2法人においては、個別法の規定により目的積立金の計上^(注13)が制度上認められておらず、7法人においては、経営努力による経費節減の余地が小さく利益が生じにくいなどの理由により、29事業年度

末時点における中期計画に剰余金の使途を定めていない。さらに、前記のとおり、行政執行法人は、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事業等を実施する法人とされたことから、目的積立金を計上する仕組みとはなっていない。

(注12) 2法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構、年金積立金管理運用

(注13) 7法人 国立女性教育会館、勤労者退職金共済機構、農業者年金基金、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、環境再生保全機構

そこで、中期計画等に剰余金の使途が記載されている71法人の27事業年度から29事業年度までの当期総利益及び当期末処分利益（当期総利益から前期繰越欠損金を差し引いた額）の状況をみると、図表2-6のとおり、29事業年度は71法人のうち58法人が当期総利益計5929億余円を計上し、このうち55法人が当期末処分利益計5442億余円を計上していた。

図表2-6 当期総利益及び当期末処分利益の状況（平成27事業年度～29事業年度）

（単位：法人、百万円）

区 分	平成27事業年度		28事業年度		29事業年度	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
当期総利益を計上している独立行政法人	56	379,841	61	953,738	58	592,964
うち中期目標管理法人	36	340,536	41	930,676	37	516,960
うち国立研究開発法人	20	39,304	20	23,062	21	76,003
当期末処分利益を計上している独立行政法人	53	264,409	59	878,863	55	544,260
うち中期目標管理法人	33	225,483	40	859,297	36	507,069
うち国立研究開発法人	20	38,926	19	19,565	19	37,191

注(1) 当期総利益又は当期末処分利益を計上している独立行政法人又は勘定に係る金額のみを集計しており、当期総利益等がマイナスとなっている独立行政法人又は勘定に係る金額は含めていない。

注(2) 国際協力機構の有償資金協力勘定については、個別法の規定により改正通則法第38条（財務諸表等）及び第44条（利益及び損失の処理）の規定は適用しないとされていることなどから、集計の対象外としている。

そして、27事業年度から29事業年度までに当期末処分利益を計上している独立行政法人のうち、中期目標又は中長期目標の期間の最終事業年度以外の各事業年度に経営努力認定額を目的積立金として翌事業年度に計上している独立行政法人や中期目標又は中長期目標の期間の最終事業年度における経営努力相当額を繰越積立金に含めて計上している独立行政法人の状況をみると、図表2-7のとおり、29事業年度は、8法人において、知的財産権収入等の自己収入から生じた利益や運営費交付金で賄う経費の節減から生じた利益計12億余円を経営努力認定額として目的積立金に計上し

ており、4法人においても同様の利益計7億余円を経営努力相当額として繰越積立金に含めて計上していた。そして、目的積立金に計上されたり繰越積立金に含めて計上されたりしていた12法人の経営努力認定額及び経営努力相当額計19億余円のうち、9法人の計13億余円が運営費交付金で賄う経費の節減分となっていた。

また、27事業年度から29事業年度までに当期末処分利益を計上している独立行政法人のうち、翌事業年度に経営努力認定額を目的積立金に計上したり経営努力相当額を繰越積立金に含めて計上したりしている独立行政法人の割合の推移をみると、図表2-7のとおり、27事業年度7.5%、28事業年度15.2%、29事業年度21.8%と年々増加していた。そして、これらの独立行政法人のうち、経営努力認定額及び経営努力相当額に運営費交付金で賄う経費の節減分が含まれる独立行政法人の割合の推移をみると、27事業年度は該当する独立行政法人がなく、28事業年度44.4%、29事業年度75.0%と同様に増加していた。27事業年度において該当する独立行政法人がなかったのは、前記のとおり、改訂会計基準第81に係る経過措置を適用して引き続き費用進行基準を採用した独立行政法人が多数あったことによると思料される。

図表2-7 経営努力認定等の状況（平成27事業年度～29事業年度）（単位：法人、百万円）

区 分	平成27事業年度		28事業年度		29事業年度	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
当期末処分利益を計上している独立行政法人(A)	53	264,409	59	878,863	55	544,260
(A)のうち経営努力認定額を目的積立金に計上している独立行政法人(B)	2	256	7	2,720	8	1,219
うち中期目標管理法	—	—	5	2,334	6	861
うち国立研究開発法人	2	256	2	386	2	358
(A)のうち経営努力相当額を繰越積立金に含めて計上している独立行政法人(C)	2	139	2	279	4	721
うち中期目標管理法	2	139	1	238	3	378
うち国立研究開発法人	—	—	1	41	1	343
経営努力認定額を目的積立金に計上し又は経営努力相当額を繰越積立金に含めて計上している独立行政法人(D=B+C)	4	396	9	3,000	12	1,940
割合(D/A)	7.5%	0.1%	15.2%	0.3%	21.8%	0.3%
(B)又は(C)の独立行政法人における経営努力認定額及び経営努力相当額のうち運営費交付金で賄う経費の節減分(E)	—	—	4	586	9	1,300
うち中期目標管理法	—	—	4	586	8	980
うち国立研究開発法人	—	—	—	—	1	319
割合(E/D)	—	—	44.4%	19.5%	75.0%	67.0%

注(1) 各事業年度の決算において計上された当期末処分利益のうち、経営努力認定額は翌事業年度の目的積立金に計上されることとなるが、便宜上、当期末処分利益を計上した事業年度で整理している。

注(2) 経営努力相当額を含む繰越積立金は、中期目標又は中長期目標の期間の最終事業年度の翌事業年度に計上されることとなるが、便宜上、中期目標又は中長期目標の期間の最終事業年度で整理している。

なお、29事業年度において経営努力認定額及び経営努力相当額に運営費交付金で賄う経費の節減分が含まれる9法人は、事業年度途中において収益化単位の業務ごとに予算や実績等の財務情報を把握、整理した資料により、法人の長が事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していた。

(3) 内部統制・ガバナンスの強化等の状況

前記のとおり、旧通則法においては、内部統制に関する取組が義務付けられていなかったり、独立行政法人の業務を監査する監事に関し、その権限が具体的に定められていなかったりしていた。このため、改正通則法では、内部統制に関する取組の実施の義務付けなどがなされることにより、独立行政法人における内部統制・ガバナンスの強化が図られることとなり、また、監事機能の強化に関連し、監事の任命方法に係る規定が追加され、監事補佐体制について、監事の機能強化通知が発出されている。

ア 内部統制システムの整備状況

前記のとおり、改正通則法において、独立行政法人は、内部統制システムの整備に関する事項を業務方法書に記載しなければならないこととなっている。業務方法書は、各独立行政法人の業務の基本的な事項を記載したもので、これに記載した事項については、通則法により主務大臣の認可を受け、適切に業務を履行することが求められている。そして、総務省は、改正法の施行に先立つ26年11月に、独立行政法人の内部統制システムの取組に向けた体制整備通知を発出していて、体制整備通知においては、図表0-7のとおり、業務方法書に具体的に記載することとされている具体的項目として、106項目が提示されている。なお、106の具体的項目には監事監査に係る具体的項目も含まれている。

そして、独立行政法人は、これらの具体的項目を参考に、研究開発や子法人に関する具体的項目等の独立行政法人の形態等により記載する必要のないものを省略するなどして、それぞれの独立行政法人の規模や業務の特性に応じた具体的項目を業務方法書に記載することとなっている。

そこで、106の具体的項目が業務方法書に記載されているか、また、106の具体的項目には監事機能に係る具体的項目が含まれていることから、これらが業務方法書にどのように記載されているかについてみると、次のとおりとなっていた。

(ア) 体制整備通知で提示された具体的項目の業務方法書への記載状況

検査の対象とした全87法人（26事業年度末時点では、27年4月に設立された日本

医療研究開発機構を除く86法人) について、改正法施行前の26事業年度末時点及び施行後の29事業年度末時点における上記106の具体的項目の業務方法書への記載状況をみると、図表3-1のとおり、26事業年度末時点においては、いずれの具体的項目も記載していない独立行政法人が66法人と全体の76.7%を占めていたが、29事業年度末時点では皆無となっていた。そして、29事業年度末時点では、全体の41.3%を占める36法人は、上記106の具体的項目のうち、独立行政法人の形態等により記載する必要のない具体的項目を除いた全ての具体的項目を業務方法書へ記載していた。一方で、全体の58.6%を占める51法人は、独立行政法人の形態等により記載する必要のない具体的項目以外にも業務方法書へ記載していない具体的項目が見受けられた。

そして、29事業年度末時点において、業務方法書に記載されていない具体的項目がある51法人のうち46法人は、その理由について、既に法人の規程等が整備されており業務方法書への記載は必要ないためであるなどとしていた。一方、51法人のうち8法人は、業務方法書への記載を現在検討中であるとしていた具体的項目があった。

このように、29事業年度末時点においては、26事業年度末時点に比べて内部統制の目的を達成するための具体的項目の業務方法書への記載が進んでいるものの、業務方法書への記載について検討中の具体的項目があるとしている8法人においては、早期に方針を決めて、業務方法書への記載を行うなどの対応を執ることが必要である。

(注14) 8法人 酒類総合研究所、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、国立美術館、医薬基盤・健康・栄養研究所、国立成育医療研究センター、海技教育機構、自動車事故対策機構

図表3-1 具体的項目の業務方法書への記載状況（平成26事業年度末及び29事業年度末）

（単位：法人（上段）、%（下段））

内部統制の基本要素	項目数	区分	平成26事業年度末86法人、29事業年度末87法人のうち		
			全ての具体的項目について記載	一部の具体的項目について記載	全ての具体的項目について記載なし
① 統制環境	32	26事業年度末	—	11 12.7%	75 87.2%
		29事業年度末	65 74.7%	22 25.2%	—
② リスクの評価と対応	21	26事業年度末	—	11 12.7%	75 87.2%
		29事業年度末	59 67.8%	28 32.1%	—
③ 統制活動	21	26事業年度末	—	2 2.3%	84 97.6%
		29事業年度末	63 72.4%	24 27.5%	—
④ 情報と伝達	13	26事業年度末	—	3 3.4%	83 96.5%
		29事業年度末	58 66.6%	29 33.3%	—
⑤ モニタリング	12	26事業年度末	—	—	86 100.0%
		29事業年度末	76 87.3%	11 12.6%	—
⑥ ICTへの対応	4	26事業年度末	—	—	86 100.0%
		29事業年度末	82 94.2%	5 5.7%	—
⑦ その他	3	26事業年度末	—	—	86 100.0%
		29事業年度末	80 91.9%	7 8.0%	—
計	106	26事業年度末	—	20 23.2%	66 76.7%
		29事業年度末	36 41.3%	51 58.6%	—

注(1) 記載状況については、106の具体的項目のうち、独立行政法人の形態等により記載する必要のない具体的項目を除いたものにより集計した。

注(2) 日本医療研究開発機構は、平成27年4月に設立されたため、26事業年度末の法人数には含まれていない。

(イ) 監事によるモニタリングに必要な措置に係る具体的項目の業務方法書への記載状況等

体制整備通知によれば、監事によるモニタリングに必要な措置に関して業務方法書に記載する具体的項目として、「監事の役員会等重要な会議への出席」等の7項目が提示されている。

そこで、監事によるモニタリングに必要な措置に係る具体的項目の業務方法書への記載状況をみると、該当する全ての具体的項目を業務方法書に記載していた独立行政法人は、26事業年度末においては皆無であったが、図表3-2のとおり、29事業年度末においては87法人中84法人となっており、体制整備通知の発出に伴い

監事のモニタリングに係る具体的項目の業務方法書への記載が進んでいる。

そして、29事業年度末において業務方法書に記載していない理由について、「監事と会計監査人との連携」について記載なしとしている2法人は、任意で会計監査人の監査を受けているため、「監事と内部監査担当部門との連携」について記載なしとしている1法人は、既に法人の内部監査規程が整備されているためであるとしていた。

図表3-2 監事によるモニタリングに必要な措置に係る具体的項目の業務方法書への記載状況（平成29事業年度末）

（単位：法人）

具体的項目		対象法人数 (注)	記載あり	記載なし
①	監事の役員会等重要な会議への出席	87	87	-
②	業務執行の意思決定に係る文書を監事が調査できる仕組み	87	87	-
③	法人及び子法人の財産の状況を調査できる仕組み	87	87	-
④	監事と会計監査人との連携	78	76	2
⑤	監事と内部監査担当部門との連携	84	83	1
⑥	役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務	87	87	-
⑦	監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務	87	87	-
①から⑦までの7項目を記載している独立行政法人			73法人	
④は当該法人に該当しないことから、④を除く6項目を記載している独立行政法人			8法人	
⑤は当該法人に該当しないことから、⑤を除く6項目を記載している独立行政法人			2法人	
④及び⑤は当該法人に該当しないことから、④及び⑤を除く5項目を記載している独立行政法人			1法人	
該当する全ての具体的項目を記載している独立行政法人			計84法人	

(注) 通則法において会計監査人の監査を受けることとなっていない13法人のうち、任意で会計監査人の監査を受けている4法人を除く9法人（国立公文書館、酒類総合研究所、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、国際観光振興機構、駐留軍等労働者労務管理機構）は「④監事と会計監査人との連携」欄の対象法人数から除外している。また、内部監査を行っていないとしている3法人（国立公文書館、北方領土問題対策協会、日本高速道路保有・債務返済機構）は「⑤監事と内部監査担当部門との連携」欄の対象法人数から除外している。

また、これらの具体的項目が業務方法書等に記載されたことによって監事のモニタリングの実施に影響があったとしている独立行政法人は、図表3-3のとおり具体的項目ごとに11法人から27法人までとなっていて、「業務執行の意思決定に係る文書を監事が調査できる仕組み」については「監事監査規程が改正され、調査する書類が明確化され、決裁時に必ず回付されている。更に規程等で対象とされ

ていない書類でも監事の要求に応じて回付されている。」等としている独立行政法人が26法人、「監事と内部監査担当部門との連携」については「内部監査の結果を監事監査で利用することが明確に可能となるなど、より一層双方の連携強化が図られた。」等としている独立行政法人が20法人、「役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務」については「監事の立場・権限が明確にされ、モニタリングの精度が向上した。」等としている独立行政法人が27法人となっているなど、監事によるモニタリングに必要な措置に係る具体的項目が独立行政法人の業務方法書等に記載されたことによる一定の効果が見受けられた。

一方、監事のモニタリングの実施に影響がなかったとしている独立行政法人は、具体的項目ごとに60法人から76法人までとなっていて、7項目のいずれについても影響がなかったとしている独立行政法人が多くなっていた。そして、これらの独立行政法人は、その理由について、業務方法書等に記載された事項については従来行っていたり、役職員の不正等に該当する事案が発生していなかったりしたためであるなどとしていた。

図表3-3 監事によるモニタリングに必要な措置に係る具体的項目が業務方法書等へ記載された影響等（平成29事業年度末現在）

（単位：法人）

具体的項目	監事のモニタリングに必要な措置に係る具体的項目を業務方法書に記載している独立行政法人	監事のモニタリングの実施に影響がなかったとしている独立行政法人	監事のモニタリングの実施に影響があったとしている独立行政法人	
			数	割合
① 監事の役員会等重要な会議への出席	87	76 (87.3%)	11 (12.6%)	モニタリングの実施を詳細かつきめ細かく行うため、出席する会議を増加させた。（鉄道建設・運輸施設整備支援機構）
② 業務執行の意思決定に係る文書を監事が調査できる仕組み	87	61 (70.1%)	26 (29.8%)	監事監査規程が改正され、調査する書類が明確化され、決裁時に必ず回付されている。更に規程等で対象とされていない書類でも監事の要求に応じて回付されている。（農林水産消費安全技術センター）
③ 法人及び子法人の財産の状況を調査できる仕組み	87	67 (77.0%)	20 (22.9%)	監事による業務及び財産の状況の調査の根拠が明確になり、調査を実施しやすくなった。（情報通信研究機構）
④ 監事と会計監査人との連携	76	63 (82.8%)	13 (17.1%)	会計監査人との間で、監査計画説明及び監査報告のほか定期的にディスカッションが行われるようになった。（日本芸術文化振興会）
⑤ 監事と内部監査担当部門との連携	83	63 (75.9%)	20 (24.0%)	内部監査の結果を監事監査で利用することが明確に可能となるなど、より一層双方の連携強化が図られた。（農業者年金基金）
⑥ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務	87	60 (68.9%)	27 (31.0%)	監事の立場・権限が明確にされ、モニタリングの精度が向上した。（労働者健康安全機構）
⑦ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務	87	70 (80.4%)	17 (19.5%)	職員からの報告が更に迅速で円滑となった。（航空大学校）

（注）括弧書きは、「監事のモニタリングに必要な措置に係る具体的項目を業務方法書に記載している独立行政法人」に対する割合である。

イ 内部統制の取組状況

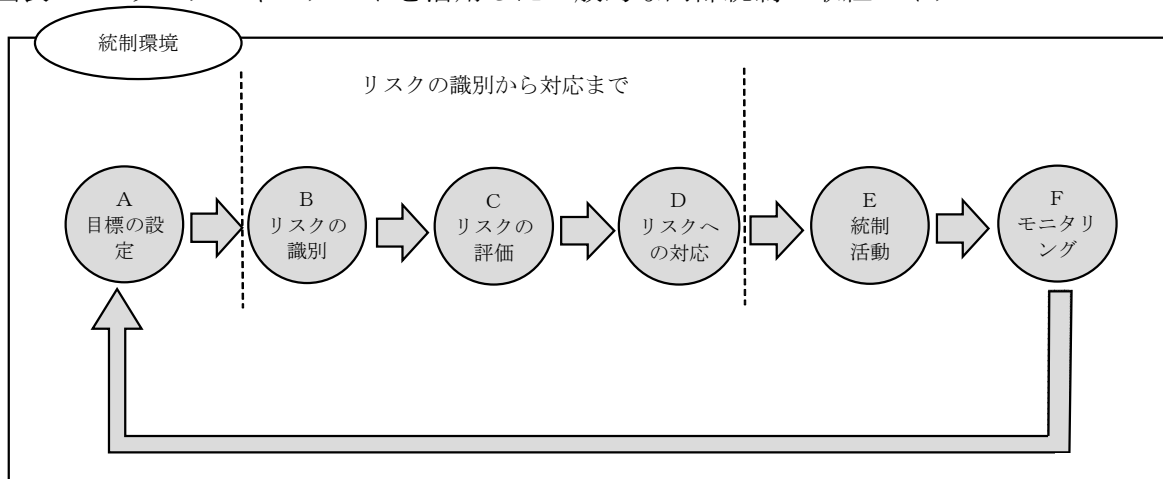
前記のとおり、主務大臣は、中期目標等を策定するに当たり、内部統制については研究会報告を参照することとされている。また、研究会報告によれば、内部統制は、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすことなどを目的として、リスクを洗い出し、組織が一丸となってそれに対応する仕組みであり、それは法人の長が戦略的なマネジメントを行う際に有用な手段であるとされている。

そして、リスクの評価と対応に係る具体的な取組方法に関しては、「リスクマネジメントを活用した一般的な内部統制の取組のイメージ」（図表3-4参照）が参考として示されている。

これによれば、「A 目標の設定」において、独立行政法人のミッション、中期目標等及び独立行政法人内外の環境を勘案しつつ、リスクの評価と対応に係る目標・計画を策定し、このリスクの評価と対応に係る目標・計画を踏まえ独立行政法人のミッション遂行の障害となるものをリスクと位置付け、それらを網羅的に洗い出す「B リスクの識別」を行うこととされている。そして、識別されたリスクが顕在化した場合の影響度及び発生可能性を評価し、それらを勘案して重要度の高いリスクを把握する「C リスクの評価」を行い、対応すべきリスクを決定し、職員・部署が行うべき対応等について示した対応計画（以下「リスク対応計画」という。）を策定する「D リスクへの対応」を行うこととされている（以下、BからDまでの一連の作業を「リスクの識別から対応まで」という。）。そして、策定したリスク対応計画に従い、各現場においてリスク対応に取り組む「E 統制活動」を行い、リスク対応計画に従い統制活動が実施されているかを監視し、統制活動の定着化を図る「F モニタリング」を行った結果が「A 目標の設定」にフィードバックされることとなっている。

また、内部統制の基本要素として、図表0-6のとおり、独立行政法人のミッション遂行の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセスとして「リスクの評価と対応」が示されており、リスクが顕在化する前にリスクを識別し、分析及び評価を行うことで、リスクが顕在化した際に適切な対応を執ることが可能となることなどから、内部統制は、独立行政法人のミッションの遂行に有用であると考えられる。

図表3-4 リスクマネジメントを活用した一般的な内部統制の取組のイメージ



(注) 研究会報告で記載されているイメージを基に会計検査院が作成した。

そこで、「A 目標の設定」において策定された目標・計画を踏まえて内部統制の取組が独立行政法人において着実に実施されているかについて、リスクの識別から対応までに係る取組の状況等をみると、次のとおりとなっていた。

(ア) 業務フローの認識及び明確化の状況

図表3-4の「B リスクの識別」においては、独立行政法人のミッション遂行の障害となるものをリスクと位置付け、それらを網羅的に洗い出すために、まず独立行政法人の業務フローを把握することが有用であることから、体制整備通知では、具体的項目の一つとして、^(注15)「WBS（ワークブレイクダウンストラクチャー）などの手法を用いた業務部門ごとの業務フローの認識及び明確化」が示されている（図表0-7番号33参照）。

そこで、全87法人における29事業年度末現在のWBS等の手法を用いた業務部門ごとの業務フローの認識及び明確化の状況をみると、業務フローの認識及び明確化を行ったとしている独立行政法人は71法人となっていた。一方、WBS等の手法を用いて業務フローの認識及び明確化を行っていなかったとしている独立行政法人は^(注16)16法人となっていた。そして、16法人は、その理由について、WBS等の手法を用いて業務フローの認識及び明確化をどのように行えばよいか分からなかったり、組織規模が小さいため業務フローの認識及び明確化をしなくても柔軟で効率的な対応ができると判断したりしたためであるなどとしていた。

リスクの識別を行う前段階として、業務フローの認識及び明確化は独立行政法人の業務ごとのリスクを網羅的に洗い出すために重要なプロセスであり、上記の

16法人においては、リスク対応計画の作成や見直しなどの際に、業務ごとにリスクが網羅的に洗い出されるよう、WBS等の手法を用いるなどして業務フローの認識及び明確化を行うことにより、リスクの識別をより効果的に行うことを検討することが望ましい。

(注15) WBS Work Breakdown Structuresの略称であり、体制整備通知によれば、プロジェクト全体を細かい作業に分割した構成図のこととされている。

(注16) 16法人 国立公文書館、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立美術館、教職員支援機構、日本芸術文化振興会、国立高等専門学校機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、医薬基盤・健康・栄養研究所、地域医療機能推進機構、国立精神・神経医療研究センター、国立長寿医療研究センター、森林研究・整備機構、情報処理推進機構、海上・港湾・航空技術研究所

(イ) リスクの識別から対応までに係る具体的項目の業務方法書への記載状況及びリスクの識別から対応までの進捗状況

体制整備通知においては、リスクの識別から対応までに係るプロセスに関連して業務方法書に「業務フローのプロセスごとのリスク因子、リスク発生原因の分析」及び「把握したリスクに対する評価を年1回以上実施し、リスク低減策の検討を実施」の2項目を記載することとされている。そこで、各独立行政法人における29事業年度末のリスクの識別から対応までに係る2項目の業務方法書への記載状況についてみると、全87法人で2項目とも記載されており、リスクの識別から対応までについて取り組むことが定められていた。

しかし、全87法人の29事業年度末現在におけるリスクの識別から対応までに係る(注17)2項目の進捗状況についてみると、図表3-5のとおり、リスクの識別の作業が未着手の段階の独立行政法人（以下「未着手段階法人」という。）が5法人、リスクの識別から対応までの作業を行っている途中段階であり、前記の「F モニタリング」が実施できる段階までに至っていない独立行政法人（以下「途中段階法人」という。）が21法人、リスクの識別から対応までを行い、リスク対応計画を策定し、当該計画を基に統制活動を行い、モニタリングが実施できる段階の独立行政法人（以下「実施段階法人」という。）が61法人となっており、進捗状況に差がみられる状況となっていた。

(注17) 防災業務計画や事業継続計画等の事故・災害等の緊急時に関する具体的項目に係る計画については、これらの計画そのものをリスクの識別とすると全ての独立行政法人でリスクの識別が行われていることとなるため、これらについては除外している。

図表3-5 全独立行政法人のリスクの識別から対応までの進捗状況（平成29事業年度末）
（単位：法人）

番号	法人名	3 分 類	未着手段階 法人	途中段階 法人	実施段階 法人	番号	法人名	3 分 類	未着手段階 法人	途中段階 法人	実施段階 法人
1	国立公文書館	行執	—	○	—	47	国立循環器病研究センター	国研	—	○	—
2	北方領土問題対策協会	中期	—	○	—	48	国立精神・神経医療研究センター	国研	—	—	○
3	日本医療研究開発機構	国研	—	—	○	49	国立国際医療研究センター	国研	—	○	—
4	国民生活センター	中期	—	—	○	50	国立成育医療研究センター	国研	—	○	—
5	情報通信研究機構	国研	—	—	○	51	国立長寿医療研究センター	国研	○	—	—
6	統計センター	行執	—	—	○	52	農林水産消費安全技術センター	行執	—	—	○
7	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	中期	—	—	○	53	家畜改良センター	中期	—	—	○
8	国際協力機構	中期	—	—	○	54	農業・食品産業技術総合研究機構	国研	—	—	○
9	国際交流基金	中期	—	—	○	55	国際農林水産業研究センター	国研	—	—	○
10	酒類総合研究所	中期	—	○	—	56	森林研究・整備機構	国研	—	—	○
11	造幣局	行執	—	—	○	57	水産研究・教育機構	国研	—	—	○
12	国立印刷局	行執	—	—	○	58	農畜産業振興機構	中期	—	—	○
13	国立特別支援教育総合研究所	中期	—	—	○	59	農業年金基金	中期	—	—	○
14	大学入試センター	中期	—	○	—	60	農林漁業信用基金	中期	—	—	○
15	国立青少年教育振興機構	中期	○	—	—	61	経済産業研究所	中期	—	—	○
16	国立女性教育会館	中期	—	○	—	62	工業所有権情報・研修館	中期	○	—	—
17	国立科学博物館	中期	—	—	○	63	産業技術総合研究所	国研	—	—	○
18	物質・材料研究機構	国研	—	—	○	64	製品評価技術基盤機構	行執	—	—	○
19	防災科学技術研究所	国研	—	○	—	65	新エネルギー・産業技術総合開発機構	国研	—	—	○
20	量子科学技術研究開発機構	国研	—	—	○	66	日本貿易振興機構	中期	—	○	—
21	国立美術館	中期	—	○	—	67	情報処理推進機構	中期	—	—	○
22	国立文化財機構	中期	—	○	—	68	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	中期	—	—	○
23	教職員支援機構	中期	—	○	—	69	中小企業基盤整備機構	中期	—	—	○
24	科学技術振興機構	国研	—	—	○	70	土壌研究所	国研	—	—	○
25	日本学術振興会	中期	—	—	○	71	建築研究所	国研	—	—	○
26	理化学研究所	国研	—	—	○	72	海上・港湾・航空技術研究所	国研	—	—	○
27	宇宙航空研究開発機構	国研	—	—	○	73	海技教育機構	中期	—	—	○
28	日本スポーツ振興センター	中期	—	—	○	74	航空大学校	中期	—	○	—
29	日本芸術文化振興会	中期	○	—	—	75	自動車技術総合機構	中期	—	○	—
30	日本学生支援機構	中期	—	—	○	76	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	中期	—	—	○
31	海洋研究開発機構	国研	—	—	○	77	国際観光振興機構	中期	—	—	○
32	国立高等専門学校機構	中期	—	○	—	78	水資源機構	中期	—	—	○
33	大学改革支援・学位授与機構	中期	—	—	○	79	自動車事故対策機構	中期	—	—	○
34	日本原子力研究開発機構	国研	—	—	○	80	空港周辺整備機構	中期	—	—	○
35	勤労者退職金共済機構	中期	—	—	○	81	都市再生機構	中期	—	—	○
36	高齢・障害・求職者雇用支援機構	中期	—	—	○	82	奄美群島振興開発基金	中期	—	○	—
37	福祉医療機構	中期	—	—	○	83	日本高速度道路保有・債務返済機構	中期	—	—	○
38	国立重度知的障害者総合施設のみぞの園	中期	—	—	○	84	住宅金融支援機構	中期	—	—	○
39	労働政策研究・研修機構	中期	—	—	○	85	国立環境研究所	国研	—	—	○
40	労働者健康安全機構	中期	—	○	—	86	環境再生保全機構	中期	—	—	○
41	国立病院機構	中期	—	○	—	87	駐留軍等労働者労務管理機構	行執	—	—	○
42	医薬品医療機器総合機構	中期	—	○	—	中期目標管理法人数 計		53	3	15	35
43	医薬基盤・健康・栄養研究所	国研	—	○	—	国立研究開発法人数 計		27	2	5	20
44	地域医療機能推進機構	中期	—	—	○	行政執行法人数 計		7	—	1	6
45	年金積立金管理運用	中期	—	—	○	合計		87	5	21	61
46	国立がん研究センター	国研	○	—	—						

また、未着手段階法人5法人及び途中段階法人21法人の計26法人について、リスクの識別から対応までが完了していない理由をみたところ、図表3-6のとおり、未着手段階法人においては、全ての独立行政法人で、リスクの識別から対応までをいつから実施して、いつまでに終わらせるかなどの計画（以下「作業計画」とい

う。)を作成していないとしており、途中段階法人においては、作業に従事する職員が足りず、作業が停滞したとしている独立行政法人が最も多くなっていた(複数回答あり)。

図表3-6 リスクの識別から対応までが完了していない理由(平成29事業年度末)

理由(複数回答)	(単位:法人)					
	未着手段階法人 (5法人)		途中段階法人 (21法人)		計 (26法人)	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
作業に従事する職員が足りず、作業が停滞したため	4	80.0%	15	71.4%	19	73.0%
作業計画を作成していないため	5	100.0%	10	47.6%	15	57.6%
リスクの識別の作業を開始するまでに時間がかかったため	2	40.0%	7	33.3%	9	34.6%
法人の規模が大きく、作業に時間がかかっているため	1	20.0%	7	33.3%	8	30.7%
リスクの識別から対応までを終える時期を、平成30事業年度末以降としているため	1	20.0%	2	9.5%	3	11.5%
法人同士の統合により、作業が遅れたため	—	—	2	9.5%	2	7.6%
その他	—	—	3	14.2%	3	11.5%

前記のとおり、リスクの評価と対応は、独立行政法人のミッション遂行の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価をし、当該リスクへの適切な対応を行う作業であり、リスクの識別から対応までの作業を行わない場合、リスクが顕在化した際に適切な対応を執ることができず、独立行政法人のミッションの遂行の障害となるおそれがある。

したがって、未着手段階法人5法人においては、法人の長のリーダーシップの下、早期にリスクの識別から対応までの作業に着手する必要がある。途中段階法人21法人においては、「F モニタリング」が実施できる段階まで早期に作業を進める必要がある。そして、実施段階法人61法人においては、モニタリングの結果等を踏まえ、「A 目標の設定」に反映させていく取組を引き続き適切に実施していく必要がある。

なお、会計検査院の検査を踏まえて、上記の未着手段階法人5法人のうち、1法人(工業所有権情報・研修館)については令和元年5月末までに「F モニタリング」が実施できる段階まで作業を進めたとしていて、3法人については同月末までにリスクの識別から対応までに係る作業に着手したとしている。また、途中段階法人21法人のうち、6法人については同月末までに「F モニタリング」が実施できる段階まで作業を進めたとしている。

(注18) 3法人 国立青少年教育振興機構、日本芸術文化振興会、国立がん研究センター

(注19) 6法人 労働者健康安全機構、国立病院機構、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、日本貿易振興機構、自動

車技術総合機構

ウ 監事の機能強化等の状況

前記のとおり、改正通則法では、主務大臣は、監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならない、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする監事の任命方法に係る規定が追加され、また、監事補佐体制について、監事の機能強化通知が発出されている。

そこで、監事の機能強化を踏まえて、主務大臣及び法人の長による監事監査の実効性を担保するための取組について、①監事の任命方法及び人数の状況、②監事補佐体制の状況をみると、次のとおりとなっていた。

(ア) 監事の任命方法及び人数の状況

改正法施行後の平成28事業年度又は29事業年度に任期が開始した66法人延べ130人の監事のうち73人は再任された者であり、初めて任命された者（前回の任期末から期間をおいて任命された者を含む。以下同じ。）は57人となっていた。そして、初めて任命された57人について任命状況をみると、図表3-7のとおり、公募によらない場合としている割合は96.4%となっており、このうち外部有識者の意見を聴取するなどの方法により任命したとしている「推薦以外」の割合が高くなっていた。

また、任命された監事の経歴についてみると、常勤監事は民間企業出身者が、非常勤監事は公認会計士・税理士の占める割合が、それぞれ高くなっていた。

図表3-7 改正法施行後の平成28事業年度又は29事業年度に任期が開始した監事のうち初めて任命された者の状況等

(単位：人(上段)、%(下段))

3分類	区分	任命 注(1)				経歴 注(4)、注(5)、注(6)								計
		公募	公募によらない場合		当該法人出身者	国家公務員	公認会計士・税理士	弁護士	民間企業出身者	学識経験者	その他			
			推薦 注(2)	推薦以外 注(3)										
中期目標 管理法人 (27法人)	常勤	1	21	-	21	6	2	-	-	10	2	2	22	
		4.5%	95.4%	-	95.4%	27.2%	9.0%	-	-	45.4%	9.0%	9.0%	100.0%	
	非常勤	1	14	2	12	-	-	9	2	1	3	-	15	
		6.6%	93.3%	13.3%	80.0%	-	-	60.0%	13.3%	6.6%	20.0%	-	100.0%	
	小計	2	35	2	33	6	2	9	2	11	5	2	37	
		5.4%	94.5%	5.4%	89.1%	16.2%	5.4%	24.3%	5.4%	29.7%	13.5%	5.4%	100.0%	
国立研究 開発法人 (15法人)	常勤	-	11	-	11	3	5	-	-	3	-	-	11	
		-	100.0%	-	100.0%	27.2%	45.4%	-	-	27.2%	-	-	100.0%	
	非常勤	-	7	1	6	-	-	4	1	1	1	-	7	
		-	100.0%	14.2%	85.7%	-	-	57.1%	14.2%	14.2%	14.2%	-	100.0%	
	小計	-	18	1	17	3	5	4	1	4	1	-	18	
		-	100.0%	5.5%	94.4%	16.6%	27.7%	22.2%	5.5%	22.2%	5.5%	-	100.0%	
行政執行 法人 (2法人)	常勤	-	2	1	1	-	-	-	-	1	-	1	2	
		-	100.0%	50.0%	50.0%	-	-	-	-	50.0%	-	50.0%	100.0%	
	非常勤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	-	2	1	1	-	-	-	-	1	-	1	2	
		-	100.0%	50.0%	50.0%	-	-	-	-	50.0%	-	50.0%	100.0%	
計 (44法人)	常勤	1	34	1	33	9	7	-	-	14	2	3	35	
		2.8%	97.1%	2.8%	94.2%	25.7%	20.0%	-	-	40.0%	5.7%	8.5%	100.0%	
	非常勤	1	21	3	18	-	-	13	3	2	4	-	22	
		4.5%	95.4%	13.6%	81.8%	-	-	59.0%	13.6%	9.0%	18.1%	-	100.0%	
	合計	2	55	4	51	9	7	13	3	16	6	3	57	
		3.5%	96.4%	7.0%	89.4%	15.7%	12.2%	22.8%	5.2%	28.0%	10.5%	5.2%	100.0%	

- 注(1) 「任命」欄において、としている項目は、人数及び構成比が高い項目である。
- 注(2) 「推薦」欄は、民間法人等から候補者の推薦を受けて主務大臣が任命したとされる者である。
- 注(3) 「推薦以外」欄は、主務省において選定した外部有識者の意見を踏まえて主務大臣が選定するなどして任命したとされる者である。
- 注(4) 「経歴」欄は、公認会計士・税理士が民間企業出身者であるなどして複数の区分に該当する場合は、左側の区分を優先して計上している。
- 注(5) 「経歴」欄において、としている項目は、区分別に人数及び構成比が最も高い項目である。
- 注(6) 「経歴」欄は、公表資料等による。
- 注(7) 複数の独立行政法人の非常勤監事を兼務している者がいるため、「非常勤」欄、「小計」欄、「計」欄及び「合計」欄の監事的人数は延べ人数である。

また、監事的人数及び常勤・非常勤の構成については、各独立行政法人の個別法において監事を複数置くことは明記されているが、監事の常勤・非常勤の別等は特段の定めがない。

そこで、全87法人について、監事的人数及び常勤・非常勤の構成をみると、図

表3-8のとおりであり、27年4月に設立された日本医療研究開発機構を除いた86法人について改正法施行前の26事業年度末の状況と施行後の29事業年度末における状況を比較すると、監事の人数、構成に変化があったのは4法人となっていて、残りの82法人において変化は見受けられなかった。

図表3-8 監事及び監事補佐体制の概況（平成26事業年度末及び29事業年度末）
（単位：人）

3 分類	法人名 注(1) 注(2)	役職員数 注(3)		監事 注(4)				監事補佐体制 注(5) 注(6)					
		平成26事業年度 注(2)	29事業年度	26事業年度末 注(2)		29事業年度末		26事業年度末 注(2)		29事業年度末			
				常勤 (非常勤)	計	常勤 (非常勤)	計	監事を補助する専属の職員数	監事の補助業務と内部監査業務を兼務している職員がいる独立行政法人注(7)	監事を補助する専属の職員数	監事の補助業務と内部監査業務を兼務している職員がいる独立行政法人注(7)		
	北方領土問題対策協会	19	19	-	(2)	2	-	(2)	2	-	-	-	-
	国民生活センター	125	135	-	(2)	2	-	(2)	2	-	○	-	○
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	43	42	1	(1)	2	1	(1)	2	-	-	-	-
	国際協力機構	1,865	1,963	3	(-)	3	3	(-)	3	1	-	1	-
	国際交流基金	235	262	-	(2)	2	-	(2)	2	-	○	-	○
	酒類総合研究所	44	45	-	(2)	2	-	(2)	2	-	-	-	○
	国立特別支援教育総合研究所	68	70	-	(2)	2	-	(2)	2	-	-	1	-
	大学入試センター	112	118	1	(1)	2	1	(1)	2	-	○	-	○
	国立青少年教育振興機構	508	486	-	(2)	2	-	(2)	2	-	-	-	○
	国立女性教育会館	26	29	-	(2)	2	-	(2)	2	-	-	-	○
	国立科学博物館	129	126	-	(2)	2	-	(2)	2	-	○	-	○
	国立美術館	112	113	-	(2)	2	-	(2)	2	-	-	-	○
	国立文化財機構	332	349	-	(2)	2	-	(2)	2	-	-	-	○
	教職員支援機構*	40	42	-	(2)	2	-	(2)	2	-	○	-	○
	日本学術振興会	152	172	1	(1)	2	1	(1)	2	-	-	3	-
	日本スポーツ振興センター	354	409	1	(1)	2	1	(1)	2	-	○	-	○
	日本芸術文化振興会	306	339	1	(1)	2	1	(1)	2	-	-	-	○
	日本学生支援機構	491	527	1	(1)	2	1	(1)	2	-	-	-	○
	国立高等専門学校機構	6,307	6,232	-	(2)	2	1	(1)	2	3	○	2	○
	大学改革支援・学位授与機構*	134	147	-	(2)	2	-	(2)	2	-	○	-	○
	勤労者退職金共済機構	260	257	1	(1)	2	1	(1)	2	-	-	1	○
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	3,674	3,686	1	(1)	2	1	(1)	2	3	-	3	-
	福祉医療機構	263	268	1	(1)	2	1	(1)	2	-	○	-	○
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	209	198	-	(2)	2	-	(2)	2	-	○	-	○
	労働政策研究・研修機構	111	103	1	(1)	2	1	(1)	2	-	○	1	-
	労働者健康安全機構*	15,381	15,673	1	(1)	2	1	(1)	2	-	○	1	-
	国立病院機構	58,031	60,509	1	(1)	2	1	(1)	2	-	○	-	○
	医薬品医療機器総合機構	760	895	1	(1)	2	1	(1)	2	-	○	-	○
	地域医療機能推進機構	24,503	23,978	-	(2)	2	-	(2)	2	-	○	1	○
	年金積立金管理運用 注(8)	76	112	1	(1)	2	1	(2)	3	1	-	2	-
	家畜改良センター	843	833	-	(2)	2	-	(2)	2	-	○	-	○
	農畜産業振興機構	225	225	2	(-)	2	2	(-)	2	-	○	-	○
	農業者年金基金	78	76	1	(1)	2	1	(1)	2	-	○	-	○
	農林漁業信用基金	113	115	2	(-)	2	2	(-)	2	-	○	-	○
	経済産業研究所	48	48	-	(2)	2	-	(2)	2	-	○	-	○
	工業所有権情報・研修館	86	91	-	(2)	2	-	(2)	2	-	-	-	○
	日本貿易振興機構	1,576	1,755	1	(1)	2	1	(1)	2	-	-	-	-
	情報処理推進機構	174	238	1	(1)	2	1	(1)	2	-	-	2	○
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	529	542	2	(-)	2	2	(-)	2	3	-	4	-
	中小企業基盤整備機構	776	760	2	(1)	3	2	(1)	3	1	-	2	-
	海技教育機構*	199	589	1	(1)	2	1	(1)	2	-	-	-	○
	航空大学校	73	80	1	(1)	2	1	(1)	2	-	-	-	-
	自動車技術総合機構*	851	989	1	(1)	2	1	(1)	2	-	-	-	○
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,867	1,766	3	(-)	3	3	(-)	3	-	○	-	○
	国際観光振興機構	119	181	1	(1)	2	1	(1)	2	-	-	-	○
	水資源機構	1,337	1,316	2	(-)	2	2	(-)	2	-	○	-	○
	自動車事故対策機構	345	353	1	(1)	2	1	(1)	2	-	-	-	○
	空港周辺整備機構	30	29	2	(1)	2	1	(1)	2	2	-	1	-
	都市再生機構	3,217	3,200	3	(-)	3	3	(-)	3	3	-	2	-
	奄美群島振興開発基金	20	19	-	(2)	2	-	(2)	2	-	-	-	-
	日本高速道路保有・債務返済機構	89	89	2	(-)	2	2	(-)	2	-	-	-	-
	住宅金融支援機構	922	898	3	(-)	3	3	(-)	3	2	-	2	-
	環境再生保全機構	137	190	1	(1)	2	1	(1)	2	-	○	-	○
	小計 注(10)			48	(63)	111	49	(63)	112	19		29	
										監事を補助する専属の職員がいる独立行政法人 9法人 監事がいない独立行政法人 44法人		監事を補助する専属の職員がいる独立行政法人 16法人 監事を補助する専属の職員がいない独立行政法人 37法人	

3 分類	法人名 注(1) 注(2)	役職員数 注(3)		監事 注(4)				監事補佐体制 注(5) 注(6)				
		平成26事 業年度 注(2)	29事業年 度	26事業年度末 注(2)		29事業年度末		26事業年度末 注(2)		29事業年度末		
				常勤 (非常勤)	計	常勤 (非常勤)	計	監事を補助 する専属の 職員数	監事の補助 業務と内部 監査業務を 兼務してい る職員が いる独立行政 法人 注(7)	監事を補助 する専属の 職員数	監事の補助 業務と内部 監査業務を 兼務してい る職員が いる独立行政 法人 注(7)	
国立研究 開発 法人 (27法人)	日本医療研究開発機構 注(9)		369			-	(2)	2			-	0
	情報通信研究機構	417	413	1	(1)	2	1	(1)	2		-	-
	物質・材料研究機構	549	551	1	(1)	2	1	(1)	2		-	0
	防災科学技術研究所	206	291	1	(1)	2	1	(1)	2		-	0
	量子科学技術研究開発機構*	332	1,186	1	(1)	2	1	(1)	2		-	2
	科学技術振興機構	1,272	1,186	1	(1)	2	1	(1)	2		-	0
	理化学研究所	598	608	2	(-)	2	2	(-)	2		-	1
	宇宙航空研究開発機構	2,246	2,247	2	(-)	2	1	(1)	2	1	-	2
	海洋研究開発機構	1,066	1,006	1	(1)	2	1	(1)	2		-	0
	日本原子力研究開発機構	3,765	3,142	2	(-)	2	2	(-)	2	2	-	2
	医薬基盤・健康・栄養研究所*	95	112	-	(2)	2	-	(2)	2		-	0
	国立がん研究センター	1,883	2,281	-	(2)	2	-	(2)	2		-	0
	国立循環器病研究センター	1,166	1,224	-	(2)	2	-	(2)	2		-	0
	国立精神・神経医療研究センター	745	746	-	(2)	2	-	(2)	2		-	0
	国立国際医療研究センター	1,842	1,949	-	(2)	2	-	(2)	2		-	0
	国立成育医療研究センター	1,166	1,068	-	(2)	2	-	(2)	2		-	0
	国立長寿医療研究センター	512	565	-	(2)	2	-	(2)	2		-	0
	農業・食品産業技術総合研究機構*	2,625	3,284	3	(-)	3	3	(-)	3		-	0
	国際農林水産業研究センター	177	180	1	(1)	2	1	(1)	2		-	0
	森林研究・整備機構*	1,058	1,100	1	(1)	2	1	(1)	2		-	1
	水産研究・教育機構*	944	1,170	2	(-)	2	2	(-)	2		-	0
	産業技術総合研究所	2,923	3,011	2	(-)	2	2	(-)	2		-	0
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	825	956	1	(1)	2	1	(1)	2	2	-	3
	土木研究所	464	430	1	(1)	2	1	(1)	2		-	0
	建築研究所	90	86	1	(1)	2	1	(1)	2		-	-
	海上・港湾・航空技術研究所*	221	365	1	(1)	2	2	(-)	2		-	-
	国立環境研究所	267	268	-	(2)	2	-	(2)	2		-	0
小計 注(10)、注(11)			25	(28)	53	25	(30) <28>	55 <53>	5		11	
									監事を補助する専属の職員が いる独立行政法人 3法人 監事を補助する専属の職員 がいない独立行政法人 23法人	監事を補助する専属の職員 がいない独立行政法人 6法人 監事を補助する専属の職員 がいない独立行政法人 21法人 (20法人)		
行政執行 法人	国立公文書館	48	55	-	(2)	2	-	(2)	2		-	-
	統計センター	718	675	-	(2)	2	-	(2)	2		-	0
	造幣局	907	861	2	(-)	2	2	(-)	2		-	0
	国立印刷局	4,279	4,216	2	(-)	2	2	(-)	2	3	-	5
	農林水産消費安全技術センター	636	638	1	(1)	2	1	(1)	2		-	0
	製品評価技術基盤機構	444	446	1	(1)	2	1	(1)	2		-	0
	駐留軍等労働者労務管理機構	291	280	1	(1)	2	1	(1)	2		-	0
小計 注(10)			7	(7)	14	7	(7)	14	3		5	
									監事を補助する専属の職員 がいない独立行政法人 1法人 監事を補助する専属の職員 がいない独立行政法人 6法人	監事を補助する専属の職員 がいない独立行政法人 1法人 監事を補助する専属の職員 がいない独立行政法人 6法人		
87法人計 注(10)、注(11)			80	(98)	178	81	(100) <98>	181 <179>	27		45	
									監事を補助する専属の職員 がいない独立行政法人 13法人 監事を補助する専属の職員 がいない独立行政法人 73法人	監事を補助する専属の職員 がいない独立行政法人 23法人 監事を補助する専属の職員 がいない独立行政法人 64法人 (63法人)		

注(1) 法人名は、平成29事業年度末現在の名称を記載している。

注(2) 法人名に*印を付した11法人は、平成27事業年度から29事業年度までに統合等しており、26事業年度の役職員数、監事及び監事補佐体制は、いずれも会計検査院の分析対象とした11旧法人(図表0-8で□を付した法人)に係る状況を記載している。

注(3) 「役職員数」欄は、各独立行政法人の財務諸表の附属明細書の「役員及び職員の給与の明細」の「報酬又は給与の支給人員」数を記載している。

注(4) 「監事」欄において、□を付した独立行政法人は、平成26事業年度末と29事業年度末で常

- 勤監事又は非常勤監事の人数に変化があった独立行政法人である。
- 注(5) 「監事補佐体制」欄において、を付した独立行政法人は、平成26事業年度末に対して29事業年度末に監事を補助する専属の職員が増加した独立行政法人で、網掛けをした独立行政法人は、監事を補助する専属の職員が減少した独立行政法人である。
- 注(6) 「監事補佐体制」欄において、勤務時間が常勤職員よりも短い者や雇用期間が限定されている者を含んでいる独立行政法人がある。
- 注(7) 「監事の補助業務と内部監査業務を兼務している職員がいる独立行政法人」欄については、兼務する職員がいる場合に「○」を付している。
- 注(8) 年金積立金管理運用の平成29事業年度末の「監事」欄は、監査委員の人数を記載している。
- 注(9) 日本医療研究開発機構は、平成27年4月に設立されたため、「平成26事業年度」欄及び「26事業年度末」欄に斜線を付している。
- 注(10) 複数の独立行政法人の非常勤監事を兼務している者がいるため、「小計」欄及び「87法人計」欄の監事の人数は延べ人数である。
- 注(11) 国立研究開発法人の「小計」欄及び「87法人計」欄の< >書きは、平成27年4月に設立された日本医療研究開発機構を除いた数である。

(イ) 監事補佐体制の状況

監事補佐体制については、監事の機能強化通知によれば、監事監査の実効性を担保するためには、その職務を補助する職員の確保が重要であり、監事直属の補助職員が置かれていない場合、内部監査室や財務・企画部門等の職員を臨時に監事監査要員に充てることが多いところ、主務大臣においては、このような実情を踏まえ、監事を補助する職員の充実のために、法人の長に、人事及び予算面で配慮を要請するなど、可能な限り体制整備に協力するものとするとしている。

そこで、全87法人の監事補佐体制についてみると、26事業年度末に対して29事業年度末に監事を補助する専属の職員が改正法の施行等に伴い増加したとしている独立行政法人（16法人21人増）がある一方で、組織又は業務の見直しにより減少したとしている独立行政法人（3法人3人減）も見受けられた（図表3-8参照）。

そして、29事業年度末に監事を補助する専属の職員が皆無であるとしている独立行政法人は64法人（この中には、役職員数が1,000人以上である24法人のうち13法人が含まれている。）となっていて、多くの独立行政法人が監事の補助業務と内部監査業務を兼務する職員を配置していた。

したがって、監事の補助業務と内部監査業務を兼務する職員は、監事のみでなく役員（監事を除く。）の指揮命令も受けることとなり、監事の業務遂行が少なからず影響を受けるおそれもあることから、独立行政法人においては、監事監査の実効性を担保するために、監事の機能強化通知を踏まえ、引き続き監事補佐体制の強化を図ることが望ましい。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

会計検査院は、独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、独立行政法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のP D C Aサイクルを機能させるための主務大臣の目標策定及び評価の状況並びにセグメント情報等の評価への活用状況はどのようになっているか、独立行政法人の自律的なマネジメントの実現を図るための管理会計の考え方がどのように取り入れられているか、経営努力の促進等に係る取組はどのようになっているか、内部統制システムの整備等及び主務大臣による監事の任命、監事の機能強化等による独立行政法人の内部統制・ガバナンスの強化の状況等はどのようになっているかに着眼して検査した。

ア 主務大臣の目標策定及び評価の状況並びにセグメント情報等の評価への活用状況

(ア) 評価単位とセグメントの対応状況

評価に財務情報であるセグメント情報を活用させるなどのために、目標指針において「一定の事業等のまとまり」ごとに目標を策定して評価を実施することとされた。また、会計基準において開示すべきとされたセグメント情報は、改訂前の会計基準では各独立行政法人において個々に定めるとされていたのに対し、改訂会計基準においては、目標策定及び評価に資する情報となる財務情報の有用性をより担保するために、開示すべきセグメント情報は、「一定の事業等のまとまり」ごとの区分に基づくものとされた。これにより、独立行政法人改革等による制度の見直し後は、評価単位とセグメントが対応することになった。

そこで、改正通則法に基づく中期目標等策定53法人の29事業年度の自己評価及び主務大臣評価における評価単位とセグメントの対応状況をみると、49法人においては評価単位とセグメントが全て対応していたものの、4法人においてはこれらの一部又は全部が対応していなかった（25～30ページ参照）。

(イ) 「一定の事業等のまとまり」の単位と評価を行った単位の状況

評価指針によれば、主務大臣評価は、独立行政法人が作成した自己評価書を十分に活用して行うとともに、中期目標等を設定した項目を細分化した単位で評価を行うことは妨げないとされている。そして、独立行政法人は、自己評価書の作成に当たっては、可能な限り最小の単位で評価を行うこと、当該単位を統合した

ものが主務大臣が行う評価単位と整合するよう留意することなどに努めるとされた。その後、31年3月に評価指針が改定され、中期目標管理法人及び行政執行法人については、事務・事業の特性に応じた適切な単位で評価を行い、主務大臣が行う評価にも活用できるよう留意することなどに努めるとされている。

そこで、改正通則法に基づく中期目標等策定53法人のうち、「一定の事業等のまとまり」と評価単位が対応していない医薬基盤・健康・栄養研究所を除いた52法人について、29事業年度の自己評価及び主務大臣評価における評価単位の状況をみると、一部又は全部の「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている独立行政法人は、自己評価において25法人、主務大臣評価において23法人となっていた。

そして、自己評価において「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている25法人について、細分化した単位での評価だけでなく「一定の事業等のまとまり」の単位での評価も行っているかをみると、評価を行っている独立行政法人が4法人ある一方で、行っていない独立行政法人が21法人となっていた。

また、主務大臣評価において「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている23法人については、「一定の事業等のまとまり」の単位での評価も行っている独立行政法人が4法人ある一方で、行っていない独立行政法人が19法人となっていた。

そして、この19法人の「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位での主務大臣評価に係る評定をみると、それぞれの評定に異なる評定が混在しているなどのため、「一定の事業等のまとまり」の単位での評定が分からない状況となっていた（30～33ページ参照）。

(ウ) 主務大臣評価におけるセグメント情報等の活用状況

評価指針によれば、主務大臣は、「一定の事業等のまとまり」ごとのインプット情報に係るセグメント情報等を活用し、中期目標管理法人及び行政執行法人について、定量的な成果実績であるアウトプット情報と資源投入量である財務情報等のインプット情報との対比を行うことなどにより、また、国立研究開発法人について、研究開発活動に係る成果等とインプット情報との対比を行うことなどにより、効率性の観点等からも評価を行うなどして評価の実効性を確保することとされている。そして、主務大臣は、主務大臣評価において、目標・計画（予算）

と実績（決算）の差異が生じたことの要因分析を実施することとされている。

そこで、インプット情報が評価に活用されているかをみるために、改正通則法に基づく中期目標等策定53法人から前記の評価単位とセグメントが対応していない4法人を除いた49法人に係る29事業年度の主務大臣評価において評定を付している項目のうち、「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行っていて、評価項目がセグメントと対応している38法人172項目の主務大臣評価書のインプット情報についてみると、予算額の記載がないため、決算額と予算額の対比ができない項目が3法人8項目あった。

また、改訂会計基準Q&Aにおいて決算報告書の決算額が予算額に対して10%以上増減した場合を著しいかい離としていることを踏まえ、決算額が予算額に対して10%以上増減している項目をみたところ、上記の3法人8項目を除いた35法人164項目のうち24法人49項目において10%以上の増減が見受けられた。そして、これらの項目のインプット情報についてみると、評定の根拠を記載する欄等に、決算額と予算額の差異の理由を踏まえた評価等の明確な記載が見受けられず、インプット情報を主務大臣評価に活用しているかが確認できない状況となっていた。この中には、決算額が予算額に対して1.5倍以上となっており、当初の計画に比べて「一定の事業等のまとまり」に係る支出額が大幅に増加している項目も7法人7項目含まれていた。

さらに、前記の49法人について、主務大臣評価書に記載されているインプット情報に、評価単位に対応するセグメント情報等の数値が適切に記載されているかをみると、計数の転記誤りなどにより差異が生じている項目が、3法人3項目において見受けられた（33～35ページ参照）。

イ 経営努力の促進等に係る取組状況

(ア) 業務達成基準を採用したことによる運営費交付金の収益化等の状況

運営費交付金の交付を受けている74法人の運営費交付金の交付状況をみると、29事業年度に運営費交付金の交付を受けた額は、計1兆5230億余円となっていた。

上記の74法人について、改訂会計基準の適用前後における収益化基準の採用状況をみると、改訂会計基準適用前の26事業年度は、50法人において全ての業務で費用進行基準を採用していた。これに対し、改訂会計基準適用直後の27事業年度は、全ての業務で期間進行基準を採用していた1法人を除く49法人において改訂会

計基準第81に係る経過措置を適用して全ての業務で費用進行基準を採用していた。そして、改訂会計基準第81に係る経過措置適用終了後の28、29両事業年度は、上記の1法人を除く73法人において、少なくとも一部の業務を除き業務達成基準を採用していた。

また、業務達成基準を採用していた上記の73法人における収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法について、各独立行政法人の規程等により明文化されているかをみると、31法人においては、明文化されていなかった。

上記73法人の29事業年度における業務達成基準による運営費交付金収益への振替額及び業務達成基準を採用していた業務に係る運営費交付金債務の繰越しの状況をみると、73法人の業務達成基準による運営費交付金収益への振替額は計1兆2963億余円であり、うち42法人は、業務達成基準を採用していた業務において業務が未了であると判定したものがあつたことから、当該業務に係る運営費交付金債務計1276億余円が30事業年度に繰り越されていた。また、上記の42法人に係る収益化単位の業務における業務の進行状況を測定する指標をみると、当該事業年度に業務が実施されていないなどにより運営費交付金配分額全額を翌事業年度に繰り越している業務を除き、全ての業務において投入費用が指標として設定されていた。そして、当該法人は、当該事業年度における当該収益化単位の業務に対する運営費交付金配分額から当該収益化した額を差し引いた残りを運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越していた（36～43ページ参照）。

(イ) 法人の長における収益化単位の業務ごとの財務情報の把握状況

「会計基準の改訂について」によれば、業務達成基準を採用するに当たり収益化単位の業務ごとの見積費用と実績費用の管理体制を構築することは、会計情報を用いたマネジメントの実現に貢献するものと考えられている。

そこで、29事業年度において、業務達成基準を採用していた73法人について、法人の長における事業年度途中の収益化単位の業務ごとの予算と実績等の財務情報の把握の状況をみると、57法人では、法人の長において事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していた。

一方、16法人では、法人の長において事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していなかった（43～46ページ参照）。

(ウ) 経営努力認定の状況

中期計画等に剰余金の使途が記載されている71法人の27事業年度から29事業年度までの当期総利益及び当期末処分利益の状況をみると、29事業年度は71法人のうち58法人が当期総利益計5929億余円を計上し、このうち55法人が当期末処分利益計5442億余円を計上していた。

また、当期末処分利益を計上している独立行政法人のうち、翌事業年度に経営努力認定額を目的積立金に計上したり経営努力相当額を繰越積立金に含めて計上したりしている独立行政法人の割合の推移をみると、27事業年度7.5%、28事業年度15.2%、29事業年度21.8%と年々増加していた。そして、これらの独立行政法人のうち、経営努力認定額及び経営努力相当額に運営費交付金で賄う経費の節減分が含まれる独立行政法人の割合の推移をみると、27事業年度は該当する独立行政法人がなく、28事業年度44.4%、29事業年度75.0%と同様に増加していた（46～49ページ参照）。

ウ 内部統制・ガバナンスの強化等の状況

(ア) 内部統制システムの整備状況

改正通則法において、独立行政法人は、内部統制システムの整備に関する事項を業務方法書に記載しなければならないこととなっている。

検査の対象とした全87法人（26事業年度末時点では、27年4月に設立された日本医療研究開発機構を除く86法人）について、改正法施行前の26事業年度末時点及び施行後の29事業年度末時点における体制整備通知において業務方法書に具体的に記載することとされている106の具体的項目の業務方法書への記載状況をみると、26事業年度末時点においては、いずれの具体的項目も記載していない独立行政法人が66法人と全体の76.7%を占めていたが、29事業年度末時点では皆無となっていた。そして、29事業年度末時点では、全体の41.3%を占める36法人は、106の具体的項目のうち、独立行政法人の形態等により記載する必要のない具体的項目を除いた全ての具体的項目を業務方法書へ記載していた。一方で、全体の58.6%を占める51法人は、独立行政法人の形態等により記載する必要のない具体的項目以外にも業務方法書へ記載していない具体的項目が見受けられた。

そして、29事業年度末時点において、業務方法書に記載されていない具体的項目がある51法人のうち46法人は、その理由について、既に法人の規程等が整備さ

れており必要ないためであるなどとしていた。一方、51法人のうち8法人は、業務方法書への記載を現在検討中であるとしていた具体的項目があった。

また、監事によるモニタリングに必要な措置に係る具体的項目の業務方法書への記載状況をみると、該当する全ての具体的項目を業務方法書に記載していた独立行政法人は、26事業年度末においては皆無であったが、29事業年度末においては84法人となっていた。

なお、これらの具体的項目が業務方法書等に記載されたことによって監事のモニタリングの実施に影響があったとしている独立行政法人は、具体的項目ごとに11法人から27法人までとなっていて、監事によるモニタリングに必要な措置に係る具体的項目が独立行政法人の業務方法書等に記載されたことによる一定の効果が見受けられた。一方、監事のモニタリングの実施に影響がなかったとしている独立行政法人は、具体的項目ごとに60法人から76法人までとなっていて、その理由は、業務方法書等に記載された事項については従来行っていたためであるなどとしていた（49～53ページ参照）。

(イ) 内部統制の取組状況

体制整備通知では、具体的項目の一つとして、「WBSなどの手法を用いた業務部門ごとの業務フローの認識及び明確化」が示されていることから、全87法人における29事業年度末現在のWBS等の手法を用いた業務部門ごとの業務フローの認識及び明確化の状況をみると、業務フローの認識及び明確化を行ったとしている独立行政法人は71法人となっていた。一方、WBS等の手法を用いて業務フローの認識及び明確化を行っていないとした独立行政法人は16法人となっており、その理由については、WBS等の手法を用いて業務フローの認識及び明確化をどのように行えばよいか分からなかったり、組織規模が小さいため業務フローの認識及び明確化をしなくても柔軟で効率的な対応ができると判断したりしたためであるなどとしていた。

そして、各独立行政法人における29事業年度末のリスクの識別から対応までに係る2項目の業務方法書への記載状況についてみると、全87法人で2項目とも記載されており、リスクの識別から対応までについて取り組むことが定められていた。

しかし、全87法人の29事業年度末現在におけるリスクの識別から対応までに係る2項目の進捗状況についてみると、未着手段階級法人が5法人、途中段階法人が21

法人、実施段階法人が61法人となっていた。リスクの識別から対応までが完了していない理由をみたところ、未着手段階法人においては、全ての独立行政法人で、作業計画を作成していないとしており、途中段階法人においては、作業に従事する職員が足りず、作業が停滞したとしている独立行政法人（21法人中15法人）が最も多くなっていた（54～59ページ参照）。

(ウ) 監事の機能強化等の状況

改正通則法では、主務大臣は、監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないが、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする監事の任命方法に係る規定が追加され、また、監事補佐体制について、監事の機能強化通知が発出されている。

改正法施行後の28事業年度又は29事業年度に任期が開始した66法人延べ130人の監事のうち73人は再任された者であり、初めて任命された者は57人となっていた。そして、初めて任命された57人について任命状況を見ると、公募によらない場合としている割合は96.4%となっており、このうち外部有識者の意見を聴取するなどの方法により任命したとしている「推薦以外」の割合が高くなっていた。

また、任命された監事の経歴についてみると、常勤監事は民間企業出身者が、非常勤監事は公認会計士・税理士の占める割合が、それぞれ高くなっていた。

そして、全87法人について、監事の人数及び常勤・非常勤の構成をみると、27年4月に設立された日本医療研究開発機構を除いた86法人について改正法施行前の26事業年度末の状況と施行後の29事業年度末における状況を比較すると、監事の人数、構成に変化があったのは4法人となっていて、残りの82法人において変化は見受けられなかった。

また、全87法人の監事補佐体制についてみると、26事業年度末に対して29事業年度末に監事を補助する専属の職員が改正法の施行等に伴い増加したとしている独立行政法人（16法人21人増）がある一方で、組織又は業務の見直しにより減少したとしている独立行政法人（3法人3人減）も見受けられた。

そして、29事業年度末に監事を補助する専属の職員が皆無であるとしている独立行政法人は64法人（この中には、役職員数が1,000人以上である24法人のうち13法人が含まれている。）となっていて、多くの独立行政法人が監事の補助業務

と内部監査業務等を兼務する職員を配置していた（59～63ページ参照）。

(2) 所見

独立行政法人制度は、制度創設から10年以上が経過し、それまでの制度見直しに係る議論を改めて総括・点検し、独立行政法人の制度・組織両面にわたる独立行政法人改革を行うこととされ、25年12月に基本的な方針が閣議決定された。

基本的な方針によれば、独立行政法人改革等の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨にのっとり、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、独立行政法人の政策実施機能の最大化を図ることなどであるとされている。

上記の目的を達成するために、独立行政法人改革等においては、独立行政法人を事務及び事業の特性に応じて分類した上で主務大臣が中期目標等を策定し、自ら評価を行うこと、中期目標等に定められた「一定の事業等のまとまり」ごとの区分に基づくセグメント情報を作成して評価にセグメント情報を活用すること、運営費交付金の収益化基準を原則、業務達成基準として経営努力の促進を図ること、内部統制・ガバナンスの強化等の業務運営を改善する仕組みを構築することなどが求められている。

そして、独立行政法人改革等を進めるために、通則法が改正されるとともに、会計基準等が改訂されている。

したがって、主務省及び独立行政法人は、独立行政法人が効果的かつ効率的に業務運営を行うという理念の下、制度導入の本来の趣旨にのっとり、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮できるよう、次の点に十分留意することが必要である（各項目に該当する主務省及び独立行政法人は、別表1参照）。

ア 自己評価及び主務大臣評価について

(ア) 29事業年度末時点において自己評価及び主務大臣評価における評価単位とセグメントが対応していない独立行政法人について、主務大臣及び独立行政法人においては、セグメントを評価単位である「一定の事業等のまとまり」に対応させることができるように十分に検討した上で、セグメントの設定の見直しを図るなどして、評価単位とセグメントを適切に対応させること

(イ) 自己評価において「一定の事業等のまとまり」の単位で評価を行っていない独立行政法人においては、細分化した単位で評価を行う場合であっても、主務大臣

評価の円滑化に資するために、評定を付す際には「一定の事業等のまとまり」の単位で評価を行うこと。また、中期目標等に定めた「一定の事業等のまとまり」の単位で主務大臣評価を行っていない主務大臣においては、細分化した単位で評価を行う場合であっても、独立行政法人の評価等にセグメント情報を十分に活用し、独立行政法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルの機能の強化に資するために、中期目標等に定めた「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行うこと

(ウ) インプット情報を主務大臣評価に活用しているかが確認できない状況となっている独立行政法人の主務大臣評価書について、主務大臣においては、成果に対して要したインプットに係る評価についても適切に主務大臣評価書に記載し、セグメント情報等を評価にどのように活用しているかが分かるようにするなどして、国民に対する説明責任を果たすとともに、評価の実効性を確保するなどすること。また、主務大臣評価書に記載されているインプット情報が評価単位に対応する適切なセグメント情報等の数値となっていない独立行政法人に対する主務大臣評価書においては、対応するセグメント情報等の数値を適切に記載して、評価を適切に行うこと

イ 経営努力の促進等に係る取組について

(ア) 29事業年度末時点において収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法を明文化していない独立行政法人においては、業務達成基準を採用するに当たって、収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法を規程等により明確にすること

(イ) 29事業年度末時点において法人の長が事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していない独立行政法人においては、法人の長の事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報の把握の必要性等について検討すること

ウ 内部統制・ガバナンスの強化等について

(ア) 29事業年度末時点において業務方法書への記載について検討中の具体的項目があるとしている独立行政法人においては、早期に方針を決めて、業務方法書への記載を行うなどの対応を執ること

(イ) WBS等の手法を用いて業務フローの認識及び明確化を行っていなかったとし

ている独立行政法人においては、リスク対応計画の作成や見直しなどの際に、業務ごとにリスクが網羅的に洗い出されるよう、WBS等の手法を用いるなどして業務フローの認識及び明確化を行うことにより、リスクの識別をより効果的に行うことを検討すること

(ウ) 29事業年度末時点において未着手段階法人においては、法人の長のリーダーシップの下、早期にリスクの識別から対応までの作業に着手し、途中段階法人においては、モニタリングが実施できる段階まで早期に作業を進めること。また、実施段階法人においては、モニタリングの結果等を踏まえ、目標の設定に反映させていく取組を引き続き適切に実施していくこと

(エ) 独立行政法人においては、監事監査の実効性を担保するために、監事の機能強化通知を踏まえ、引き続き監事補佐体制の強化を図ること

会計検査院としては、独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。

別表目次

別表1	主務省及び各独立行政法人の項目別内訳	75
別表2	各独立行政法人の政府出資金、運営費交付金交付額及び経常費用（平成29事業年度末、平成29事業年度）	77
別表3	主務大臣評価の総合評定及び府省評価委員会の評価の総合評価	79
別表4	自己評価及び主務大臣評価における評価単位の状況（図表1-8）並びに「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている独立行政法人における「一定の事業等のまとまり」の単位での評価の状況（図表1-9）（平成29事業年度）	81
別表5	インプット情報に記載されている決算額が予算額に対して10%以上増減している評価項目（平成29事業年度）	82
別表6	業務完了の考え方等を規程等により明文化していない理由（平成29事業年度）	83
別表7	法人の長において事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していなかった独立行政法人（平成29事業年度）	84

別表1 主務省及び各独立行政法人の項目別内訳

番号	主務省名	各項目に該当する主務省の内訳		
		所見ア		
		(7)	(イ)	(9)
1	内閣府		○	○
2	総務省			○
3	外務省		○	○
4	財務省		○	
5	文部科学省	○	○	○
6	厚生労働省	○	○	○
7	農林水産省		○	○
8	経済産業省			○
9	国土交通省		○	○
10	環境省			
11	防衛省			
計	11府省（該当「○」府省数）計	2	7	8

番号	3分類	主務省名	法人名	各項目に該当する各独立行政法人の内訳								
				所見ア			所見イ		所見ウ			
				(7)	(イ)	(9)	(7)	(イ)	(7)	(イ)	(9)	(エ)
1	行執	内閣府	国立公文書館		○		○			○	○	○
2	中期		北方領土問題対策協会				○				○	○
3	国研		日本医療研究開発機構			※	○	○			○	○
4	中期		国民生活センター				○				○	○
5	国研	総務省	情報通信研究機構			※	○	○			○	○
6	行執		統計センター			※					○	○
7	中期		郵便貯金・簡易生命保険管理機構			※					○	○
8	中期	外務省	国際協力機構		○	※					○	○
9	中期		国際交流基金			※					○	○
10	中期	財務省	酒類総合研究所		○				○		○	○
11	行執		造幣局		○						○	○
12	行執		国立印刷局		○						○	○
13	中期	文部科学省	国立特別支援教育総合研究所			※	○		○	○	○	○
14	中期		大学入試センター			※					○	○
15	中期		国立青少年教育振興機構	○			○	○		○	○	○
16	中期		国立女性教育会館		○	※	○	○	○	○	○	○
17	中期		国立科学博物館		○	※					○	○
18	国研		物質・材料研究機構		○						○	○
19	国研		防災科学技術研究所		○		○				○	○
20	国研		量子科学技術研究開発機構			※					○	○
21	中期		国立美術館	○	○				○	○	○	○
22	中期		国立文化財機構		○		○				○	○
23	中期		教職員支援機構	○			○	○		○	○	○
24	国研		科学技術振興機構								○	○
25	中期		日本学術振興会								○	○
26	国研		理化学研究所								○	○
27	国研		宇宙航空研究開発機構								○	○
28	中期		日本スポーツ振興センター				○				○	○
29	中期		日本芸術文化振興会				○			○	○	○
30	中期		日本学生支援機構								○	○
31	国研		海洋研究開発機構								○	○
32	中期		国立高等専門学校機構					○		○	○	○
33	中期		大学改革支援・学位授与機構				○				○	○
34	国研		日本原子力研究開発機構			※		○			○	○
35	中期		厚生労働省	勤労者退職金共済機構							○	○
36	中期	高齢・障害・求職者雇用支援機構					○				○	○
37	中期	福祉医療機構									○	○

番号	3分類	主務省名	法人名	各項目に該当する各独立行政法人の内訳								
				所見ア			所見イ		所見ウ			
				(ア)	(イ)	(ウ)	(ア)	(イ)	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
38	中期	厚生労働省	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園				○			○	○	○
39	中期		労働政策研究・研修機構		○		○				○	○
40	中期		労働者健康安全機構				○				○	○
41	中期		国立病院機構								○	○
42	中期		医薬品医療機器総合機構				○				○	○
43	国研		医薬基盤・健康・栄養研究所	○			○		○	○	○	○
44	中期		地域医療機能推進機構							○	○	○
45	中期		年金積立金管理運用		○						○	○
46	国研		国立がん研究センター				※				○	○
47	国研		国立循環器病研究センター				※	○			○	○
48	国研		国立精神・神経医療研究センター				※	○		○	○	○
49	国研		国立国際医療研究センター				※	○			○	○
50	国研		国立成育医療研究センター						○		○	○
51	国研		国立長寿医療研究センター				※	○		○	○	○
52	行執	農林水産省	農林水産消費安全技術センター								○	○
53	中期		家畜改良センター				※				○	○
54	国研		農業・食品産業技術総合研究機構		○		※				○	○
55	国研		国際農林水産業研究センター		○		○				○	○
56	国研		森林研究・整備機構		○			○		○	○	○
57	国研		水産研究・教育機構				※				○	○
58	中期		農畜産業振興機構								○	○
59	中期		農業者年金基金								○	○
60	中期		農林漁業信用基金								○	○
61	中期	経済産業省	経済産業研究所				※	○			○	○
62	中期		工業所有権情報・研修館					○			○	○
63	国研		産業技術総合研究所				※				○	○
64	行執		製品評価技術基盤機構				※				○	○
65	国研		新エネルギー・産業技術総合開発機構					○			○	○
66	中期		日本貿易振興機構				※				○	○
67	中期		情報処理推進機構							○	○	○
68	中期		石油天然ガス・金属鉱物資源機構								○	○
69	中期		中小企業基盤整備機構								○	○
70	国研	国土交通省	土木研究所				※	○			○	○
71	国研		建築研究所					○			○	○
72	国研		海上・港湾・航空技術研究所				※	○		○	○	○
73	中期		海技教育機構		○		※	○	○	○	○	○
74	中期		航空大学校		○			○			○	○
75	中期		自動車技術総合機構		○			○	○		○	○
76	中期		鉄道建設・運輸施設整備支援機構								○	○
77	中期		国際観光振興機構					○	○		○	○
78	中期		水資源機構								○	○
79	中期		自動車事故対策機構		○				○		○	○
80	中期		空港周辺整備機構								○	○
81	中期		都市再生機構								○	○
82	中期		奄美群島振興開発基金								○	○
83	中期		日本高速道路保有・債務返済機構								○	○
84	中期		住宅金融支援機構				※				○	○
85	国研	環境省	国立環境研究所		○						○	○
86	中期		環境再生保全機構								○	○
87	行執	防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構					○			○	○
計		11府省	87法人（「○」又は「※」）計	4	21	28		31	16	8	16	87

注(1) 「主務省名」欄は、主務省が複数ある場合は、各法人の主な主務省名を記載している（別表2及び別表3も同様である。）。

注(2) 「3分類」欄は、「中期」は中期目標管理法、「国研」は国立研究開発法人、「行執」は行政執行法人の略称としている（別表2、別表3、別表4、別表5、別表6及び別表7も同様である。）。

注(3) 所見ア(ウ)欄の「※」は、「インプット情報を主務大臣評価に活用しているかが確認できない状況となっている独立行政法人」又は「主務大臣評価書に記載されているインプット情報が評価単位に対応する適切なセグメント情報等の数値となっていない独立行政法人」を示している。

別表2 各独立行政法人の政府出資金、運営費交付金交付額及び経常費用（平成29事業年度末、平成29事業年度）

(単位：円)

番号	3分類	主務省名	法人名	政府出資金	運営費交付金交付額	経常費用
1	行執	内閣府	国立公文書館	7,179,918,000	2,009,884,000	2,079,538,840
2	中期		北方領土問題対策協会	256,069,521	1,236,096,000	1,367,882,142
3	国研		日本医療研究開発機構	85,000,000,000	5,591,643,000	151,068,018,936
4	中期		国民生活センター	8,901,601,997	3,234,157,000	3,398,965,912
5	国研	総務省	情報通信研究機構	144,315,397,262	33,396,365,000	35,533,324,247
6	行執		統計センター	-	7,671,618,000	8,762,801,735
7	中期		郵便貯金・簡易生命保険管理機構	7,000,000,000	-	6,043,074,445,374
8	中期	外務省	国際協力機構 注(2)	62,452,442,661	154,315,760,000	238,183,948,274
9	中期		国際交流基金	77,729,095,177	15,083,782,000	20,839,926,870
10	中期	財務省	酒類総合研究所	8,302,582,580	1,444,612,000	964,144,867
11	行執		造幣局	60,918,393,478	-	23,408,765,445
12	行執		国立印刷局	140,588,329,426	-	65,073,667,009
13	中期	文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	6,048,582,321	1,049,000,000	1,053,143,750
14	中期		大学入試センター	11,591,504,000	-	11,705,952,193
15	中期		国立青少年教育振興機構	113,514,962,061	8,939,547,000	10,984,110,418
16	中期		国立女性教育会館	3,615,041,440	518,855,000	554,712,285
17	中期		国立科学博物館	68,043,723,925	2,796,871,000	3,534,211,588
18	国研		物質・材料研究機構	73,484,296,220	13,459,125,000	21,214,324,693
19	国研		防災科学技術研究所	58,902,884,888	9,600,419,000	14,402,170,534
20	国研		量子科学技術研究開発機構	87,076,424,375	24,525,856,000	41,043,777,533
21	中期		国立美術館	81,019,148,662	7,536,816,000	6,134,024,677
22	中期		国立文化財機構	104,713,813,740	8,325,430,000	10,112,106,468
23	中期		教職員支援機構	3,891,142,010	1,226,173,000	1,308,777,226
24	国研		科学技術振興機構	217,330,836,002	120,391,479,000	132,908,687,271
25	中期		日本学術振興会	676,048,249	26,711,905,000	258,645,750,380
26	国研		理化学研究所	250,752,107,805	52,591,219,000	98,683,453,583
27	国研		宇宙航空研究開発機構	544,243,652,226	123,096,399,000	201,763,185,363
28	中期		日本スポーツ振興センター	242,694,323,693	14,975,965,000	141,100,785,844
29	中期		日本芸術文化振興会	246,712,790,854	10,000,094,000	18,165,315,553
30	中期		日本学生支援機構	100,000,000	13,773,046,000	91,242,912,862
31	国研		海洋研究開発機構	81,110,894,803	39,344,486,000	45,095,262,695
32	中期		国立高等専門学校機構	278,471,770,699	62,324,365,000	79,991,195,121
33	中期		大学改革支援・学位授与機構	8,780,845,616	1,760,712,000	12,969,711,637
34	国研		日本原子力研究開発機構	803,961,612,218	132,029,279,000	158,919,993,774
35	中期	厚生労働省	勤労者退職金共済機構	1,968,200	31,911,000	538,599,897,292
36	中期		高齢・障害・求職者雇用支援機構	105,091,295,325	68,207,491,000	113,956,932,699
37	中期		福祉医療機構	590,617,073,575	2,815,471,000	170,389,287,154
38	中期		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	15,189,098,667	994,628,000	3,436,202,367
39	中期		労働政策研究・研修機構	6,015,517,682	2,474,215,000	2,292,356,093
40	中期		労働者健康安全機構	154,159,862,289	9,726,443,000	322,777,620,364
41	中期		国立病院機構	202,905,911,289	14,450,916,000	987,442,191,594
42	中期		医薬品医療機器総合機構	1,179,844,924	1,963,292,000	26,791,880,050
43	国研		医薬基盤・健康・栄養研究所	53,310,410,707	6,174,953,000	6,981,021,868
44	中期		地域医療機能推進機構	85,491,182,587	-	364,212,048,707
45	中期		年金積立金管理運用	100,000,000	-	53,316,659,794

番号	3分類	主務省名	法人名	政府出資金	運営費交付金交付額	経常費用
46	国研	厚生労働省	国立がん研究センター	91,662,446,513	6,690,215,000	70,224,101,508
47	国研		国立循環器病研究センター	28,691,811,356	4,250,986,000	29,166,444,276
48	国研		国立精神・神経医療研究センター	37,329,962,123	3,839,399,000	16,208,074,731
49	国研		国立国際医療研究センター	67,888,461,589	5,815,202,000	43,441,049,625
50	国研		国立成育医療研究センター	36,382,981,092	3,349,335,000	25,072,100,601
51	国研		国立長寿医療研究センター	10,333,706,713	2,801,805,000	10,600,034,953
52	行執	農林水産省	農林水産消費安全技術センター	10,110,145,328	6,602,873,000	6,564,171,664
53	中期		家畜改良センター	48,161,621,298	7,337,792,000	8,971,796,612
54	国研		農業・食品産業技術総合研究機構	335,740,303,728	65,920,772,000	66,890,556,742
55	国研		国際農林水産業研究センター	8,470,154,319	3,614,606,000	3,762,398,962
56	国研		森林研究・整備機構	790,920,100,381	10,155,381,000	16,604,801,236
57	国研		水産研究・教育機構	66,404,417,477	17,393,171,000	21,836,463,519
58	中期		農畜産業振興機構	30,554,662,197	1,647,794,000	203,537,572,689
59	中期		農業者年金基金	-	3,143,828,000	124,767,027,153
60	中期		農林漁業信用基金	148,894,462,410	-	5,918,279,193
61	中期		経済産業省	経済産業研究所	-	1,415,045,000
62	中期	工業所有権情報・研修館		-	12,141,239,000	11,309,904,445
63	国研	産業技術総合研究所		284,741,495,643	63,520,586,000	100,231,394,979
64	行執	製品評価技術基盤機構		19,010,651,741	6,927,258,000	7,680,197,821
65	国研	新エネルギー・産業技術総合開発機構		77,519,941,856	148,368,894,000	169,066,710,867
66	中期	日本貿易振興機構		44,836,009,662	26,801,000,000	38,846,512,343
67	中期	情報処理推進機構		20,840,961,877	5,711,997,000	13,416,098,776
68	中期	石油天然ガス・金属鉱物資源機構		878,559,909,567	23,920,485,000	245,412,821,150
69	中期	中小企業基盤整備機構		1,102,093,969,784	18,575,318,000	1,084,053,520,460
70	国研	国土交通省		土木研究所	34,993,256,864	8,626,973,000
71	国研		建築研究所	20,384,390,292	1,768,176,000	1,909,954,072
72	国研		海上・港湾・航空技術研究所	51,376,155,664	5,192,698,000	8,961,010,864
73	中期		海技教育機構	19,263,440,566	7,367,855,000	8,346,296,892
74	中期		航空大学校	4,915,008,081	2,316,028,000	3,419,906,182
75	中期		自動車技術総合機構	24,867,147,322	3,236,980,000	13,339,215,631
76	中期		鉄道建設・運輸施設整備支援機構	115,371,159,986	259,270,000	461,797,748,275
77	中期		国際観光振興機構	958,426,354	12,720,396,000	18,721,219,382
78	中期		水資源機構	5,752,159,232	-	123,259,746,762
79	中期		自動車事故対策機構	13,081,869,227	6,843,239,000	12,297,288,505
80	中期		空港周辺整備機構	300,000,000	-	1,858,422,012
81	中期		都市再生機構	1,072,768,624,700	-	965,522,497,825
82	中期		奄美群島振興開発基金	11,001,271,430	-	253,041,259
83	中期		日本高速道路保有・債務返済機構	4,101,908,109,745	-	1,402,824,112,827
84	中期		住宅金融支援機構	701,475,420,000	-	481,626,259,167
85	国研	環境省	国立環境研究所	36,793,208,288	9,277,601,000	16,594,218,944
86	中期		環境再生保全機構	15,954,663,260	6,691,079,000	59,425,053,645
87	行執	防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	848,632,502	3,014,880,000	3,209,048,030
計	11府省	87法人	うち83法人	うち74法人	87法人	
			15,474,603,521,321 (15兆4746億余円)	1,523,060,434,000 (1兆5230億余円)	16,462,846,772,227 (16兆4628億余円)	

注(1) 番号欄の番号は、別表1の番号に対応している(別表3、別表4、別表5、別表6及び別表7も同様である。)

注(2) 国際協力機構は、一般勘定分を記載している。

別表3 主務大臣評価の総合評定及び府省評価委員会の評価の総合評価

番号	主務省名	法人名 注(1) 注(2)	3 分類	主務大臣評価の総合評定 注(2) 注(3)				府省評価委員会の評価 の総合評価 注(5) 注(6)	
				平成26 事業年度	27 事業年度	28 事業年度	29 事業年度		
				平成25事業年度					
1	内閣府	国立公文書館	行執	A	B	B	B	記述式のため省略	
2		北方領土問題対策協会	中期	B	B	B	B	記述式のため省略	
3		日本医療研究開発機構 注(4)	国研		A	A	A		
4		国民生活センター	中期	B	B	B	B	記述式のため省略	
5	総務省	情報通信研究機構	国研	A	A	A	A	記述式のため省略	
6		統計センター	行執	B	B	B	B	記述式のため省略	
7		郵便貯金・簡易生命保険管理機構	中期	B	B	B	B	記述式のため省略	
8	外務省	国際協力機構	中期	A	B	A	B	記述式のため省略	
9		国際交流基金	中期	A	B	B	B	記述式のため省略	
10	財務省	酒類総合研究所	中期	B	B	B	B	記述式のため省略	
11		造幣局	行執	B	C	B	B	記述式のため省略	
12		国立印刷局	行執	B	B	B	B	記述式のため省略	
13	文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	中期	B	B	B	B	記述式のため省略	
14		大学入試センター	中期	B	B	B	B	記述式のため省略	
15		国立青少年教育振興機構	中期	B	A	A	A	記述式のため省略	
16		国立女性教育会館	中期	B	B	B	B	記述式のため省略	
17		国立科学博物館	中期	A	A	A	A	記述式のため省略	
18		物質・材料研究機構	国研	A	A	B	A	記述式のため省略	
19		防災科学技術研究所	国研	A	A	B	A	記述式のため省略	
20		量子科学技術研究開発機構*	国研	B	A	A	A	記述式のため省略	
21		国立美術館	中期	B	B	B	B	記述式のため省略	
22		国立文化財機構	中期	B	B	B	B	記述式のため省略	
23		教職員支援機構*	中期	B	B	B	A	記述式のため省略	
24		科学技術振興機構	国研	A	A	A	A	記述式のため省略	
25		日本学術振興会	中期	A	A	A	A	記述式のため省略	
26		理化学研究所	国研	B	A	A	A	記述式のため省略	
27		宇宙航空研究開発機構	国研	A	B	A	A	記述式のため省略	
28		日本スポーツ振興センター	中期	D	C	B	B	記述式のため省略	
29		日本芸術文化振興会	中期	B	B	B	B	記述式のため省略	
30		日本学生支援機構	中期	B	B	B	B	記述式のため省略	
31		海洋研究開発機構	国研	B	B	A	A	記述式のため省略	
32		国立高等専門学校機構	中期	B	B	B	B	記述式のため省略	
33		大学改革支援・学位授与機構*	中期	B	B	B	B	記述式のため省略	
34		日本原子力研究開発機構	国研	B	B	B	B	記述式のため省略	
35		厚生労働省	勤労者退職金共済機構	中期	B	B	B	B	記述式のため省略
36			高齢・障害・求職者雇用支援機構	中期	A	B	B	B	記述式のため省略
37	福祉医療機構		中期	A	B	B	B	記述式のため省略	
38	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		中期	A	B	B	B	記述式のため省略	
39	労働政策研究・研修機構		中期	A	B	B	B	記述式のため省略	
40	労働者健康安全機構*		中期	A	B	B	B	記述式のため省略	
41	国立病院機構		中期	A	B	B	B	記述式のため省略	
42	医薬品医療機器総合機構		中期	A	B	B	B	記述式のため省略	
43	医薬基盤・健康・栄養研究所*		国研	A	B	B	B	記述式のため省略	
44	地域医療機能推進機構		中期	B	B	B	B	記述式のため省略	
45	年金積立金管理運用		中期	A	B	B	B	記述式のため省略	
46	国立がん研究センター		国研	A	B	A	A	記述式のため省略	
47	国立循環器病研究センター		国研	A	B	B	A	記述式のため省略	
48	国立精神・神経医療研究センター		国研	A	B	B	A	記述式のため省略	
49	国立国際医療研究センター		国研	A	B	A	A	記述式のため省略	
50	国立成育医療研究センター		国研	A	B	A	A	記述式のため省略	
51	国立長寿医療研究センター		国研	A	B	B	A	記述式のため省略	

(参考)

(参考)

番号	主務省名	法人名 注(1) 注(2)	3 分類	主務大臣評価の総合評定 注(2) 注(3)				府省評価委員会の評価 の総合評価 注(5) 注(6)
				平成26 事業年度	27 事業年度	28 事業年度	29 事業年度	
52	農林水産省	農林水産消費安全技術センター	行執	B	B	B	B	A
53		家畜改良センター	中期	B	B	B	B	A
54		農業・食品産業技術総合研究機構*	国研	B	A	B	B	A
55		国際農林水産業研究センター	国研	B	A	B	B	A
56		森林研究・整備機構*	国研	B	B	B	B	A
57		水産研究・教育機構*	国研	B	B	B	B	A
58		農畜産業振興機構	中期	B	B	B	B	A
59		農業者年金基金	中期	C	B	B	B	A
60		農林漁業信用基金	中期	B	B	B	B	A
61		経済産業省	経済産業研究所	中期	A	A	A	B
62	工業所有権情報・研修館		中期	B	B	B	B	A
63	産業技術総合研究所		国研	A	B	A	B	A
64	製品評価技術基盤機構		行執	A	B	B	A	A
65	新エネルギー・産業技術総合開発機構		国研	A	A	A	B	A
66	日本貿易振興機構		中期	A	A	A	A	A
67	情報処理推進機構		中期	A	B	A	B	A
68	石油天然ガス・金属鉱物資源機構		中期	A	A	A	A	A
69	中小企業基盤整備機構		中期	A	A	A	B	A
70	国土交通省	土木研究所	国研	B	A	B	A	A
71		建築研究所	国研	B	B	A	A	A
72		海上・港湾・航空技術研究所*	国研	B	A	A	A	A
73		海技教育機構*	中期	B	B	B	B	A
74		航空大学校	中期	B	B	B	B	A
75		自動車技術総合機構*	中期	B	C	B	B	A
76		鉄道建設・運輸施設整備支援機構	中期	B	B	B	B	B
77		国際観光振興機構	中期	A	A	A	A	A
78		水資源機構	中期	B	B	B	B	A
79		自動車事故対策機構	中期	B	B	B	B	A
80		空港周辺整備機構	中期	B	B	B	B	A
81		都市再生機構	中期	B	B	B	B	A
82		奄美群島振興開発基金	中期	B	B	B	B	A
83		日本高速道路保有・債務返済機構	中期	B	B	B	B	A
84		住宅金融支援機構	中期	B	B	B	B	A
85	環境省	国立環境研究所	国研	B	B	A	A	A
86		環境再生保全機構	中期	B	B	B	B	A
87	防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	行執	B	B	B	B	記述式のため省略
計	11府省	87法人		86法人	87法人	87法人	87法人	86法人

注(1) 法人名は、平成29事業年度末現在の名称を記載している。

注(2) 法人名に*印を付した11法人は、平成27事業年度から29事業年度までに統合等しており、統合等した事業年度より前の事業年度の総合評定は、いずれも会計検査院の分析対象とした11旧法人(図表0-8で□を付した法人)に係る総合評定を記載している。

注(3) 評価指針によれば、中期目標管理法及行政執行法人の総合評定は、次のとおりとされている。

S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：おおむね所期の目標を達成していると認められる。

C：所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

また、国立研究開発法人の総合評定は、次のとおりとされている。

S：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

注(4) 日本医療研究開発機構は、平成27年4月に設立されたため、25、26両事業年度末の法人数には含めていない。

注(5) (参考)は、総務省行政管理局が公表した「独立行政法人等の評価結果一覧(平成25年度業務実績に対する評価)」を基に会計検査院が作成した。

注(6) 府省評価委員会の評価については、府省評価委員会ごとに評価基準があり、統一のルールがなかったため、総合評価を記述式で行っている場合もある。また、同一の総合評定であっても、単純比較することはできない。

別表4 自己評価及び主務大臣評価における評価単位の状況（図表1-8）並びに「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている独立行政法人における「一定の事業等のまとまり」の単位での評価の状況（図表1-9）（平成29事業年度）

番号	法人名	3分類	図表1-8				図表1-9			
			自己評価		主務大臣評価		自己評価（25法人）		主務大臣評価（23法人）	
			「一定の事業等のまとまり」を細分化せずに「一定の事業等のまとまり」の単位で評価を行っている独立行政法人	「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている独立行政法人	「一定の事業等のまとまり」を細分化せずに「一定の事業等のまとまり」の単位で評価を行っている独立行政法人	「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている独立行政法人	行っている独立行政法人	行っていない独立行政法人	行っている独立行政法人	行っていない独立行政法人
1	国立公文書館	行執		○		○		○		○
3	日本医療研究開発機構	国研	○		○					
5	情報通信研究機構	国研	○		○					
6	統計センター	行執		○		○				
7	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	中期		○		○			○	
8	国際協力機構	中期		○		○				○
9	国際交流基金	中期	○		○					
10	酒類総合研究所	中期		○		○				○
11	造幣局	行執		○		○				○
12	国立印刷局	行執		○		○				○
13	国立特別支援教育総合研究所	中期	○		○					
14	大学入試センター	中期		○		○				○
15	国立青少年教育振興機構	中期	○		○					
16	国立女性教育会館	中期		○		○				
17	国立科学博物館	中期		○		○				
18	物質・材料研究機構	国研		○		○				○
19	防災科学技術研究所	国研		○		○				○
20	量子科学技術研究開発機構	国研	○		○					
21	国立美術館	中期		○		○				○
22	国立文化財機構	中期		○		○				○
23	教職員支援機構	中期	○		○					
24	科学技術振興機構	国研	○		○					
34	日本原子力研究開発機構	国研	○		○					
39	労働政策研究・研修機構	中期		○		○				○
45	年金積立金管理運用	中期		○		○				○
46	国立がん研究センター	国研	○		○					
47	国立循環器病研究センター	国研	○		○					
48	国立精神・神経医療研究センター	国研	○		○					
49	国立国際医療研究センター	国研	○		○					
50	国立成育医療研究センター	国研	○		○					
51	国立長寿医療研究センター	国研	○		○					
52	農林水産消費安全技術センター	行執	○		○					
53	家畜改良センター	中期		○		○			○	
54	農業・食品産業技術総合研究機構	国研		○		○				○
55	国際農林水産業研究センター	国研		○		○				○
56	森林研究・整備機構	国研		○		○				○
57	水産研究・教育機構	国研	○		○					
61	経済産業研究所	中期	○		○					
62	工業所有権情報・研修館	中期	○		○					
63	産業技術総合研究所	国研	○		○					
64	製品評価技術基盤機構	行執	○		○					
66	日本貿易振興機構	中期	○		○					
70	土木研究所	国研	○		○					
71	建築研究所	国研	○		○					
72	海上・港湾・航空技術研究所	国研	○		○					
73	海技教育機構	中期		○		○				○
74	航空大学校	中期		○		○				○
75	自動車技術総合機構	中期		○		○				○
79	自動車事故対策機構	中期		○		○				○
84	住宅金融支援機構	中期	○		○					
85	国立環境研究所	国研		○		○				○
87	駐留軍等労働者労務管理機構	行執	○		○					
	計		27	25	29	23	4	21	4	19

別表5 インプット情報に記載されている決算額が予算額に対して10%以上増減している評価項目（平成29事業年度）

番号	法人名	3分類	評価項目	予算額	決算額	予算額及び決算額の単位	予算額に対する決算額の増減	決算額/予算額
3	日本医療研究開発機構	国研	(2)基礎研究から実用化へ一貫して繋ぐプロジェクトの実施 ⑩健康・医療戦略の推進に必要な研究開発事業	63,597,837	34,882,259	千円	-45.1%	0.54
5	情報通信研究機構	国研	III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. ICT分野の基礎的・基盤的な研究開発等 (1)センシング基盤分野 3. 機構法第14条第1項第3号から第5号までの業務	4,883	4,015	百万円	-17.7%	0.82
			III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. ICT分野の基礎的・基盤的な研究開発等 (3)データ活用基盤分野	11,849	6,064	百万円	-48.8%	0.51
			III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 4. 研究支援業務・事業振興業務等	7,840	6,334	百万円	-19.2%	0.80
6	統計センター	行執	受託製表に関する事項	565,904	624,660	千円	10.3%	1.10
8	国際協力機構	中期	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	10,710	6,475	百万円	-39.5%	0.60
9	国際交流基金	中期	文化芸術交流事業の推進及び支援	3,536,628	3,165,715	千円	-10.4%	0.89
			海外日本研究・知的交流の推進及び支援	2,452,499	1,770,403	千円	-27.8%	0.72
			特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進	274,580	401,523	千円	46.2%	1.46
13	国立特別支援教育総合研究所	中期	各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	285,147	235,631	千円	-17.3%	0.82
17	国立科学博物館	中期	ナショナルコレクションの体系的構築及び人類共有の財産として将来にわたり継承するための標本資料収集・保管事業の実施	313,163	570,644	千円	82.2%	1.82
20	量子科学技術研究開発機構	国研	量子科学技術に関する萌芽・創成的研究開発	805	1,036	百万円	28.6%	1.28
			放射線の革新的医学利用等のための研究開発	7,344	8,255	百万円	12.4%	1.12
			放射線影響・被ばく医療研究	1,709	2,067	百万円	20.9%	1.20
			量子ビームの応用に関する研究開発	5,040	5,724	百万円	13.5%	1.13
			核融合に関する研究開発	26,064	29,173	百万円	11.9%	1.11
			研究開発成果の普及活用、国際協力や産学官連携の推進及び公的研究機関として担うべき機能	998	1,363	百万円	36.5%	1.36
34	日本原子力研究開発機構	国研	東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発	注(2) 24,275	27,745	百万円	14.2%	1.14
			原子力安全規制行政等への技術的支援及びそのための安全研究	4,292	9,563	百万円	122.8%	2.22
			原子力の安全性向上のための研究開発等及び核不拡散・核セキュリティに資する活動	2,182	2,702	百万円	23.8%	1.23
			産学官との連携強化と社会からの信頼の確保のための活動	4,300	5,233	百万円	21.6%	1.21
46	国立がん研究センター	国研	医療政策の推進等に関する事項	2,009,933	2,330,351	千円	15.9%	1.15
47	国立循環器病研究センター 注(3)	国研	実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備	2,648,206	1,731,591	千円	-34.6%	0.65
			人材育成に関する事項	1,099,180	948,880	千円	-13.6%	0.86
			医療政策の推進等に関する事項	122,280	91,441	千円	-25.2%	0.74
48	国立精神・神経医療研究センター	国研	医療政策の推進等に関する事項	125,617	198,104	千円	57.7%	1.57
49	国立国際医療研究センター	国研	医療政策の推進等に関する事項（国際協力）	1,347,140	1,005,004	千円	-25.3%	0.74
51	国立長寿医療研究センター 注(3)	国研	担当領域の特性を踏まえた戦略かつ重点的な研究・開発の推進	1,213,313	983,509	千円	-18.9%	0.81
			実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備	2,451,967	2,839,393	千円	15.8%	1.15
			医療政策の推進等に関する事項	68,306	86,096	千円	26.0%	1.26
53	家畜改良センター	中期	第1業務の質の向上 1 家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等	308,979	260,578	千円	-15.6%	0.84
			第1業務の質の向上 6 家畜改良増殖法等に基づく検査	67,620	53,476	千円	-20.9%	0.79
			第1業務の質の向上 7 牛トレーサビリティ法に基づく事務等	238,408	210,272	千円	-11.8%	0.88
			第1業務の質の向上 8 その他センターの人材・資源を活用した外部支援	116	374	千円	222.4%	3.22
54	農業・食品産業技術総合研究機構	国研	民間研究に係る特例業務	253,953	88,661	千円	-65.0%	0.34
57	水産研究・教育機構	国研	研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 研究開発成果の最大化等に向けた取組の強化	706,290	799,335	千円	13.1%	1.13
			研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 研究開発業務（重点研究課題2. 水産業の健全な発展と安全な水産物の安定供給のための研究開発）	11,866,365	10,353,743	千円	-12.7%	0.87
61	経済産業研究所	中期	調査・研究・政策提言・資料統計業務	886,116	725,380	千円	-18.1%	0.81
63	産業技術総合研究所	国研	情報・人間工学領域	9,051,346	13,085,920	千円	44.5%	1.44
			地質調査総合センター	15,194,914	7,789,843	千円	-48.7%	0.51
			その他本部機能	7,792,837	12,566,047	千円	61.2%	1.61
64	製品評価技術基盤機構	行執	製品安全	1,676,345	2,027,503	千円	20.9%	1.20
			バイオテクノロジー	1,848,978	2,415,006	千円	30.6%	1.30
66	日本貿易振興機構	中期	農林水産物・食品の輸出促進	8,402,646	6,341,243	千円	-24.5%	0.75
			中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援	25,586,472	20,190,262	千円	-21.0%	0.78
70	土木研究所	国研	安全・安心な社会の実現への貢献	2,629,560	4,963,705	千円	88.7%	1.88
72	海上・港湾・航空技術研究所	国研	船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発等	3,302,692	4,761,679	千円	44.1%	1.44
			港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発等	2,348,641	2,994,183	千円	27.4%	1.27
84	住宅金融支援機構	中期	住宅融資保険等事業	19,434	30,699	百万円	57.9%	1.57
	(24法人)		(49項目)					

注(1) 太枠は、決算額が予算額に対して1.5倍以上となっている項目である。

注(2) 日本原子力研究開発機構の予算額については、セグメント情報等に記載されている数値を記載している。

注(3) 国立循環器病研究センター及び国立長寿医療研究センターについては、主務大臣評価においては、予算額及び決算額の欄に、それぞれ収入額及び支出額が記載されているが、本表では予算額及び決算額の欄に、支出額を記載している。

別表6 業務完了の考え方を規程等により明文化していない理由（平成29事業年度）

番号	法人名	3分類	各独立行政法人の規程等により明文化していない理由				
			①改訂会計基準Q&Aの記載に沿って測定等をしているため	②業務が単年度で完了するとしているため	③中期目標等で設定された指標を用いているため	④個々の業務ごとに異なるため	⑤理由なし
1	国立公文書館	行執	○	○			
2	北方領土問題対策協会	中期				○	
3	日本医療研究開発機構	国研	○				
4	国民生活センター	中期	○				
5	情報通信研究機構	国研			○		
13	国立特別支援教育総合研究所	中期	○				
15	国立青少年教育振興機構	中期			○		
16	国立女性教育会館	中期				○	
19	防災科学技術研究所	国研	○				
22	国立文化財機構	中期				○	
23	教職員支援機構	中期		○			
28	日本スポーツ振興センター	中期					○
29	日本芸術文化振興会	中期	○				
33	大学改革支援・学位授与機構	中期		○			
36	高齢・障害・求職者雇用支援機構	中期		○			
38	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	中期					○
39	労働政策研究・研修機構	中期	○	○			
40	労働者健康安全機構	中期		○			
42	医薬品医療機器総合機構	中期	○				
43	医薬基盤・健康・栄養研究所	国研					○
55	国際農林水産業研究センター	国研	○				
61	経済産業研究所	中期				○	
62	工業所有権情報・研修館	中期		○			
65	新エネルギー・産業技術総合開発機構	国研				○	
70	土木研究所	国研	○				
71	建築研究所	国研	○				
72	海上・港湾・航空技術研究所	国研					○
73	海技教育機構	中期					○
75	自動車技術総合機構	中期		○			
77	国際観光振興機構	中期				○	
87	駐留軍等労働者労務管理機構	行執			○		
計			11法人	8法人	3法人	6法人	5法人

別表7 法人の長において事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していなかった
独立行政法人（平成29事業年度）

番号	法人名	3分類	内 訳		
			法人の長において収益化単位の業務と異なる単位の業務ごとに財務情報を把握していた独立行政法人	法人の長において経理担当部門等が予算等の見直しが必要と判断した業務に係る財務情報のみを把握していた独立行政法人	経理担当部門等が予算等の見直しを行う必要がないと判断したことから、法人の長においては事業年度途中における財務情報を把握していなかった独立行政法人
3	日本医療研究開発機構	国研	○		
5	情報通信研究機構	国研	○		
15	国立青少年教育振興機構	中期	○		
16	国立女性教育会館	中期			○
23	教職員支援機構	中期	○		
32	国立高等専門学校機構	中期		○	
34	日本原子力研究開発機構	国研	○		
47	国立循環器病研究センター	国研	○		
48	国立精神・神経医療研究センター	国研	○		
49	国立国際医療研究センター	国研	○		
51	国立長寿医療研究センター	国研	○		
56	森林研究・整備機構	国研	○		
73	海技教育機構	中期		○	
74	航空大学校	中期			○
75	自動車技術総合機構	中期	○		
77	国際観光振興機構	中期		○	
計			11法人	3法人	2法人